に對する幹部の所見如何

と質す處あり、安達氏之に答へて

黨首制度に就ては總裁を置き、其下に會長を置くべしとの說もありしが、斯くては徒らに機關を複雜にするのみなれば、黨首一人を定むることに內定し居れり。而して其黨首以外の黨制も、現今の同志會の黨制とさまで大差なきものと御承知あり度し。たゞ此際友黨二派に於ては同志會のために併呑せられたるが如き形式に出づるを好まず、亦た我黨に於ても飽くまで對等の格にて合同を斷行し、友黨二派の意見は十分之を尊重し、苟くも併呑がましき形式は之を避くるに努めつゝあり。

と述べ、一同異議なく決議事項を可決したる後、座談に移り加藤總理は

新政黨樹立を目して世間やゝもすれば、後機內閣の引受準備なりとし、內閣更迭と新政黨組織とを關連して考ふるものあれど、之れ實に大なる誤りなり。元來三派の合同は過般の總選擧以來の宿題にして、諸君に於かれても非公式に之が促進の運動を試みられたり。而して今日漸く此の宿題が公式に解決せられんとするに過ぎず。されば諸君に於かれても、世上の曲解或は疑惑を釋かんが爲め夫れ〴〵意を效されんことを切望する次第なり。

と謹告する處あつた。かくて正午近く會を閉ぢ午後一時より更に本部樓上に評議員會を開き、所屬代議士及び支部代表者等百二十餘名出席、富田幹事長の開會の挨拶あり、鹿島評議員長議長席に着き開會を宣したる後、加藤總理登壇

今日こゝに我黨大會に代るべき評議員會を開き、諸君の御來會を求めたるは、既に諸君も新聞紙上その他の報道機關により御承知の三派合同新政黨組織の重大なる條件に關し、諸君に御諮りせんが爲なり。顧みれば此の合同同盟は、昨年總選擧以來議院に過半數を得る大政黨を組織する趣旨にて、三派間に等しく唱道せられたる處なるが、政黨を組織する以上たゞ多數を擁して橫暴專恣を逞ふするは、嚴に之を避けざるべからず、而して眞に國民の輿論を代表する模範政黨たらざるべからず、同志會を創立したる亦た實に此れが爲に外ならず、只こ



の目的を貫徹せんが爲には、多少の犧牲を拂ふ覺悟あるを要す。蓋し三派合同の時期如何に就ては、大に考慮を費す必要ありと思惟したるは總選擧後、我黨は百五十名以上の多數黨たるに至りしと雖も、往々黨員中に面識なきものあり、苟も三派が合同して一團となる以上、相互に意志疏通して何等感情上の疎隔なき時期に達したる曉ならざる可らず、換言すれば當時は時機尙早の憾ありしなり。但し之れ合同反對の意味にあらざることは、諸君の充分諒とせらるゝ所なるべし。

然るに我黨有志中絕へず合同促進に努め、有ゆる手段により之が機運を促進せられ、今日こゝに正式に合同の黨議を決定せんとするに至りたるは、大に予の欣幸とする所にして、予は是等の有志諸君に對して滿腔の謝意を表するものなり。斯くて相互の意志疏通し、感情も融和したる時機の到來したりと見へ、合同談はます〳〵進行し、本月十八日始めて正式に高田文相の訪問を受け、公友俱樂部よりの參加者氏名を通じ來り、是等を合して一黨を組織せば優に議院に過半數を占むるを得べしとの趣旨により、我黨に對し合同の參加を求められたり。

こゝに於て我黨は卽日、最高幹部會を予の邸に開き總務、幹事長及び慣例により我黨出身閣僚その他數氏の出席を乞ひ、公友中正兩派よりの來意に基き內協議をなせり、此會に出席したる諸君は大體に於て合同參加に異議なかりしが、黨の存亡に關する斯かる重大案件を、黨幹部の少數者の意見のみにて決定するは、諸君に對して相濟まざる次第と考へ、合同贊成の黨議は黨員諸君全體の意見に徵したる上之を決定することゝし、取敢へず非公式に交涉委員を設け、他派との交涉を進めつゝあり、今日は前陳の次第に付き御來會を求めたる次第なれば諸君に於ても腹藏なく意見を開陳せられ、合同參加の是非を攻究あらんことを望む。終りに臨み三派合同新政黨組織と內閣更迭問題とを同一視するものあれど、合同問題は昨年以來の宿題にして、內閣更迭と何等の關係なし、諸君は是等の浮說に迷はさるゝことなく、向後憲政の爲め國家の爲めに、最善の努力を盡されんことを希ふ。

右總理の演說終るや議事に入り、小泉幹事は常議員會に諮問決定したる決議事項を朗讀し、野村嘉六氏より原案贊成の動議出でたる外二、

三氏の質問あつた後、滿場一致を以て原案を可決し、次で總理より從來非公式の交涉委員たりし安達謙藏、濱口雄幸兩氏の外に富田幸次郎氏を加へ、正式に右三氏を交涉委員に推擧し三時を以て散會した。

## 公友、中正兩派の準備委員

公友俱樂部に於ける合同派は、二十五日午前十時高田文相邸に大隈、今西、高木、小山、賴母木、高木、關、紫安、田淵、今村、三浦、田村等の諸氏參集して種々協議を遂げた結果、新政黨準備委員として正式に大隈常信、今西林三郎、高木正年の三氏を選出し正午散會した。而して中正會に於ける新政黨準備委員は、過日の決議に從ひ尾崎行雄氏より大竹貫一、早速整爾、岡部次郎の三氏を指名決定した。斯くて三派の正式創立準備委員は、屢々會合して準備會を開き、二十八日午後衆議院議長官舍に開きたる會合に於ては、政綱政策の起草委員として濱口雄幸、早速整爾の二氏を擧ぐることに決定し、二氏は三十日の會合に於て其草案を提出した。而して十月四日同じく衆議院議長官舍に於ける第五回目の準備委員會に於ては、委員全部出席の上、左の件を協定した。

一、結黨式豫算　二、新政黨創立事務所を築地精養軒に置く事　三、事務所主任を富田委員に囑託する事　四、事務所より全國各地に向つて電報及び書面を以て案內狀を發送する事　五、結黨式順序尙ほ創立事務所は五日より事務を開始することゝし、最後に安達、岡部、高木三氏より大隈侯に對し黨首就任の勸說を爲す旨を決議し、三氏は時日を選み大隈侯に內交涉を開始することゝなつた。

## 總裁と黨名問題

十月八日午後より例の如く議長官舍に開會した第八回の準備委員會に於ては、十日擧行すべき結黨式準備に關し、役員の振り宛、結黨式場に於ける受持ち等の相談をなしたが、翌九日加藤總理邸に於ける第九回の準備委員會に於て、總裁と黨名問題を初め幾多の未了案件一切を決したのであつた。云ふ迄もなく新政黨と大隈侯とは因緣淺からざるものあるが爲め、三派皆な同侯の新黨首たらんことを希望せざるなく、隨つて創立準備委員に於ても既記の如く安達、高木、岡部三氏を勸說委員として同侯に懇請したのであつた。卽ち右三氏は十月六日早稻田の邸に侯を訪ひ、時局多事の際三派合同派の熱望を容れて黨首たることに快諾を與へられ、指導を得たき旨懇々一時間餘に亙り勸說する所あつたが、侯は諸君の意は深く諒とするも、予は政黨政派の上に立ち高處より極力盡力すべしと答へ、黨首たることを欲せず固辭したので、三氏は退邸後直ちに之を委員會に報告する處あり、委員會は更に翌七日早朝侯に對し、加藤、尾崎、高田三氏より改めて黨首推戴の事を乞ふべき旨を申合せ、右三氏に勸說方を囑したので尾崎、高田兩氏は八日午前、加藤氏は午後何れも大隈侯と會見の上、黨首就任の事を懇請したのであつた。

然るに侯は前日、交涉委員會に答へたると同樣の事を繰返し、尾崎、高田兩氏に對しては特に加藤子を好適任者として推薦したのであつた。こゝに於て準備委員會は侯の黨首推戴を斷念し、總裁は公選とするの議を決したのであつたが、然し委員等としては準備の手筈上、豫め黨首の何人なるかを內定し置くの必要あるを以て、九日加藤、尾崎、高田三氏の列席を乞ひ改めて黨首問題を協議したのであつた。其席上尾崎氏は

實は此問題につき只今も別室にて加藤子に對し、黨首就任を懇請せる次第である、大隈侯を黨首に推戴することは、一同の熱烈な希望なりしを以て準備委員諸君及び自分等に於ても、全力をつくして侯を勸說したれど、侯は一般國民に對し社會的指導者の位置に立つと共に、黨に對しては遊說その他に就て黨內に在ると同樣、投助を惜まずとの事であるから、大隈侯の黨首推戴は斷念するの外なく、隨つて大隈侯黨首たらずとせば、加藤子こそ黨首の好適任者なるを以て、別室に於て高田氏と共に加藤子に對し、只今まで黨首就任を懇請しつゝありし次第である。仍つて諸君に於かれても更に加藤子に懇請せられんことを希望して已まない。

と述べ高田氏之に和し、委員一同も擧つて加藤子に黨首たらんことを求めたのであつた。之に對し加藤子は

大隈侯を黨首に推戴する件に就ては、正式に交渉せるは一回なれど、自分は個人として從來幾回となく之を繰返したのであつた。然るに結局侯の承諾を得る事能はなくなつた爲め、自分に黨首たれとの御勸告であるが、不肖短才よく諸君の御希望に副ふことの出來ないのを憾みとせざるを得ない。然しながら幸にして諸君の御援助に依り、其任を完ふすることを得ば此際强いて御辭退申上ぐるも如何かと考へられるので、敢て黨首たるを辭せぬ覺悟である。

と答へ玆に新政黨の黨首問題は解決されたのであつた。而して黨名は各派の意見を折衷し、總裁に於て「憲政會」と命名するに決定した。斯くて十月九日新政黨創立の準備は全く完備したのであつた。

## 結黨式擧行と役員選定

憲政會の結黨式は豫定の如く十月十日午後二時より、築地精養軒に於て盛大に擧行された。當日會場の正面に設けられた綠門には、新政黨結黨式場と大書せる額を掲げ、萬國旗は美しく風にひるがへり、階上の大廣間は紅白の布を以て柱を卷き萬端の準備手落なく、定刻前より來會者は陸續として入り來り、午後一時頃には二階、三階までも埋め盡し其數五千餘名と聞せられた。斯くて定刻に至るや先づ早速整爾氏登壇して開會の辭を述べ

本日は新內閣組織の翌日に當る、此日我が新政黨の旗上げをなすを得たるは、我等の一層勇奮せざる可らざる處である。今更ら說くまでもなく帝國憲法實施せられてより二十有七年、而かも其の運用は遲々として進まず、憲政の本義に照らして動もすれば、逆轉を口にせざるを得ないのは遺憾の次第である。こゝに眞個國民の意志を代表すべき威力ある一大新黨の現はるゝにあらされば、到底憲政の本義を行ふ可らず、我等がこゝに一大新政黨組織の擧に出でたるもの誠に止むを得ざるに由る、況んや今や我等の眼前には、憲政を蹂躙せんとするものが顯はれたるに於てをや。蓋し是れ國民に對する一大汚辱と言つてよい。我等は國民と共に斷じて之を一掃せざる可らず、予は此の結合の威力により、嘗て見ざる雄大なる企畫を成就せんことを望み且つ確信するものである。

と熱意を吐露し尾崎行雄氏は滿場の同意を得て坐長に推された。次で濱口雄幸氏登壇、左の如く新政黨組織に關する經過を報告する處あつた。

新政黨組織の主義方針は、早速氏によつて盡されてゐるが、願れば昨年三月以來當時の大隈內閣の與黨三派を合同するの議、三派有志の間に期せずして起り、是等有志は互に相往來して會合を催し、之が機運の促進に努めたのであつた。爾來三派合同の機運は日に熟し、本年九月二十五日に至り正式に交渉せらるべき案件となつた。乃ち交渉兼準備委員の選定をなし、委員會を開くこと前後九回、協議は圓滿に進行し、玆に宣言綱領その他の諸案も成り、今日此の盛大なる結黨式の擧行を見るに至つたのである。最後に一言せざる可らざるは大隈侯爵、高田早苗氏及び三派の院內外有志、それから新聞記者諸君が合同に就て多大の援助を惜まなかつた事である。是等諸氏の功は我々委員の上に在り、玆に謹んで謝意を表する。

次で小山松壽氏は左の宣言、綱領、黨則を順次朗讀したが、滿場異議なく可決した。

### 宣　言

今や宇內の形勢愈々紛糾を極め、歐亞東西の列强を驅りて洶湧不測の渦中に投じ、各其運命を決せしめんとするものあり、是れ實に帝國隆替の繫る所、是時に當り擧國の心力を傾注し之に順應するの國策を確立し、上下協力國に報するに非されば將に百年の大計を墜さんとす、吾人深く之に鑑み爰に新政黨を組織し、立黨の本旨を天下に宣言す。

我國體の一ありて二なく、金甌無缺の名譽と光輝とを獨り世界に專らにする所以のものは、君臣一致常に建國の本旨に率由し、未だ曾て一日も之を失墜せざるに由りてなり、建國の基礎と國民の慶福とは繫りて全く此に在り、是れ此大義は愈々益々之を顯彰し以て帝國の精華

を發揮せざるべからず。

開國進取の皇謨は中興維新の大精神にして、我帝國の更始一新以て今日あるを致したるは則ち之が成果に外ならず、自今一層此皇謨の大精神を擴充し、內は愈々帝國の自彊に資精し、外は益々列强との交誼を親善にし、威信を四海に宣布して世界の平和と文明に貢獻する所なかるべからず、特に東亞の大陸は近く我國と相對し其の一治一亂は直ちに我國安の如何に影響するものあり、加之、今日世界戰亂の窮極するところ列强の競爭は、正に各方面に集中すべきを疑はず、帝國たるもの之に對し自衞と善隣の大義により、有無の共通に於て向上の誘掖に於て、勢力の均衡に於て平和の保障に於て、卓然として列强の右に出でざる可らず。

憲政に貴ぶ所のものは、憲法の條章に則り天皇の大權を尊重して、內閣の責任を嚴明にし、國家の大政をして常に國民的大基礎の上に運用せしむるに在り、然るに我國の現狀たる弊竇相承け、閣臣責任の大義動もすれば紛更を免れず、國政爲めに中軸を逸し、國民をして憮ふ所を知らざらしむ、斯くの如くにして底止する所なくんば、天皇補弼の實果して誰にか歸せむ、是れ上は至尊を煩し奉り下は國民に辜負するものなり、國家立憲の本義に於て斷じて之を容るゝを得ず。

轉じて世界の大勢に鑑みれば、列强の競爭は日に益々苛しく、その弱少なるものは自ら存せず、その强大なるものも尙ほ且つ獨立衞を爭ふに堪へず、數强連合始めて國を保つに至れり、帝國幸に東海の上に僉安すと雖も、一日も之を等閑視するを得ず、常に大勢の趨向に省察し、國防の充實に怠る可らず、然れ共興國の大本に至りては財政經濟の基礎を鞏固にし、國力の充實を圖るに在り、所謂富强は二にして一なり、宜しく之が必致に努めざるべからず。

之を外にしては、益々教育を普及し國民一般の智德を啓發し立憲思想の涵養に怠るべからざるは其一なり、愈々產業を振興し交通を完全にし國富民力の增進に資すべきは其二なり、社會改善の政策を實行し國民生活の向上を期くべきは其三なり、行政司法の庶政を更張し官紀風紀の振肅を期し併せて地方自治の刷新を圖るべきは其四なり。最後に由來の黨弊を排除し公黨國に許すの赤誠を披瀝し國民の最大多數と共に皇謨の在る所に則り國運の進展を贊襄せんことを期し、玆に本黨の綱領を擧げて普く天下に宣言す、至誠國を愛するの士幸に四來して力を本黨に致せられよ。

## 綱領

一、皇室を中心として建國の大義を顯彰すべし
一、維新の皇謨を贊襄し開國進取の國是を恢弘すべし
一、憲法の條章を恪守し天皇の大權を尊重し責任の大義を嚴明にし憲政有終の美を濟すべし
一、列國との交誼を厚うし威信を中外に宣揚して以て世界の平和に貢獻すべし
一、財政經濟の基礎を鞏固にし國力の充實を圖るべし
一、教育を普及して國民の智德を進め、立憲思想の涵養に努むべし
一、產業の振興を圖り交通の發達に努め以て國富の增進を期すべし
一、社會改良の政策を實行し國民生活の向上を圖るべし
一、庶政を更張し綱紀を振作し地方自治の刷淸を期すべし

## 會則

### 第一章　組織及び會員

第一條　本會は憲政會と稱し、本部を東京市に支部を各地に置く
第二條　本會に總裁一人を置き會務を總裁す
第三條　總裁は大會に於て選擧し更に選擧を行ふ迄在任す

第四條　本會に總務七人以內を置き總裁を補佐す

第五條　總務は大會に於て選擧し其任期を一ケ年とす

第六條　本會に顧問及び相談役を置くことを得（顧問及び相談役は總裁之を囑託す）

第七條　本部に幹事長一人、幹事若干名を置く

第八條　幹事長及び幹事は總裁之を指名し其任期は一ケ年とす

總裁は幹事の中より五名以內を指名し常任幹事とす

第九條　總裁に於て必要と認むる時は特に他の機關を設置することを得

第十條　各地方に於て支部又は支部に代るべき團體を置く場合には本部に屆出づべし

第十一條　支部の規約は本部の承諾を受くべきものとす

第十二條　本會に加入せんとする者は會員二名以上の紹介を以て、本部又は支部に屆出で其の承認を受くるを要す

第十三條　本會を脫退せんとする者は本部又は支部に通告すべきものとす

第十四條　會員にして不都合の行爲ありと認むる者は之を除名す

## 第二章　大會及び評議員會

第十五條　大會は本會所屬の帝國議會議員、同前議員、評議員、支部長、本部役員、政務調査會員並に各支部より選出したる代議員を以て組織す

代議員の數は各支部五人以內とす、但東京府は十五人以內とす

支部に代る團體は支部に準じ、代議員をして大會に會同せしむることを得



第十六條　大會は毎年一回總裁之を召集し、會務の大綱を議定す

總裁に於て必要と認むるときは臨時大會を招集することを得

大會の議決を經べき事項にして臨時急施を要する場合に於ては、評議員會議員總會の聯合會を開き、大會に代はりて議決することを得

第十七條　評議員會は大會に依て選擧したる評議員を以て組織し、本會重要の事項を議決す、但し支部長は評議員會に出席し評決の數に加はることを得

第十八條　評議員の定數は六十人とし、其任期は一ケ年とす

第十九條　評議員會は會員の互選により會長一人、副會長二人を置く

## 第三章　議員總會及び政務調査會

第二十條　議員總會は本會所屬帝國議會の議員を以て組織し、帝國議會の問題に關する諸般の事項を議決す

第二十一條　議員總會は適宜之を部に分ち帝國議會議案の審査に從事す

第二十二條　議員總會は會長一人、副會長二人、各部に部長一人、理事二人を置き會又は部の互選とす

第二十三條　政務調査會は總裁の指名したる委員を以て組織し其任期は一ケ年とす

第二十四條　政務調査會は會長一人、副會長二人、理事若干名を置き委員中に就き總裁之を指名す

第二十五條　政務調査會は適宜之を部に分ち、各部に主査一人を置き會長之を指名す

主査事故ある時は會長は理事をして代理せしむることを得

## 第四章　會　計

第二十六條　本會の經營は會員の負擔とす

第二十七條　本會に會計監督二人を置き總裁之を指名す

第二十八條　總裁は幹事の中より會計係を指名し、會計事務を專掌せしむることを得

附　則

本則は議決を經るに非されば變更することを得ず

次で總裁選擧に移るや、高田早苗氏登壇、總裁選擧に關する黨則を讀み上げ、本則によれば總裁は公選に依るべき筈なれど、多數御來會の諸君に對して一々選擧を乞ふは、頗る煩雜なれば其氏名は坐長に一任せられては如何と諮り、滿場異議なく之を可決し尾崎氏は直ちに子爵加藤高明氏を總裁に推薦した。仍て加藤子登壇

總裁の推薦を座長に一任せられ、座長は不肖を指名せられ、玆に新黨の總裁に就任する光榮を有す。而かも之れ以上に適任者なしと思はるゝ大隈侯を推擧すべく、準備委員諸君、尾崎君、高田君、並に予も頻りに侯に懇請したれど遂に就任の承諾を得ず、而して其の結果予の黨首に就任するは、侯に比して比較にならぬ話なれど新政黨既に成り、總裁の位置一日も空しくすべからざるを知り、淺學短才を顧みず爰に總裁の重任に就けり、希くば諸君に於ても予の足らざる處を補ふべく、十分の御援助を乞ふものなり。

就ては先刻早速君の述べられたる如く、本日を以て結黨式を擧ぐるは偶然なりとは云へ、又深刻なる意義ありと思惟す。憲法發布以來將に三十年に垂んとし、漸く憲政の運用を見んとしたるに、思ひきや憲政猶遠く其の前途に多大の障害あるを發見したるは、諸君と共に遺憾とする所なり。我等は憲政の本義を全ふすべく將に是等の障害を一掃すべく、向後新黨の結束を鞏固にし、我等共通の目的を貫徹するに力めざるべからず、不肖亦た自ら揣らず此任に就く以上、諸君に於ても十分の御努力を乞ふ次第なり。尙最後に種々なる困難に打克ち、玆に我が憲政史上未曾有の盛大なる結黨式を擧ぐるを得たるは、一に準備委員諸君の功勞なり、こゝに謹んで感謝の意を表す。

次で藤澤幾之輔氏より幹事長、幹事は總裁の指名に屬し、總務、評議員は公選に依ることになり居れど、之も總裁の指名に一任されては如何と滿場に諮り、何人も異議なく贊成したので加藤子登壇、左の七氏を總務に指名した。

總務　高田早苗　若槻禮次郎　濱口雄幸
　　安達謙藏　尾崎行雄　武富時敏
　　片岡直温

尙ほ評議員は多數のことに付、追つて發表すべきことを告げ幹事長及び幹事は戸井嘉作氏總裁に代つて左の如く報告した。

幹事長　富田幸次郎　小山松壽　田村新吉
幹事　頼母木桂吉　横山金太郎　小西和
　　今村七夫　綾部悳兵衛　黒川九馬
　　竹村欽次郎
會計幹事　小泉又次郎

斯くて役員の選任を終るや祝詞、祝電の報告を爲し、一同起立の上「君ケ代」の奏樂あり。尾崎座長の發聲にて兩陛下の萬歳を三唱し、最後に憲政會の萬歳を唱和して三時散會一同食堂に入つた。

因みに結黨式日後、決定した役員は左の如くであつた。

顧問　河野廣中　箕浦勝人　島田三郎
　　仙石貢
相談役　金子元三郎　藤澤幾之輔　村松龜一郎

柴四郎
大津淳一郎
坂口仁一郎
肥塚龍
瀧口良信
今西林三郎

評議員

平出喜三郎
棚瀬軍之佐
江口勝之助
小宮藤吉
福田又一
大隈常信
目黒孝平
田中喜太郎
早川龍介
長尾元太郎
川井爲巳



町田忠治　高木正年
根津嘉一郎　岡部次郎
八田祐二郎　鈴置倉次郎
小寺謙吉　早速整爾
俗俊聰　岡崎運兵衛
田川大吉郎　木下謙次郎
小池仁郎　奈須川光寶
鈴木寅彦　添田飛雄太郎
江間俊一　守屋此助
小林勝民　原脩次郎
横尾鐸吉　須藤嘉吉
市川文藏　矢島浦太郎
森兵覺平　岡野善次郎
山口嘉七　杉山東太郎
鈴木惣兵衛　安田伊左衛門
松本恒之助　山口俊一
井原百介　米田實



阪本彌一郎
金尾稜嚴
八木宗十郎
高橋久次郎
田淵貞四郎
大原義剛
山田珠一
木尾虎之助

**政務調査會役員**

會長　加藤政之助
理事　關和知

鹿島秀麿　安東敏三
眞藤齊　三本三朗
小河源一　奥田柳藏
武内作平　清水隆德
須見千次郎　奥村七郎
井原喜代太郎　本田恒之
森環　三浦得一郎
護得久朝雄

望月小太郎　黒須龍太郎
平山午介　川村淳
室木彌次郎　岡崎久次郎
加藤小太郎　紫安新九郎
荒川五郎　淺野陽吉
戸井嘉作　降旗元太郎
田中善立　川崎克

評議員會長　小山谷藏
　　津未良介
副會長　鹿島秀麿
　　大隈信常
議員總會長　藤澤幾之輔
副會長　高橋久次郎
　　森田茂

## 寺內內閣成立

是より先き大隈首相以下總て辭表を捧呈するや、その後繼の事に關し長き邊りより元老の御召となり山縣、大山、松方、西園寺の諸老は卽日參內して議を凝らし復奏する所あつた。其結果大命は寺內伯に降り、伯之を拜受して直ちに閣員の詮衡に着手し、準備を終つて奏上するや十月九日を以て親任式を行はせられた。閣員卽ち左の如し。

任內閣總理大臣、兼大藏大臣臨時兼任外務大臣　寺內正毅
任內務大臣、兼任鐵道院總裁　朝鮮總督元帥陸軍大將從二位勳一等功一級伯爵
任司法大臣　後藤新平　正三位勳一等男爵
任文部大臣　松室致　帝室審查局長正三位勳一等
任農商務大臣　岡田良平　正四位勳二等
任遞信大臣　仲小路廉　從三位勳二等
　　田健治郎　從三位勳二等男爵

（附記）外務大臣には駐露大使本野一郎氏を奏薦するに決し、本人既に承諾せしも其歸朝迄には時日を要するを以て、寺內首相に於て臨時外相を兼任したが、十一月二十日本野大使歸朝するや同月三十一日を以て外務大臣に任ぜられ寺內首相兼任は免ぜられた。尙ほ加藤海相及び大島陸相は一旦辭表を捧呈したが、「方今機務多端ナリ卿宜ク憖々ノ節ヲ效スベシ」との優渥なる御沙汰を拜するに及び、遂に留任することゝなつた。又前首相大隈侯に對しては

　帥夙ニ國事ニ盡瘁シテ大政ノ維新ニ參シ、贊襄匡輔シテ朕カ躬ニ及ヘリ、今請フ所ヲ允シテ閑地ニ就キ老ヲ養ハシム、加餐自愛シテ尙ホ朕カ意ニ稱ハムコトヲ勉メヨ

との優詔を賜はつた。

## 第二節　憲政會創立後の黨務

### 總務會及び幹事會

結黨式擧行の翌卽ち十月十一日、午前十時より舊同志會本部に於て總務會を開き、左の件を協定して散會した。

一、舊同志會の建物を以て憲政會本部に充つる事
一、總務會は毎週一回定例會を開く事とし、其日取りは幹事會との連絡を保つ必要上、幹事會の決定に一任する事
一、舊同志會の事務局章程を踏襲して同章程に準據し、午後一時より開會の幹事會に於て常任幹事の事務分擔を一定する事
一、時局の現狀に鑑み臨時遊說部を設置し、全國に遊說員を派する事

幹事會も又同日午後一時より本部に開會、富田幹事長以下小林、綾部、賴母木、黒川、森田、竹村の常任幹事出席、左の事項を協定して二時半散會した。

一、毎水曜日午後一時より幹事會並に總務會を開く事
一、毎月二十日午後一時より茶話會を開く事
一、常任幹事分擔を左の通り定む。

庶務係三名（森田、黒川、綾部）　議事係二名（賴母木、竹村）　會計係一名（小泉）

## 政務調査會理事會

二十四日午後一時半より、本部に開會、加藤會長以下淺野、岡部、紫安、齋藤、鈴木の各理事及び富田幹事長出席し、加藤會長就任の挨拶があつた後、左の事項を協定して散會した。

一、役員會（理事各主査）を毎週一回月曜日午後一時より開會する事
一、部屬は十部に分類する事
一、舊同志會に於て特別委員に附記しある案件については、更に委員を選定する事、その委員の指名は會長に一任する事
一、各部會に於て審査中の案件及び決議事項は其部の主査に引繼ぐ事
一、理事分擔を定むる事、その選定は會長に一任する事
一、重大問題に就ては次回より理事會を開きて研究する事
一、來議會に提出せんとする議案については、豫め調査會に附議すべき旨の通知を黨員一同に發送する事
一、部屬は左の十部に分つ事

（第一）內閣、鐵道　（第二）外　務　（第三）內　務　（第四）大　藏　（第五）陸海軍　（第六）司　法　（第七）文　部　（第八）農商務　（第九）遞　信　（第十）拓　殖

北海道支部發會式　札幌に於ける憲政會北海道支部發會式は、十月二十四日午後二時同市豐年館に於て擧行された。本部より安達謙藏、大津淳一郎、森田勇次郎、森田小六郎の諸氏臨席し出席者百四十餘名、小池代議士開會の辭を述べ松田前代議士を座長に推し、上田道會議員の報告ありて議事に入り、安藤道會議員の朗讀せる宣言を可決し、次で決議案、緊急決議案並びに會則を滿場一致を以て可決、終つて役員の選擧に移り、座長より五名の詮衡委員を指名し、支部長に金子代議士を推薦し次で安達總務の演說、祝電の披露あり、天皇陛下の萬歲を三唱して四時閉會、六時より大黒座に政談演說會を開催、大津淳一郎氏初め數氏の演說あり、傍聽者數百名非常の盛況であつた。

立太子禮奉祝　是歲十一月三日、裕仁親王殿下の爲に立太子の禮を行はせらる。洵に敬祝に堪へざる盛典なるを以て、憲政會よりも謹んで奉祝の賀表を捧呈した。

山形支部發會式　山形縣支部發會式は十一月九日、山形市千歲館に於て午後一時より擧行された。本部よりは加藤總裁及び島田顧問の外森田、戸井の兩代議士臨席し來會者四百餘名、佐藤治二郎氏開會の辭を述べ代議士江口睦之助氏を座長に推し、小松末藏氏より支部設置の經過報告あり、終つて議事に入り會則を附議し役員の選擧を行つた。右終るや加藤總裁滿場の拍手に迎へられて登壇、憲政會の態度を宣明せる挨拶をなし次で島田、森田兩氏の祝辭演說あり、最後に兩陛下の萬歲を三唱して三時閉會、それより一大懇親會に移り加藤總裁其他數氏の席上演說あり、それより旭座に開催せる政談演說會に移り、中野、竹林、森田、戸井、島田諸代議士交々起つて熱辯を揮ひ稀有の盛況を示した。

## 政策十三項の確定

十一月十五日本部に開かれた政務調査會に於て、政策十三項に付き濱口總務專ら說明の衝に當り、武富總務更に說明を補足する處あり、守屋、荒川、鳥居の諸氏より質問あり、二三字句の修正を行ひたる上にて原案を可決した。修正案は左の如し。

一、歐洲大戰亂に關しては、聯合國との關係を益々親密鞏固ならしめ、交戰の目的を遂するに努むると同時に、時局の推移に應じて帝國の地歩を進め、國利を圖り國威を宣揚することを期すべし

一、東亞に於ては日英同盟日佛及び日露協約等の精神を尊重し、支那に對しては益々兩國の親善に努め、相互利益の增進を圖り東洋永遠の平和を確保すべし

一、海軍々備充實に付ては八四艦隊の計畫遂行を確實にし、豫定年間に於て之が完成を期すべし。

一、時局の對策及び戰後の經營を考慮し、國民の負擔を增加せざるを期して財政計畫を定むべし。

一、減債基金は當分現狀を維持するの方針を取るべし、但し國庫に剩餘金を生じたる時は、必要の經費に充當するの外之を國債の償還に充て以て國債の減少に努むべし。

一、生產資金の供給を潤澤ならしむると同時に、對外放資外債償還等適宜の方法を講じ、以て正貨の利用と經濟の調節を圖るべし

一、特種銀行及びその他經濟機關の機能を發揮し、資金の供給を圓滿ならしむると共に日支經濟關係の密接に必要なる金融機關の整備を圖るべし。

一、鐵道の軌制は交通、經濟及び財政の狀態に鑑み、大體に於て現狀を維持すべし。

一、時局の影響を利用し益々生產の發達を奬勵し、進んで商工業組織の統一改善を圖り、以て貿易の擴張に努むべし。



一、教育制度を改善すると同時に、高等教育の機關を增設し以て教育の目的を達すべし。

一、立憲政治の本義に鑑み選擧法を改正し、選擧權の適當なる擴張をなすべし。

一、農業經濟の改善を圖るが爲め資金の供給を圓滿ならしめ、產業組合農業倉庫制度の發達普及に努め、その他適當なる施設を爲すべし

一、移民を奬勵し以て民族の發展を圖るべし。

**東北大會及び秋田支部發會式**　東北大會は宮城縣支部發會式に引つゞき十一月十二日、午前十一時より仙臺市に開會代議士村松山壽氏の開會の辭に次で、村松龜一郎氏會長の下に宣言及び決議案を可決し、加藤總裁及び河野顧問の演說あり正午閉會、それより懇親會に移り和氣靄々の裡に散會した。秋田支部發會式は二十一日同市の縣公會堂に開かれ、土田縣會議長を座長に推し宣言決議を議了し終つて兩陛下の萬歲を三唱、それより宴に移り齋藤代議士の發聲にて憲政會の萬歲を唱へ散會後、秋田座に一大演說會を開き高田、大津、樋口、森田氏等の演說あり聽衆一千名に達する盛況であつた。

**關西遊說日割**　立黨の精神を皷吹し、憲政の眞義を强調せんが爲め關西遊說の議を決し、その日割は左の如く定められた。

十一月一日（山口町支部大會）加藤總裁、濱口總務一行
十一月三日（福岡市九州大會支部發會式）加藤總裁、尾崎總務一行
同　月五日（長崎縣支部發會式演說會）同　上
同　月六日（佐世保市演說會）同　上
同　月同日（唐津町懇親會）加藤總裁
同　月七日（佐賀市演說會）加藤總裁、尾崎總務一行
同　月八日（久留米市演說會）尾崎總務一行

同　月九日（熊本支部發會式演說會）加藤總裁、尾崎總務一行
同月十一日（大分市演說會）同　上
同月十二日（門司市演說會）同　上
同月十三日（廣島支部發會式演說會）同　上
同月十五日（神戸支部大會演說會）同　上

幹部會　十二月六日午後二時より本部に開會、濱口總務より石川縣に於ける選擧形勢の報告あつた後、同選擧に就ては櫻井兵五郎、田中喜太郎、淺野順平三氏を公認候補に推すことに決定し其他重要黨務につき協議する所あり五時過ぎ散會した。同十三日午後の幹部會に於ては大山公薨去に就き弔詞を贈るの件及び、豫算內示會に出席すべき人員を決定して散會した。而して二十三日は本部に開ける幹部會を終りて後、同夜加藤總裁邸に最高幹部會を開き、豫て黨內中堅組より陳情にかゝる排閥行動に就て凝議する所あり、右終つて院內役員の人選等を爲し十一時散會した。

## 第三節　第三十八議會

### 議員總會

第三十八議會は是歲十二月二十五日を以て召集せられた。憲政會の議員總會は此日午後一時半より本部に開かれ加藤總裁、各顧問其他所屬の兩院議員百八十餘名出席、先づ富田幹事長開會の辭を陳べ、藤澤幾之輔氏會長席に就き代議士會長就任の挨拶をなし、次で加藤總裁より



今回の議會は極めて大切なる議會にして、種々考慮を要することあるべしと愚惟するを以て、直接又は總務を經て諸君に御協議することの多々あるべし。されば夫れに就き深き思慮と大なる勇氣を要することあるべきを信ず。此故に諸君に於かれては憲政の爲め又我黨の爲め、十分に御盡力あらんことを切望しつゝある次第なり

と激勵の挨拶を述べ終つて院內總務の選擧に移るや、金子元三郎氏より總裁一任說出で滿場異議なく之に贊し、次で橫山金太郎氏より院內幹事、全院委員長及び常任委員の選擧も、院內總務に一任しては如何と諮りしも亦直ちに可決、加藤總裁より左の兩氏を指名した。

院內總務　尾崎行雄　武富時敏

尙ほ黨總務は院內總務と同樣、連帶の責任を以て院內の事に缺掌せられんことを望むと附言し、藤澤會長の發議にて全院委員長の候補者に就ては、各派と交涉の必要あれば人選及び其交涉は、院內總務に一任せられたしと諮り三時散會した。

**全院及び各常任委員長**　第三十八議會開院式は十二月二十七日を以て行はせられ、翌二十八日午前十時開會、島田議長は開院式の勅語奉答文捧呈の爲め參內中、早速副議長代つて議長席に着き諸般の報告をなした後、全院委員長の選擧に入つたが、開票の結果本會の金子元三郎氏當選、次で常任委員の選擧後各委員長には左の諸氏互選せられた。

豫算委員長　片岡直温　請願委員長　本田恒之　懲罰委員長　森田茂　決算委員長　加藤彰廉

次で例年の如く二十九日より明年一月二十日まで休會の議を決し散會した。

### 憲政會の大會及び宣言

明くれば大正六年一月、議會の再開に先だち同二十一日憲政會は本部に大會を開催したが、先づ議員總會及び評議員會の聯合會を開き、加藤總裁は「本日提案を議するに當り、愼重審議を要するは勿論の次第ながら、大勢の意嚮を察せられ、且つ終局の如何に成り行くべきかを考

慮せられ、一切の感情を抛つて討議あらんことを望む」と述べ、次で武富總務は幹部會の態度に就き左の如く陳ぶる所あつた。

我黨の態度は昨秋以來宣明した如く、明かに現內閣に反對なることは今更ら明言を要しない。併しながら戰つて勝つは必ずしも良策にあらず、願くば戰はずして敵を倒さんことに就き苦慮したのであつたが、大勢既に今日の如くなつては最早戰つて敵を倒すの一途あるのみである。或は隱忍自重、敵の自ら潰ゆるを俟つのも亦た一策なるを說くものあるも、而かも今日に及んで戰はざらん乎、過半數を有する我黨は遂に信を天下に失ふこと彼の政友會の如くならんことを慮る。我黨の信を天下に失ふことは或は忍ぶべしとするも、憲政の前途を憂慮し憲政の濟美を期せんとする我々の得て忍ぶべき所にあらず。

されば今日の場合は、唯だ斷然として驀進するの一途あるのみ。國民黨よりも本月十七日不信任案提出の交涉あり、同黨にては二十一日大會を開く筈なるを以て、其前後に豫め本會幹部の意向を承りたしとの事なりし故、幹部に於ては愼重審議の末、二十日午前右に同意の旨を回答したが、勿論この回答は大會の決議を經たものでなく、單なる幹部の意見なる旨を附言して置いたし、また該案提出の時期及び理由方法に就ては適當の考慮を費すべきは云ふ迄もないのである。尙右の如き幹部の意向に對して、少壯團より三ケ條の申出があつたが、それは第一に內閣不信任案の提出、第二は元老の非立憲行動を攻擊せる上奏案の提出、第三は不信任案提出の方法其他に就て、之を議員總會に諮ること是である。仍つて幹部は更に協議の結果、今日すでに第一の手段を執ることに決せる以上は、第二の手段を取るの必要を認めない。而して第三は其の申出を承認することゝした次第である。

次で附議せる宣言及び決議案は左の如し。

## 宣　言

玆に第三十八回帝國議會に臨むに方り、我黨の態度を明にし以て天下に宣言す。

憲政の運用に貴ぶところのものは、大權を尊重し責任を明にし、國民的基礎の上に鞏固なる內閣を作り、補弼の重職を竭さしむるに在り。此の如くにして始めて克く開國進取の國是を恢弘し威信を中外に宣揚して國利民福を增進することを得べし。今や國民的活動を要する特に急なる時に方り根柢あり威力ある內閣の現出を待つ愈々切なり、現內閣は國民輿論の府たる帝國議會に何等の基礎を有せず、擧國一致を標榜して擧國之を悅ばず、立憲の正道を稱へて自ら憲政の常軌に戻り孤立援無く躊躇逡巡、就任既に四閱月、而して施設の見るべき無く偶之あれば苟且偸安の小策に過ぎず、時局の進轉に對應するの經綸に至りては毫も之れあることなし。此の如くんば曠古の時運に際會し空しく興國の好機を逸せんのみ。國家の不幸焉より大なるは莫し。我黨は立黨の宣言に基き同志と力を戮せて現內閣の更迭を期す、冀くは至誠國を憂ふるの士翕然として來つて我黨と共に此目的を達するに努められんことを。

## 宣　言

第三十八回帝國議會に對する我黨宣言の目的を貫徹するが爲め、必要なる一切の行動は、之を議員總會の決議に一任す。

右の宣言及び決議は、安東敏之氏外二三氏の發言あつた後、滿場一致を以て可決し次で加藤總裁は起つて左の演說をなした。

## 加藤總裁の演說

本日の宣言及び決議が、滿場一致可決せられたることは、我輩の衷心より滿足する處なり。現內閣は我黨の精神と背馳せるの內閣なるが故に、我黨はその成立當時より現內閣の更迭を期し居ること固より當然なるは言ふ迄もなし。地方に於て開かれたる支部大會、若くは發會式に於ても、我黨の態度は明かに天下に聲明され、決して幹部の一存によつて決せらるべきものに非ざること亦た論を俟たず。我輩は夙に諸君の意志の此點に明着すべきことを想へるが故に、今日此の決議を見るに至れること蓋し決して偶然にあらずと信ず。

抑も現內閣は誠心誠意不偏不當を標榜し、之によつて政治を行ふと稱するも、今日まで果して如何なる施政を爲したる乎。而かも何れの內閣と雖も皆な誠心誠意ならざるは莫し。誠心誠意は敢て寺內伯の專賣にあらず、我國政治の根本は先帝の御遺志たる「萬機公論ニ決シ上

下心ヲ一ニシ盛ニ經綸ヲ行フ可シ」てふ聖意に副ふべきものにて、決して少數人が專斷にて事を決し、民意を無視して政治を行ふを許さゞる次第にて、我が歷代の至尊また常に此の大御心を以て民意を酌ませ給ふ、更に換言すれば國民的基礎を以て政治を行ふべしと云ふに在り。現內閣は擧國一致を云々するも、如何にして擧國一致の實を擧げんとするか、我が憲法施行以來今日まで著名なる政治家が、寺內伯と同一の轍に當りたるも、實際上政黨を基礎とするにあらざれば政治を行ふを得ざる事理を體得し、伊藤公の政友會に於ける桂公の同志會に於ける皆な此の意味に於て組織されたるものにして、決して單純なる理想にはあらざるなり。

然るに失禮ながら政治上の實驗なき寺內伯が、叙上先輩の苦心經驗を無視し、之等の先輩が必要なりと認めたる手段を執ることなく、全く別個の方法によりて政治を行はんとするも、如何にして立憲の趣旨に添ふを得んや。我國は今や國際の變局に處し益々帝國の地位を高め、國力の充實を圖らんが爲めに、幾多の施設をなさゞる可らず、此の千載稀に遇ふ最も重大なる時機に方り、國民と全く沒交涉にして其の後援を有せざるものが、如何にして此大任を盡すを得んや。

現內閣は成立以來こゝに四箇月を經たるも、而かも其間何事をなしたりしや、唯だ誠心誠意を說き秉公持平を唱ふる外、何物をも行はざるにあらずや。殊に現內閣は前內閣の外交の方針を全く異にせりと稱せられ、現に寺內伯が地方長官會議に臨んで訓令せる際の如きも、前內閣と全く異れる外交方針に出づべしとの意味は言外に溢れ居れり、又曩きに予が首相の招きに應じて會見したる時の如き、一時間半に亙つて現內閣の外交方針を聽取せり、勿論その內容は絕對秘密に附せられ居る限り之を公表する能はざるも、要するに寺內伯は就任以來、苦心慘憺して外交方針を確定せりと云はるゝが、我輩の胸に泛べる感想によれば、外交方針は歷代內閣の外交方針と一點の相違あるを見ず。（此點だけは特に公表すべきを明言し置きたり）此の一事以て伯が外交方針を案ずるに難からざるべし。

鄭家屯事件は新聞紙の傳ふる所によれば、現政府に於て打切りと爲せりとあり、而かも同事件の最も難問題とせられ居る警察權顧問々題は、現內閣が大隈侯と政權授受の當時、これだけは貫徹すべしと明言せられ居るに拘らず之を打切りとなし、以上の問題は之を讓歩せりとと聞くに及んでは、洵に呆然たらざるを得ず、殊に不祥なる一事件は該事件の起れる當時に於て、何物か秘密の印刷物を配布し「曲我に在り」とて盛んに大隈內閣の外交に對し、攻擊を試みたるものありと聞く。我輩は今之を公廷に持ち出すだけの確實なる證據を握り居らざるも、現に臺閣に列せる二三の士によりて傳へられたること丈けは、玆に之を明言するを憚らず。寺內伯は誠心誠意を以て政治を行ふ可しと稱すると雖も、一身の安全を圖らんが爲めに、其友を賣り同志の困難を顧みざる人物あり、而かも其中には主義節操を辨へず、一黨の危急存亡の時機に際會して、一身の安全を圖らんが爲めに、其友を賣り同志の困難を顧みざる人すらあるは、立憲同志會の人々は能く之を承知せん。

之を要するに現內閣は、誠心誠意の主義を實現せず、無爲無策にして何事をも爲し得ずと評するも誣言にあらず、然るに何者の俗論ぞ、不信任案の提出を以て大權を侵犯するものとなす。固より斯かる俗論に耳をかすの要なきも、天皇の大權を尊重するに於ては敢て人後に落ちず、我々は政治家として一朝大命を拜するあるも、其の大命を遂行するの確信なくんば敢て之を拜受せずんとする如きは到底予等の贊せざるところなり。惟ふに斯る見地よりして玆に以上の批評を試むるは、何等の支障なしと考ふ。即ち立憲の精神に基きて陛下に忠節を盡さんとするは、何人にも決して讓らざる所なり。今や戰ひに臨まんとするに方り、徒らに汚名を我黨の上に蒙らしめんとするは抑も何者の惡戲ぞや。

又我黨の精神よりして解散を豫期せられ居れるが如くなるも、予の見る所を以てすれば我黨は敢て解散を豫期せず、思ふに純理よりせば擧國一致を標榜する現內閣の政治行はれず、大多數反對を唱ふるに際しては、寺內伯自ら辭職の外なしと信ぜんとす。然かも事實に於て或は解散となるやも知れざれど、もし斯かる場合は極力奮鬪して成るべく多數を出すことに努力すべし、自己の將來を悲觀するは自ら輕んずる所以ならずや、されど憲黨の精神は之を諒す、又隱忍自重の說あるも立黨の精神に反する事實を目前に認め、我黨の權威蹂躙せられて而かも之を默視するを得るか。予は此の機會に於て益々努力奮鬪して、諸君に滿足を與ふべきを覺悟しつゝあり。

右總裁の演說終つて大會に移り、宣言及び決議案は聯合會の決定通り確定して議事を終るや、河野廣中氏の發聲にて兩陛下の萬歲、最後に

憲政會の萬歳を三唱して散會、午後六時より一同築地精養軒に催された總裁の招宴に赴いた。

## 此期議會の大勢

當時に於ける各政派の情勢は、前議會の開會以來此期議會の召集までの間に於て、同志會の全部と中正會及び公友倶樂部の大半が、相合して憲政會の創立となつたゝめ、中正會及び公友倶樂部の殘部は合流して「公正會」を組織したが、各派の勢力を示せば左の如くであつた。

| | |
|---|---|
| 憲政會 | 一九七 |
| 政友會 | 一一一 |
| 國民黨 | 二八 |
| 公正會 | 三七 |
| 無所屬 | 七 |

而して衆議院に在つては、絶對多數を占むる憲政會は、極力寺內內閣に反對の態度を持し、國民黨も亦た此內閣を以て憲政の本義に反すとなし、爲して反對を表明し、兩黨相提携して政府に對抗したのであつた。而かも最初國民黨は一月十日、超然內閣反對の態度を決すると同時に、政友會に向つて交渉を開始しその意志を確かめたのであつたが、同黨に於ては事重大なりとし卽答を避け、同月十七日に至り漸く左の如き回答をなしたのであつた。

超然內閣は吾人の理想に反すること勿論に候へど、內外の時局に鑑み、暫く現內閣の施設するところを見て、相當の處置を執ることゝ致し度く候に付、議會開會の劈頭に於て直ちに不信任の決議を爲すことには、遺憾ながら贊成致し兼ね候。但し他の問題に就ては從前の如く交渉いたし度く希望に堪えず候。玆に友黨たる貴黨に對し深厚なる敬意を表し候。

國民黨では此回答に接するや、更に在京代議士會を開いて協議の結果、政友會は不信任案に對して到底行動を俱にする能はざるものと認め、交渉は之を以て打切りとなすと共に、憲政會及び公正會に對して交渉をなすべき事を決議し、兩派に向つて不信任案提出の交渉に及んだのであつた。右の交渉に接した憲政會は既記の如く幹部に於て、大體同意の決議をなし中間回答として先づ左の覺書を定め、同月二十日國民黨に答ふるところあつた。

現內閣に對する我黨の態度は、來る二十一日の大會に於て決定すべしと雖も、幹部に於ては夙に考慮する所あり、大體去る十七日貴黨よりの交渉の趣旨に合致す、依つて玆に貴黨に對し不信任案に同意の旨を回答す、但し提出の時期形式文案及び理由等に就ては、互に隔意なく協議の上決定すべき事を諒せられたし、猶ほ右は幹部の意思に止まり、未だ黨議の決定を經たるものにあらざる事を諒せられたし。

而して其翌日の大會に於て、憲政會の態度は決定し、前揭の如く之を宣言したのであつた。隨つて憲政、國民兩黨が提携して政府に反對行動を執るべき事は明かな事實となつたのであつた。公正會は素と一人一黨主義を標榜する團體であるから、國民黨よりの交渉に接しても何等決議は爲さなかつたが、然し同會員中の多數は何れも超然內閣反對論者であつた關係上、國民黨の提議に同意し事實に於て三派提携玆に成れりと云ふも差支へなき情勢であつた。

## 議會劈頭の質問戰

議會は新年の休會を終つて一月二十三日再開せらるゝや、先づ寺內首相の施政方針演說に次ぎ勝田藏相の豫算及び財政計畫、本野外相の外交方針に關する演說があつたが、右首相及び外相の演說に對し衆議院に於ては、片岡直温氏憲政會を代表して質問戰の火蓋を切つた。その大要は憲政實施後二十八年、議會の開會三十八回を重ねた今日、國民と全く浚交涉の超然內閣の出現を見たのは、政黨內閣の爲す能はざる事を爲すの抱負あるがためと期待したに、今首相の演說を聞くに及び、其政策の平凡何等の新なきは何事ぞ、而して首相が特に强調して說くとこ

ろは擧國一致に在るも、苟くも擧國一致の實を擧げんとせば、之に對する現實的要素なかるべからず、然るに其閣員中には朝に政黨主義を鼓吹し、夕に之を拋つが如き無主義、無節操の徒を列せしめ、而して擧國一致を標榜するが如きは、眞に嗤ふべき大なる矛盾にあらざるか。

今日の時局は容易ならず、此間に處せんとせば豫め二個の問題に就て考慮を費す必要がある。即ち一は戰後必然の勢に迫らるべき產業政策の擴充であつて、之が爲めには當局の指導の外に法律等の制定をも要する次第であるが衆議院に一人の與黨をも有せずして如何にして此の目的を達せんとするか、更に他の一は戰後平和談判に入るに方つては、必ず國論の一致を求むるの要ありと思惟さるゝが、是れ亦た衆議院に與黨を有せざる現內閣が、果して克く其目的を達し得べきや、軍隊に命令を發して之に服從せしむるが如くにでも考へ居らるゝや、此點に就て明答を望むと述べた後、支那の內政干涉に就て一言する所あり、貴族院に於ける石井前外相の質問に對する本野外相の辯明に關して質す處あつた。

右に對し寺內首相は、片岡君は內閣は國民と渡交涉なりと云はるれど、自分は左樣に考へず、此處に在る所の諸君が不同意であれば、國民全體が私に向つて皆不同意であるとは思はぬ。況んや此議會に於ても又私に同意するものがないとは自分は信じない。又議會の席に多數の根據を得なければ、擧國一致を進めて行くことが出來ぬものか、斯ういふことも私は必ずしも左樣でないと思ふと答へ、產業政策の將來について少しく辯する所あつた後、凡て國家の事を行ふのに此の衆議院に於て、必ず多數の一黨より援助を受けなければ、總てのことが出來ぬとは私は思はぬと更に念を押し、尙つゞいて何事か言はんとしたが此時議場騷然、不穩形勢を示したので首相は匆惶として壇を下つた。次で本野外相の極めて茫漠たる答辯あり、後政友會の小川平吉氏と外相との間に八百長的の質問應答があつたが、此間寺內首相は再び登壇、先刻の言說に就て辯明訂正する所あつた。

こゝに於てか尾崎行雄氏は起つて首相に對し左の質問を放つた。

一、衆議院の多數は國民の多數にあらずと信ぜらるゝか。又現在の衆議院の多數は國論の多數を代表し居らざるものとせらるゝか。

二、政治を爲すに衆議院多數の協贊を要せずと云ふが如き、先刻の答辯に對し只今正誤らしき辯明ありしが、果して正誤なるや如何。

寺內首相は尾崎氏の此質問に對して、確かに正誤なりと答ふると同時に、國民と渡交涉云々の片岡氏の質問に對する答辯につき、決して院議を尊重せざるの意に非ざることを辯明した。而して兩者の間には尙二三の應答があつたが、尾崎氏は更に、聯合國の對米回答中には、東洋の事に就て何等言及して居らぬが、聯合國の間には之に付て何等かの辯解ありやと問ふ所あり、又日本は支那と親善を期すと云ふも、支那の內部には種々の黨派あり、外相は果して何者と結ばんとするか、支那內部が全然統一せられてゐるならば別に議論はないのであるが、支那の現狀を以てしては外相の親善方針は大に說明を必要とする、抑も所謂親善は曹氏を招かんとしたるが如き事あるかと、頗る辛辣な質問をなしたので、外相は多く答へず詳しくは秘密會に於てなし度しと答へ、秘密會に入ること約一時間に及び再會後、簡單な報告があつて此日は閉會を告げたのであつた。

翌二十四日の衆議院は、委員會定例日を以て豫算委員總會の第一回を開いたが、此日憲政會を代表して濱口雄幸氏先づ質問の先陣に立つた。卽ち氏は曰く

政府は財政計畫主義として、減債基金五千萬圓の償還を爲さんとすると云ふが、而かも其一方に於ては海軍補充計畫の財源として、相當の額を要することは明かである。斯く一つの財源を以て二つの用途に充てんとするは、不可能にあらざる無きや。之に對する政府の所見如何。

勝田藏相は之に答へて

今日の場合、國債を償還するは財政計畫上、最も急務とする所であると考へる、而して鐵道財源を一般會計より貸付くるは得策に非ずと思惟せるため、一般公債に仰ぐことゝしたのである、勿論減債基金五千萬圓繰入れは、主義方針として執る所であるけれど、こゝに新なる國家必須の事業たる海軍補充計畫の確立を期する爲には、固より明確なる財源を定め置く必要あるは云ふまでもなく、隨つて政府として五

千萬圓の償還遂行に努むべきは勿論ながら、場合によつて或は之が財源に不足を生ずるが如きこと無きを保し難い。然しながら政府は成るべく此額に達するやう努力すべき考へである。但し之が財源は確的には明答し難い。

こゝに於てか濱口氏は更に追窮して

實に要領を得難き御答辯である、殊に政府當局者の口から財源不明の說明を聽くに至つては、驚くに堪へた次第である。政府は宜しく七年度以降の計畫に就てその財源を明示せられ度い。況んや減債基金はすでに主義として償還を期する以上、必ず之を遂行するものと認めざるを得ず。尙ほ詳細なる明答を望む。

と迫つたので、勝田氏は之に對して

七年度以降は自然增收も相當に豫期し得らるべく、殊に我が國運の前途は決して歲入上、悲觀すべきものなしと考へる、卽ち將來は自然增收その他により之を補ふべき見込みである。

と答へ、濱口氏は更に

政府の財政計畫は、七年度以降の海軍補充の財源として、減債基金中の二千萬圓を割きて之に充つるものと信じて可なるや。

と質したので藏相は

濱口君は餘りに政府の內幕に通じ居らるゝが故に、政府として之が答辯に窮せざるを得ない、成程、財政計畫としては濱口君の言はるゝ通りであるけれど、元來この計畫は前內閣の下に編成せられたものであるから、現內閣としては多少主義の變動を來す以上、七年度以降の豫算編成に自から別の考へを以て、之に當るべきが當然であらう。

と頗る答辯に窮したのであつた。濱口氏は進んで前々議會以來、貴族院に於て減債基金問題に關し田、仲小路兩氏が主張したところを擧げ、その在野當時の言責に對し、今藏相の云ふが如く七年度以降の減債基金を有耶無耶に瞞過せんとするは、斷じて默視し難しとなし田、仲小路兩相の答辯を迫つた。之に對し仲小路農相は

この問題の起りは第三十六議會に於て、鐵道建設改良費中差向き二千萬圓の資源を必要とするに當り、當時の政府は兼ねて標榜せる非募債主義の手前、募債を避けて減債基金中より之を割取し來らんとしたので、斯の如きは自營主義を以て原則とする鐵道會計の趣旨に反し、且つ一般會計と特別會計との區別を紊亂するものなるを以て、自分等は之に對し減債基金減額の不可を唱へた迄である。殊に當時若槻藏相は、他日財政の事情これを許すに至らば必ず右の二千萬圓を還元すべき旨を言明したゝめ、貴族院は右に基き前議會に於て、之が復舊を叫びたるに過ぎぬのである。而かも今や事情一變し、海軍補充計畫遂行の要あるが爲めに、財源問題を云爲せらるゝも自分等は當時に於て既に今日あるを豫期し、若槻君の還元公約については寧ろ之を危ふみたる所であつた。約言すれば自分等が還元を叫べるは、本年當時の若槻藏相の言責に基きしものであつて、其非は寧ろ當時の政府に存する。

と答へ、濱口氏は然らば七年度以降の減債基金は、藏相の言ふが如く或は四千萬圓、乃至三千萬圓となるやも知れずと云ふ事に農相も同意するやと質せば、仲小路氏は然る旨を答へ、午後も引續き此の減債基金問題に關して、濱口氏と對藏相との間に應答があつたが、結局水掛論に終らざるを得なかつた。

尙ほ參政官問題に對する濱口氏の質問に對し、有松法政局長官は、前內閣の豫算を踏襲したゝめ、正副參政官に對する經費は之を計上したが、任命は當分その必要を得めない、又正副參政官は官以上に政務官として明文なく、殊に事務官と政務官との區別の如きは到底爲し得ない。亦た次官が政府委員として出席するは、官制上毫も差支なしと考へると答へ、尙ほ二三應答の末濱口氏は首相の見解を質す所あり、寺內首相は之に對し、有松長官と同樣の意見なる旨を答へた。

### 不信任案上程と議會解散

議會再開の劈頭に提出された「衆議院ハ現内閣ヲ信任セズ」との決議案は、憲政會の日程變更の動議に依り、廿五日の議事に附せられたが、その理由書は左の如くであつた。

決議案提出理由

現内閣ハ國民輿論ノ府タル衆議院ニ基礎ヲ有セズ、擧國一致ヲ標榜シテ毫モ其實ナク、立憲ノ正道ヲ唱ヘテ自ラ其ノ常規ニ悖ルノミナラズ、方今世界ノ變局ニ處シテ、大政ヲ輔翼スルノ經綸アル事ナシ、是レ本案ヲ提出シテ處決ヲ促ス所以ナリ。

右の決議案の提出者は武富時敏、尾崎行雄、犬養毅、關直彦、花井卓藏、片岡直温、濱口雄幸、安達謙藏等八氏で署名贊成者二百三十名であつた。而して國民黨の犬養毅氏、提案趣旨を説明すべく登壇左の如く述べた。

只今朗讀になりました不信任案に就て私が説明を致します、案は極めて簡單なものであります、隨つて説明に多くの言辭を要さない、超然内閣に反對と云ふ、この内閣制度に關する議論は、二十三年に議會が開かれて以來屢々此議場では鬪はれたのである。就中最も當時政府の要衝に當られて、此議論に反對致されたのは、憲法起草に最も功勞ある伊藤公爵であります。で多年此の問題は議場で八釜しく爭はれたのでありますから、理論としては盡すだけのことは御互に研究し、御互に討論したのであります。最早今日に於て此處で内閣制に關する理論を鬪はせやうと云ふのが趣旨では無いのである。唯だ事實の上で、斯様な内閣が大政を補弼し得るか、圓滿に大政を遂行するのに差支へはないかと云ふ事實の問題を擧げさへすれば明瞭であらうと思ふ。で無論天皇の大權の發動に於ては、帝國臣民たる者の何人が大命を拜するか分らぬ、何人にも大命は降るのであります。勿論此間に於て政黨員たり、政黨員たらざる區別の存すべき筈はないのであります。

然しながら既に大命を拜して大任に當られるといふ以上は、如何にしたならば圓滿に大政を遂行し得るか、如何にしたならば大政を補翼し奉ることが出來るかと云ふ事實の問題は、必ず御請を致さるゝまでに講究しなければならぬ問題である。それ故に政黨出身でなければならぬと云ふ議論を必ず主張するのではない、政黨を根底とせざれば如何に聰明なる政治家と雖も、圓滿の政治は出來ないと云ふことは現實に現はれてゐる、唯だ是だけの問題である。

寺内伯薨が此内閣を樹てられる際に方つて、或る一派の提携と言ふものを斷然斥けられ、而して一種の自信と勇氣とを以て此内閣に臨まれたと云ふ一點に於ては、私は敬意を表するものである。所謂誠心誠意で國の大事を決する爲めに臨んだならば、定めて何人も贊成して呉れるであらうと云ふ御考へは、一種の理想である。奈何せん斯様なことは事實には行はれないのであります。私は寺内伯薨の爲めに甚だ遺憾に存ずる、是迄の名譽ある經歷を有つて居られながら、此艱難なる時局に身を挺して當られたと云ふ誠意に對しては、滿腔の敬意を表するものでありまするが、然し如何に誠意が有られても仕事を爲すだけの順序を附けなければ、徒勞に屬するが故に遺憾ながら内閣諸公は、時局の爲めに自ら省みて處決せられんことを希ふものである、是だけが趣旨であります。

右犬養氏の演説後、元田肇氏政友會を代表して不信任案に反對意見を述べ、次で寺内首相登壇、豫め用意せる草稿によつて自己の辯明をなし、憲政會を代表する尾崎行雄氏は彈劾論を提げて、將さに壇上に登らんとするの刹那、政府は卑怯にも言論封鎖の非立憲的行動に出で、遂に詔勅の下るあり、議會は解散を命ぜられたのであつた。

## 第四節　總選擧及び其前後

議會解散の翌日、憲政會は本部に代議士會を開き、席上加藤總裁は左の演説をなして黨員を激勵する所あり、直ちに總選擧の準備に着手することゝなつた。

## 加藤總裁の演說

一昨年三月の總選擧に際し、御苦心の結果當選の榮を得られ、尙ほ二年の任期を餘して而かも諸君の經綸を行はれず、此事ありたるは諸君と共に國民の亦遺憾とする所なり、然し是れ主義主張に基きたるものなれば如何ともすべからず、初め國民は我黨の結束を疑ひたるも、昨日は病氣及び已むを得ざる事情ありし六氏の外、全部の出席を見たるは大に我黨の面目を得たり、來るべき總選擧の期日は未だ今日の處未定なるも、多分四月中旬か下旬頃と信ぜらる。その際には昨日の如く熱心に所信を天下に訴へ、再び月挂冠を得られんことを望む次第なり。尙ほ此機會に於て簡單に所信を述ぶべし。

寺內內閣の不信任の件は更に言明の必要なし、昨議會は再開して僅かに本會議二回委員會一回なりしが政府の態度は誠心誠意を以て政治を爲すと云ふも、對議會策に果して誠心誠意を披瀝したるや、徒らに前內閣の惡聲を放ち、特に不信任案の議事に際しては發言の機會を與へず、自分だけは都合の好きことを言ひて解散をなしたるは、是れ誠心誠意なりや、又首相外相の演說は唯だ前內閣の失政を言ふのみにて、外交關係に就て雲霧を一掃すると云ふが如き具體的のことを言はず、秘密會中にも前內閣の迷惑になる事は云はずと言明せるも、其の內容の發表は必要なるを以て三派交涉の上、公表せんことを求めしに之を拒絕せるは、誠心誠意を缺ける第一也。諸君は歸鄕後十分に此點を報告せられたし、又外交の演說に近來支那の內政に投ぜんとする傾向ありとあるも、石井子より質問せられて斯ること無しと斷言し、衆議院にては有耶無耶に附し去れり。

然し寺內伯が第一次支那革命當時に抱かれたる意見は、支那の共和政治に反對して之を妨ぐる事を得るならば之を爲さんと考へ、その考へを責任ある人に致されたる事は公知の事實なり。たとへ支那に共和政府が出來るも、我が國體に些少の影響だに與ふるものに非ず、然るに之を憂へて共和政治を阻止するの意見を有せるは內政干涉に非ずや。政府は前內閣攻擊の材料多々ある如き口吻なるも、事實は決して然らず、凡て外交の事にして政爭の具に供する事の不可なるは、何人も知るところなるも寺內首相、本野外相は悉く其の事を爲し、前內閣攻擊の材料を外交問題に求めたるの一事は、明かに其の標榜と異るものにして、吾人は斯くの如き內閣に極力反對すると共に、機會ある毎に諸君は國民に對して丁寧に說明せられんことを望む次第なり。

殊に昨日の議會に於ける寺內伯の態度及び、不穩なる言語を弄したる如き、又尾崎、武富兩君に對して發言の自由を奪ひたる如きは、實に言語同斷なり。兩君は前內閣の閣僚なるを以て、兩君をして前內閣の態度を闡明せしめざる可らざるに、その機會を與へず、而かも不信任案に對しても何等審議を盡さしめず、前大隈內閣の解散に際しては、反對黨たる政國兩黨をして十分に意見を發表せしめたるに、今回は我が憲政會に一言の發言をも爲さしめずして解散せり、是れ不法に非ずして何ぞや。諸君は最初より態度を一貫して益々奮鬪努力し、來るべき選擧には多數の議員を選出せんことに努めらるべし。諸君も吾等も有らん限りの力を盡して、其の目的を貫徹せんことを期す。

## 首相及び內相の訓示

衆議院すでに解散を命ぜらるゝや、總選擧は四月二十日を以て擧行する旨、一月三十一日付を以て其詔書は公布せられた。而して政府は先づ二月九日、司法官會議を召集し、其翌十日よりは地方官會議を開き、越へて十五日より警察部長會議を召集し、寺內首相を初め當該大臣は夫れ〳〵選擧取締に關して其方針を訓示する處あつた。

殊に地方官會議に於ける寺內首相及び後藤內相の訓示は、頗る注目すべきものであつて、寺內首相は先づ衆議院解散の理由として、不信任案提出のことより說き起し、次で議會と政黨との關係に論及して、苟くも國民を基礎とせずして國政を處理する政府のあるべき筈がない、若し之れありと言ふ者あらば事實を認ゆる中傷の言であると斷じ、更に內閣組織の事情を說明する所あり、前內閣の對支方針を一變した點に關しては

本大臣は曩に三政黨の首領と會見し、親しく外交方針を變改したる顚末を告ぐるや、兩黨の首領は何れも現内閣の新に採れる方針に對し、贊意を表したるに拘はらず、獨り前内閣の黨與であつた一首領は、毫も從前と異なる所なしと爾後に至つて揚言したのであつた。此の如く故らに事實を附會するのみならず、前内閣員たりし一員は貴族院に於て、國交上重大なる關係に付き容易に事實を公表し難き對支外交の方針に關し説明を求めたるに應じて、衆議院公開の議席に於て之に策應し、頻りに追求の態度を取るに至つたので、政府は已むを得ず秘密會を要求し、最も國交上に支障なしと認めた最小限度に於て、事件の顚末を公示したのである。是等の事實は、皆な前内閣の與黨たりし政黨の挑發にかゝるものであつて、胸中一片國家を憂ふるの誠意を存せず、唯だ政權爭奪を是れ事として、現内閣の非難攻撃に汲々たる之を以て證するに足る。

と我田引水の言説を以て憲政會を難じ、更に議會解散の責任に及び

曩古、未曾有の一大變局に際し、内閣は愼重の審議を盡して内外の籌畫を運らし、着々之が實行に努むべき緊急の時に方り、衆議院に最も勢力を有する政黨が、憲法上自ら與へられたる協賛權を藐視し、緊急重要の議事を放擲して蓼然内閣不信任の決議案を提起し、國務の澁滯を來したのはその責多數を恃んで非理を遂行せんとする與黨に歸すべきは、論なき所である。

と結び最後に選擧取締に關しては、その監督を嚴正にして法規を履行し、國民の自由意志を尊重して、選良の目的を徹せしめんことを期すとて、縷々其方針を訓示したのであつた。

次に後藤内相は寺内首相以上の大膽なる論法をすゝめて、例の後藤式脱線振りを極度に發揮し、先づ議會解散の責任に關しては

國民殊に智識階級中には、往々にして當初より解散を讓期せし者の少なくなかつたのみならず、政黨の間に於ても憲政會を除くの外は、概して之を希望する如き情勢を示したが、之は云ふまでもなく不自然に成立したる多數黨と、不自然に減少せる少數黨との存在するが爲めに衆議院の實狀は到底完全なる立憲政治の運用に貢獻し得ざるを憂慮した餘り、むしろ解散を希望して一點の光明を將來に希望したのであつた。

と云ひ此間に處した現内閣の態度に就て述べ、更に憲政會及び政友會を比較して批判し、更に大隈内閣の施政に對して自己の見を說き、遺憾なく後藤式獨斷妄辯を試みた後、一層の舌鋒を進め

橫暴なる多數黨の存在せるが爲めに、健全なる少數黨ありと雖も、後繼の任に當るべき大命を拜する能はざる事情ありしを以て、情勢の赴くところ遂に現内閣の成立を促したものである、之を目して薄弱なる内閣と云ふも、其の有力なる政黨の後援を得ざりし爲め、却つて非立憲なる行動、非違多き秕政を踏襲することを免れたるは、むしろ幸なりと謂ふべきである。

立憲政治に於て政黨の存在は、必然の勢ひに出づとの論には固より同意するを辭せぬが、現在の政界に於て國家の重任に膺ることを得るに足るべき多數を有する政黨は、不自然の多數を恃むに過ぎず、健全なる政黨は却つて不自然なる少數を得るの地位に在り。されば其の何れに依るも不可なりし爲め、主義政策の如何によつて取捨を決するの外なきを認め、現内閣は遂に有力なる政黨の後援なきに拘らず、擧國の民意を基礎として不偏不黨、秉公持平の地位に立ち、敢然として從來の政弊を刷新せん事を決したるに外ならぬ。今日政黨内閣を主張するところの多數黨たる憲政會も、初めは同志會として大隈伯爵及びその與黨と提携したるの當時は、果して大多數の政黨であつたか、その取り來つた經路を見るに、當今の情勢尚已むを得ざるものある事、蓋し何人も之を認むるに難からざる所なるべし。

と述べ終り、最後に時局の重大なるを說くと共に、選擧取締の方針を訓示したのであつたが、凡そ此の後藤内相の言の如き不謹愼にして、無責任を極めた妄評は同氏ならずしては、何人も能く成し得ざる處であらう。

**地方官の更迭**　是より先き政府は地方官の更迭を行ひ、長崎外二縣知事及び新潟、三重兩縣警察部長に休職を命じ、長野外六縣知事並に和歌山外八縣の内務部長又は警察部長を更迭せしめたのであつたが、議會解散後の一月二十九日に至り更に千葉縣外四縣知事に休職を命じ、愛知外十一縣知事並に福岡外十二縣の内務部長又は警察部長を更迭せしめ、以て總選擧に臨むことゝなつた。

## 選擧界の珍風景

この總選擧に方り一種の異色を添へたのは、平生政治とは直接關係の無かつた大日本醫師會が突然の活躍を示したことであつた。卽ち同會は理事會の議を經て二月十日、先づ左の如き宣言書を發表し、其後更に總選擧に對する要望と題する長文の再宣言書を發表し、全國醫師團の總動員を行ふべく、必死の活躍を示したのであつた。

### 醫師會の宣言

衆議院は遂に解散せられ總選擧は來る四月二十日を期して普ねく行はれんとす。本會亦斯界多年の宿志を貫徹せんとして此秋大に活躍せんとする所以のもの他なし、夫れ帝國議會は國民各階級の縮圖にして一般社會の意思を代表するの府たり、隨て其の一部階級者流に偏倚すべからざるや理として當に然り。然るに本邦醫事衞生の刷新を叫ぶの聲比年其大を爲せるにも拘らず、其實の未だ見るべきものなきは畢竟立法府に其聲を傳へ其途を通じ其功を競ふの士乏しきに職由せずんばあらず。軍備の充實素より回避すべからず、國富の增進素より閑却すべからずと雖も、國民保健の道を宜くするに非ずんば焉ぞ之を克くせん、是れ本會の存立活動する所以にして抑も亦多數の同志代議士を議政府に送らんとするの計夙に熟せる所以也。今や則ち斯計策を實現すべき機會は眼頭に迫まれり。然るに世間往々本會の行動を揣摩して現內閣擁護の意に出づと做し、本會を以て後藤男後援會と目し、恰も往年の大隈伯後援會の轍に倣ふものと猜し、亲りに流言蜚語を放ち切に江湖の耳目を欺かんとするものあり。本會たるもの何ぞ此の如き痴戲を學ぶものならん、苟も我が杏林の士にして馬を陣頭に進む、本會則ち之を援けて必勝を期するに方りては其黨緖の如何は素より眼中に在るなし、唯一に斯界候補者の志を成さしめ以て本邦醫事衞生の進步發達に資せしめんとするに在り、覺他あらんや、玆に一言本會の對總選擧態度を弘く宣明し敢て天下の聰明に愬ふ。

所謂問ふに落ちずして語るに落つ、何が故に忽如として醫師會が、斯くの如き騷ぎを演じ出したるかは常識を以て何人にも判斷し得られる所であらう。而かも之を以て往年の大隈伯後援會に比せんとするが如きは、怖らくは後藤內相一味の如き妄想者以外の者の到底思惟し能はぬ所であつて、蓋し醫師會の理事者と稱する人々は、自から蔥を以て水仙に眞似んとしたのに他ならぬ。大隈伯後援會の如きは起るべき當然の理由と正しき徑路の下に極めて自然に現はれ來つたもので、天下之を疑ふものは一人も無い。今更ら茲に贅する必要もない事ではあるが、右醫師會に對して一言せざるを得ない。



## 總選擧の狀勢及び結果

憲政會は云ふまでもなく既に獲得したる多數黨たるの地位に、動搖を來さしむる樣の事なきを期し、政友會は如何にしても此機會に進展を試みんとし焦慮到らざるなく、必死の努力を傾倒して寧日なき一方、國民黨亦た黨勢の挽回を圖るべく力むるあり。されば競爭は期日の切迫と共に刻一刻、激烈を加ふるを免かれなかつた。此間憲政會の候補者にとつて不利なりしことは、政府が最初より憲政會を敵視し、前述の如く地方官會議の席上に於てすら後藤內相は、口を極めて憲政會及び前內閣を惡罵すると共に、間接に政友會を援助する如き態度を露骨に示した程であつたから、政府に對する信用は全く失はれ候補者に對して不安の念を與ふること深く殊に、地方官憲の所謂手心は實際に於て反對黨候補者に少なからざる不利不便を蒙らしめたのであつた。而して總選擧は豫定の期日に終了したが、開票の結果は左の如くであつた。

| | |
|---|---|
| 憲政會 | 一一九 |
| 政友會 | 一五八 |
| 國民黨 | 三六 |
| 無所屬 | 六八 |
| 合計 | 三八一 |

因みに憲政會の公認候補者中、當選せる諸氏は左の如し。

東京市　黒須龍太郎　横山勝太郎　三木武吉
　　賴母木桂吉　東京府　高木正年
京都市　森田茂　京都府　片岡直温
　　川崎安之助　山田俊一
大阪市　紫安新九郎　大阪府　田中萬逸
　　片木政治郎　井原百介　森秀次
横濱市　島田三郎　戸井嘉作　小泉又次郎
姫路市　大森與三次　兵庫縣　下岡忠治
　　横田孝史　齋藤隆夫　小寺謙吉
　　唐端清太郎　正木照藏
長崎縣　橋本喜造　本田恒之
新潟縣　久須美東馬　大竹貫一　櫻井庄平
　　牧口義矩　竹村良貞　坂口仁一郎
埼玉縣　加藤政之助　高木利平　長島律太郎
群馬縣　本間三郎　千葉縣　和知鷹二
　　鵜澤宇八　茨城縣　大津淳一郎　河野正義　原脩次郎
　　川村惇　栃木縣　戸叶熏雄　高田耘平
奈良市　上村耕作　奈良縣　上島長久
四日市市　井島茂作　三重縣　尾崎行雄
名古屋市　小林嘉平次　川崎克
　　小山松壽　磯貝浩　愛知縣
　　日比野寛　田中善立　鈴置倉次郎
靜岡縣　杉山東太郎　鈴木富士彌　加藤定吉
山梨縣　望月小太郎　河西豊太郎　岐阜縣
　　古屋慶隆　永田吉右衛門　長尾元太郎
　　松岡勝太郎　福井縣　今村七平
長野縣　降旗元太郎　岡部次郎　樋口秀雄
宮城縣　小山東助　亘理胤正　藤澤幾之輔
福島縣　河野廣中　半谷清壽　平島松尾
岩手縣　櫛瀬軍之佐　川村精之

青森縣　菊地良一
秋田縣　齋藤宇一郎　町田忠治
石川縣　櫻井兵五郎　淺野順平
富山縣　山田正年　森丘覺平　野村嘉六
鳥取市　臼田久內　鳥取縣　奥田柳藏
松江市　岡崎運兵衛　島根縣　高橋久次郎
石田孝吉
廣島市　早速整爾　廣島縣　荒川五郎
山道襄一　橫山金太郎
山口縣　三隅哲雄　德島市　武市彰一
丸龜市　加治壽衛吉　香川縣　小西和
愛媛縣　押川方義
高知縣　仙石貢　富田幸次郎　石本鎭太郎
福岡縣　河波荒次郎　佐々木正藏
大分縣　木下謙次郎　津末良介　箕浦勝人
佐賀市　武富時敏　佐賀縣　石川又八
熊本市　山田珠一　熊本縣　安達謙藏





行德健男　岩佐善太郎　岡辰喜　平山岩彥
小樽區　金子元三郎　根室　小池仁郎

## 外交調査會の設置

總選擧の結果政府は政友會、國民黨及び無所屬中の若干によつて組織された維新會の三派によつて支援を受くることゝなり、政局は漸く安定したが元來、犬養氏が寺內內閣反對を唱へ、憲政會と提携して不信任案を提出するに至つたのは、是迄の氏の主張より見て當然の如く見られたものゝ、その裏面には深き魂膽と策略とがあつた。卽ち氏は憲政會に對しては胸中含むところ淺からず、如何なる手段方策によつても自己の鬱屈を晴らさんとした結果、寺內內閣打倒の口實を以て憲政會を誘ひ、以て之を孤立に陷れんとしたので、政府と犬養氏との間には鑓犀一點、相通ずるものがあつたと云つてよい。されば議會の解散に飢歌を奏したのは、政府よりも寧ろ國民黨であつたかも知れぬ。事實に於て犬養氏は解散と同時に黨員及び新聞記者の二三に對して、憲政會との絕緣を言明して憚らなかつたのであつた。

政府は歐洲大戰の暮いよ〳〵擴がり來獨の國交も斷絕して、國際政局は一層混沌の狀を深め、我が對外關係の益々多事となれるに鑑み、憲政、政友、國民の三黨首を招いて外交調査會を設置すべく其議を提示して同意を求めることになつたが、蓋しこの外交調査會たるや、寺內首相が超然內閣としての世上の非難を避けんとする逃避策たると同時に、又一面政黨操縱の道具でもあつたのである。況んや此の調査會は寺內其人の發意にあらず、三浦觀樹子の原作にかゝるものなるに於てをや。卽ち大正五年大隈內閣當時、三浦子は加藤、原、犬養の三黨首を自邸に招き、外交國防の二大問題は戰爭の具に供せず、三派相携へてその解決に當るべきことを慫慂し、三黨首もこれに同意したのであつたが、當時の覺書は何等の效果を示さず、全く空文に歸したのであつた。然るに寺內內閣成るに及び三浦子はこの反古紙を筐底より拾ひ出し、寺內伯に對してその實現を勸說したのであつたが、而かも三浦子の原作を脚色せるものは、實に彼れ犬養氏であつたのである。而して外交調査會

設置に最も賛成したのは、寺內內閣の副總理を以て任ずる後藤內相であつた。卽ち寺內首相は三浦子の勸說と後藤內相の獻策とによつて、愈々其議を提出する事になつたのであつた。

されば此裏面の消息を看破した加藤憲政會總裁は、云ふ迄もなく斯かる芝居に參加しなかつた。而して曰く外交に關して國論の統一を期するは、固より希望する所であるが內閣以外、別に天皇直屬の機關を設けて事實上國務大臣を掣肘する虞れある如きは、輔弼の責任を嚴明にする所以にあらざるのみならず、斯の如き方針によつて所期の目的を達せんとするは極めて困難なりと信ずる。外交事項に關して各方面の意見を求めらるゝ事あらば、所信を開陳し當局の參考に供するは固より辭する所にあらず、もし夫れ此際國論の有力者を網羅して、國論の統一を圖らんと欲せば、むしろ擧國一致內閣の樹立を計畫することを適當と信ずる。と。何ぞ其言の正しくして堂々たるや。

是に於て寺內首相は已むなく加藤子を除外して計畫を進め、六月五日を以て其官制は發布された。發布に際しての勅語に曰く

朕時局ノ擴大ニ鑑ミ永遠ノ利害ヲ慮リ、側近ニ臨時委員會ヲ特設シ中外ノ情勢ヲ考査シテ臨機啓沃ノ任ニ當ラシムルノ必要ヲ認メ、臨時外交調査委員會官制ヲ裁可シ、玆ニ之ヲ公布セシム

而して官制の要旨は（一）宮中に臨時外交調査委員會を設け、天皇に直屬して時局に關する重要の案件を考査審議せしむ。（二）同委員會は總裁一人、委員若干人を以て之を組織し、總裁は內閣總理大臣を以て之に充て、委員は國務大臣、內閣總理大臣若くは前官の禮遇を賜はりたる者、國務大臣たりし者、又は親任官の中より簡拔して之を勅命す、但し特別の須要ある場合に於ては此規定に拘らず學識經驗ある者を以て臨時委員に勅命す等是知なり、官制既に發布せらるゝや同日直に親任式を行はせられ、左の通り同委員に任ぜられたり。

內務大臣男爵　後藤新平
陸軍大臣　大島健一
海軍大臣　加藤友三郎
外務大臣法學博士子爵　本野一郎
正三位勳一等法學博士子爵　平田東助
正三位勳一等男爵　牧野伸顯
正三位勳二等　犬養毅
臨時外交調査委員會委員被仰付

斯くして所謂屋上架屋の外交調査會は成立したが、之によつて寺內內閣是認の口實を捉へんとしたのは犬養毅氏であつた。

從二位勳一等子爵　伊東巳代治

## 第五節　第三十九議會

### 憲政會の宣言及び決議

前議會解散に伴ふ特別議會たる第三十九議會は、六月二十一日を以て召集せられ、その會期を二十一日間と定められたが、召集に先たち憲政會は同二十日大會に代るべき議員評議員聯合會を開き左の宣言及び決議案を附議し、滿場一致之を可決した。

#### 宣　言

玆に第三十九回帝國議會に臨むに方り、我黨の態度を明かにして以て天下に宣明す。

我黨は憲政の常道に照し、曩古の時運に鑑み現內閣の存立を以て國家の一大不幸なりとし、第三十八回帝國議會に於て同志と共に現內閣の不信任を提議し以て其決議を促したり。然るに現內閣は曾に自から反省する所なきのみならず、反つて議員の言論を抑壓して、衆議院の解散を敢行し、頻りに虛構妄誕の言を放つて國民を欺罔し、其の總選擧に臨むや、陰險惡辣壓迫干涉至らざるなし。爲めに選擧の公正を害し民意の暢達を妨げたるは、天下の齊しく目睹する所なり。

特に外交に至つては退嬰自屈、その施爲概ね機宜を失し、爲めに帝國の威信を傷くること尠からず、且つ漫りに責任を閣外特定の機關に推諉し、閣臣補弼の本義を亂りて顧みず、此の如きは憲政創始以來未だ曾て有らざる所なり、是を以て我黨は益々其の所信を固うし、奮つて從來の主張を貫徹せんことを期す。

決　議

第三十九回帝國議會に對する我黨宣言の目的を達するが爲めに必要なる一切の行動及び、其他諸同盟に對する我黨の態度は、之を議員總會の決議に一任す。

而して加藤總裁の演說あり終つて議員總會を開き、役員を左の如く指名決定した。

代議士會長　藤澤幾之輔　副會長　高橋久次郎　森田茂
院內總務　尾崎行雄　武富時敏
院內幹事　岩佐善太郎　山道襄一　櫻井兵五郎
戸井嘉作　菊地良一　山口俊一
川崎克　古屋慶隆　戸叶董雄

## 豫算案審議

大正六年度歲出歲入總豫算追加案は、六月二十七日を以て豫算委員會に附議せられ、同三十日まで連日委員總會を開いた後、七月二日より五日まで之を分科會に附議して、審査決定する所あつた。而して委員總會に於ける各委員の質問中、憲政會委員の質問は勢ひ政府攻撃とならざるを得なかつたのは云ふまでもなく、就中對支外交問題に於て現政府が內政不干涉を標榜しつゝ、內實は北方軍閥を扶けて南方派を壓迫しつゝありと云ふ點。寺內首相が西原某なる者に委任狀を與へて北京に派遣し、恰かも私設公使の如き任務に當らしめたりと云ふ點、後藤內相が前內閣の末期に秘密出版物を配布し、對支外交上の虛說を流布したりと云ふ點、岡田文相が總選擧に際し前科者を候補者に推薦し、且つ之を應援したりと云ふ點、臨時外交調査會の設置が憲法の精神に背き、閣臣輔弼の責任を紛淆するものとする點及び、現內閣の選擧干涉、言論抑壓等の問題に於て質問が續けられた。

尙その他にも國防計畫、海軍擴張の將來、兵器の改良、製鐵事業の奬勵、航路補助費の將來、米價調節、地中海へ軍艦派遣の主旨、正貨處分方法、關稅改正、稅制の改廢、產業獨立方針、官業整理、泰平組合と寺內首相との關係、日滿商會と後藤內相との關係等の諸問題についても各委員より交々質問する處あつた。而して之に對する主務大臣の答辯は、多くは殊更に事實を否認し或は揶揄的態度を示す等、例によつて不誠實極まるものであつた。而かも前科者推薦問題に關し岡田文相の如きは、衆議院に於ては左る事無しと言明しながら、貴族院に於ては進んで事實を告白し、平身低頭して自から其不明を謝するの失態を演じたのであつた。更に寺內首相が臨時外交調査會委員の權限に關する島田三郎氏の質問に對し、口頭を以て答辯することを回避した件は、遂に本委員總會の問題となり、憲政會の野村嘉六氏は

豫算總會の前例を考ふるに、去る三十一議會に於て改野耕三氏の委員長たりし時、國務大臣牧野伸顯君より書面を以て回答せんとしたるに改野委員長は之を拒絶した。故に議院の權限を維持する上より言ふも、斷じて寺內首相の書面回答主義を排せざる可らず。

と主張し、之に對して寺內首相の抗辯があつたにかゝはらず、委員長山本悌二郎氏は右野村氏の主張に贊成し

委員會に於ける答辯は、口頭を以て委曲を盡すを要す、故に今後は數字に關するもの及び委員の要求により書面回答を求めたるものを除き、一切口頭を以て答辯すべきことを總理大臣に傳達すべし。

と宣した。斯くて七月六日の總會に於て一括討議に附し、各黨提出の修正案について採決の結果、憲政國民兩黨の修正意見は何れも少數の爲め否決され、原案を承認することゝなり法案の關係上、歲出臨時大藏省所管に於て五萬圓の削除を見たる外、總額一億九千七百七十五萬九千

五百七十一圓の尨大なる豫算全部は原案通り可決せられた。

次で委員會可決の豫算追加案は、翌七日の本會議に上程され、第一號以下十件を一括して討議に附し型の如く委員長の報告ありたる後、加藤政之助氏登壇して憲政會の修正案の理由を詳述し、次で國民黨の鈴木梅四郎氏より同黨の修正意見の陳述あり、次で政友會の三土忠造氏の原案贊成演說があつたが、最後に憲政會の早速整爾氏は加藤氏の修正案の贊成意見を述ぶべしとて、政府の財政計畫の無責任と無方針とを遺憾なく攻擊する所あつた。かくて討論を終り先づ憲國兩派の修正案中、共通點たる國債整理基金繰入額減少及び、拓殖局の新設に伴ふ經費削減につき記名投票により採決の結果、修正を可とするもの百四十三に對し、之を否とするもの百九十三を以て否決され、遂に原案を可決確定した。

## 政府不信任案

### 決議案

憲政會は此議會の劈頭、前議會解散の主因たりし政府不信任案を提出したのであつた。則ち左の如し

衆議院は現內閣を信任せず。

### 理由書

現內閣は國民輿論の府たる衆議院に基礎を有せず、其の存立は立憲の常規に反するのみならず、議員の言論を抑壓して妄に解散を奏請し其の總選擧に臨むや公論を阻遏して陰險惡辣の干涉を逞うし加ふるに在任九閱月竟も政績の見るべきものなく、特に外交に至りては其施爲機宜を失して、國光を傷け國利を害し、漫に閣外特立の機關を設け以て責任の推諉を圖り閣臣責任の本義を紊る、是れ本案を提出して其處決を促す所以なり。



該決議案は三十日の本會議に上程せられたが、開議と共に武富時敏氏は、日程變更の動議を提出しその同意を得たるを以て、寺內首相以下閣臣の出席を要求し、その着席を待つて徐ろに提案理由を說明し、次で國民黨の關直彥氏登壇して反對意見を述べたが、之に次で尾崎行雄氏登壇、

本案贊成の第一要件として、先づ臨時外交調査會の設置を難じ、是れ憲法に定められたる國務大臣たる輔弼機關の外に、啓沃機關を設けたものであるから、憲法の正條に反し違憲の事たるや疑ひを容れず、本野外相が外交の事は凡て本大臣の方寸に出づと傲語しながら、その實外交調査會の一書記長、もしくは一幹事の職たるにとゞまる有樣であるのは、本野唯一人の恥辱にあらず、日本國務大臣の恥辱であると痛罵し、官紀振肅を標榜する寺內總理が、屋上屋を架するが如き制度を設置するは、むしろ官紀を紊亂するものに非ずや、殊に他の獨立國に對して指導誘掖などの言辭を弄するは、暴言と云はざるを得ないと非難し、次で總選擧に際して內閣大臣が政治上の偏頗なる意見を發表し、之を知事郡長を通じて說明せしめ彼等をして政爭渦中に投ぜしむるが如き、何れも官紀を紊亂するものにあらずして何ぞ。而して氏は更に支那問題に論及し更に轉じて言論の壓迫に及び、明治年間我が內閣多しと雖も現政府の如く、元老を攻擊するものに對して尊嚴冒瀆、其他帝室に關する罪名を與へて告發檢擧することの頻繁なるは、未だ曾て之れあるを見ずと述べ、後藤內相の秘密出版物に及び極力之を糺彈した。

かくて尾崎氏の降壇するや、後藤內相起つて秘密出版物に對する自己辯解を繰返し、維新會の坂本金彌氏及び政友會の鵜澤總明氏の決議案反對演說あつた後、押川方義氏及び島田三郎氏の該案贊成演說あり、林毅陸氏は不信任には反對するも、之れは必ずしも內閣に信任狀を捧呈する意味にあらずと述べた。最後に寺內首相の決議案反對演說終るや、討論終結の動議成立して採決の結果、不信任案は豫定の如く少數にて否決となつた。

## 內相不信任案

內閣不信任案に敗れた憲政會は、更に後藤內相の秘密出版物問題に關し、內相の處決を促がさんが爲め、七月五日內相不信任の決議案を衆議院に提出した。その決議及び理由は左の如し。

### 決議案

內務大臣男爵後藤新平は自から反省して速かに處決すべし。

### 理由書

男爵後藤新平は大正五年八月の交、「滿蒙に於ける蒙古軍竝に宗社黨と日本軍及び日本人との關係」「山東省に於ける革命黨と日本人」及び「日支衝突事件の眞相」と題する三種の印刷物を配布し、當時新平等が陰謀團として世上に宣傳せられたる企圖の遂行に便したり。該印刷物に記載したる事項は、我が軍務當局者が支那に對し、險詭なる施設ありたる如く構造したるものにして、皆誣妄の譫言に外ならず、現に大島陸軍大臣は本年七月二日、豫算第四分科會に於て議員の質問に答へ、明に事實無根の妄說たるを確言せり、然るに新平は政爭の目的の爲めに手段を選ばず、國家の威信を傷け、帝國陸軍の面目を蹂躙し、日支交涉の進行を阻害し、遂に我國をして不利に陷らしむるを顧みず、其の亂行斯くの如し、斷じて憲閣の重任に當るを許さず、是れ其の處決を促す所以なり。

右の決議案は七月十一日上程され、先づ提出者たる早速整爾氏登壇して、その理由を大要說明する所あつた。

次で堀切善兵衞氏起つて、後藤內相の爲めに辯ずる所あり、次で上島長久氏登壇、

國惡を諱むは禮である。國家の秘密が若しありとせば、之を暴露せざるのが國民當然の責務である。政友會も國民黨も亦た後藤男に接近する維新會も、淚を揮つて馬稷を斬るの英斷に出でられんことを切望する。



と述べ、次に兒玉右二氏の後藤內相辯護の辭があつたが、關和知氏之に次で登壇、

我國は時局あつて以來、內的統一を定むるに就て二つの異りたる思想が現はれてゐる。一は國內の統一を圖るに就て閥族官僚の所謂保守勢力を中心として、內的統一を定めんとする思想、一は國民的勢力を中心として內的統一を定めんとする思想である。而して吾人は國民的勢力を中心とした統一的勢力にあらざれば、外に向つて健全にして鞏固な國策を實行すること能はずと信ずるものである。それ故に現內閣の如き軍閥、或は官僚を中心として國民に臨む所の勢力に反對せざるを得ない。殊に內閣を組織するところの要素、卽ち閣員の間に不德不信の宰臣あらば、一日も早く之を除去しなければならぬのである。

と前提して後藤內相彈劾の理由を詳述し、後藤男たるもの上聖明に對し奉り、下國民に對して速かに自ら處決する所あれと結論した。最後に後藤內相起つて强辯する所あり、斯くて討論終結して採決の結果少數にて否決となつた。

## 外交調査會廢止案

外交調査會問題は憲政會としては、充分に論ぜざるを得ざる立場にあつた關係上、七月七日其代議士會に於て、いよ〳〵同會廢止の決議案を提出することに黨議成立したので、同日直ちに左の決議案を衆議院に提出したのであつた。

### 決議案

臨時外交調査委員會は、憲法に違反し閣臣の責任を紊すものなり。政府は速に之を廢止すべし。

右の決議案は七月十二日を以て上程せられ、提出者たる齋藤隆夫氏登壇して、その理由を說明する所あつた。

而して齋藤氏の降壇するや、國民黨の植原悅二郎氏起つて反對論を吐き、次で森田茂氏登壇して、植原君は未だ問題の琴線に觸れず、又內閣不信任案討議の際に於ける我黨の下岡氏の演說の趣旨さへ、了解せざるものゝ如くであると前提し、植原氏の說を駁す所あり、本案贊成の

意見を述べ次で中西六三郎氏の反對意見、古屋慶隆氏の贊成意見を述ぶるあり、最後に寺内首相の辯明があつた。斯くて採決の結果少數によつて否決された。

### 會期の延長と閉會

今期議會は二十一日間の短期なるに拘らず、二億圓に垂んとする巨大な追加豫算を初めとし、政府提出の法律案三十一件の多きに達した爲め兩院共勵精その審査に力めたが會期の將に盡きんとするに臨み、製鐵業奬勵法案に對する兩院の所見を異にし、兩院協議會開會の必要に迫らるゝ等の事あり、會期中に是等の案件を議決し能はざりし爲め、政府は一日間の會期延長を奏請し、その旨詔書の公布せらるゝあり、十四日を以て兩院共各種の議案を議了した。斯くて翌十五日を以て閉院式を行はれ玆に閉會を告げた。

## 第六節　第四十議會

### 憲政會議員總會

第四十議會は大正六年十二月二十五日を以て召集せられたが、寺内内閣にとつては是れ實に最終の議會であつた。召集に先ち同月二十四日憲政會は本部に議員總會を開き、所屬兩院議員百餘名出席、藤澤幾之輔氏會長席に就き開會を宣し大津淳一郎氏の發議により代議士會正副會長を總裁の指名に一任することゝし、武富總務總裁代理として小寺謙吉氏を會長に指名し、同氏藤澤氏に代つて會長席に就く。それより小泉幹事各派交涉會の結果を報告し、右終つて院内役員の選擧に移り左の役員を決定散會した。

#### 本部役員

| | | | |
|---|---|---|---|
| 院内總務 | 早速整爾 | 藤澤幾之輔 | 下岡忠治 |
| 院内幹事 | 岡和知 | 森田茂 | 小泉又次郎 |
| | 小山松壽 | 小池仁郎 | 野村嘉六 |
| 横山金太郎 | | 三木武吉 | 田中萬逸 |
| 代議士會長 | 小寺謙吉 | | |
| 副會長 | 本田恒之 | 原脩次郎 | |

#### 大會の宣言及び決議

翌大正七年一月二十日、休會明の議會再會に先ち、例年の如く對議會態度を決定すべく本部に先づ代議士會及び評議員會の聯合會を開き、規約を改めて從來七人なりし總務を五人とし、加藤總裁より尾崎行雄、下岡忠治、藤澤幾之輔、早速整爾の五氏を總務に指名し、それより大會に移り左の宣言政策及び決議を附議して滿場一致可決した。

宣　言

玆に第四十回帝國議會に臨むに方り、我黨の態度を明かにし以て天下に宣言す

歐洲の大戰勃發以來既に三年を越え、戰局擴大して底止する所なく、國際關係の變兆端倪すべからず、是時に方り政府の施爲如何は實に帝國隆替の由て岐るゝ所なり。現内閣は國民に基礎を有せず、固より天下の人心を繫ぐに足らず、且つ其の施爲する所毫も經綸の見るべき

ものなし、外交は概ね機宜を誤り、帝國の威信を失墜すること尠からず、特に對支外交に至りては陽に不干渉を標榜して陰に其内政に容喙し、爲に帝國の利益を害して悔ひず、口に不偏不黨を稱へて爲す所一方に偏し、而かも其政策常に動搖して毫も徹底する所なし、終に支那の内紛を醸生して其國民多數の怨を招く、此の如くにして安ぞ克く兩國の親善を增進し東洋の平和を確保することを得んや。海軍充實の計畫は姑息に失し四圍の情勢に順應して帝國の地位と名譽とを保持するに足らず。財政は放漫にして節制を缺き濫に國民負擔の增加を强ゆ。其他時局の對策に至りては徒らに事功を競ふて交々小策を弄すと雖も以て大局を濟ふに足らず。此の如きは曩古の時運に際會して興國の大計を策する所以にあらず。且つ現内閣成立以來官僚政治の弊風全國に及び言論の壓迫、人權の枉屈今日より甚しきはなし、是れ豈に憲政の本義ならんや。我黨は力を極めて現内閣の失政を排擊し、我黨の主張を貫徹して、以て國運の伸張に貢獻せんことを期す。

## 決議

第四十回帝國議會に於ける豫算案、法律案其他諸般の問題に對する我黨の態度は、之を議員總會の決議に一任す。

## 政策

一、天下の大戰亂に關しては、聯合國との關係を益々親善鞏固ならしめ、以て交戰の目的を達するに努むべし
一、支那に對しては益々國民的親善に努め、相互利益の增進を圖り、以て東洋永遠の平和を確保すべし
一、財政は力めて緊縮の方針を取り、國防計畫との關係に顧み必要避くべからざる場合の外、國民の負擔を增加せざることを期すべし
一、大正七年度減債基金の繰入は、之を法律上の最少限度に止むべし
一、選擧法を改正し、選擧權に關して納稅資格及び教育程度の二點に付き、擴張を爲すべし
一、教育制度を改善すると同時に、高等教育の機關を整備し、以て教育の目的を達すべし
一、生産資金供給を考慮すると同時に、對外放資、外債償還等適宜の方法を講じ、以て物價の調節を圖るべし
一、産業及び交通の發達に努め、商工業組織の統一改善を計り、以て國際的經濟競爭に備ふべし
一、社會政策の實行に努め、特に農民の舊債を整理し、以て農村振興の實を擧ぐべし

## 增徵減稅案論議

國防充實の事既に急務とする以上は、その財源に充つる爲め或る程度までの增稅計畫は、已むを得ずと雖も政府の廢減稅諸案は、杜撰を極むるのみならず何等將來の計なく、一時の彌縫に過ぎざるを以て、憲政會は戰時利得稅だけを承認して、增稅並に廢減稅計畫は總て之を否認した。然るに政友會は所得稅及び酒稅の增稅を認め、且つ戰時利得稅を止むを得ざるものとする外、他は全部否認することゝし、國民黨及び新政會は所得稅、酒造稅及び戰時利得稅のみを承認して、他の增稅を否認することに於て政友會と一致したが、通行稅及び石油消費稅の廢止に關しては、政府原案に贊成した。之を以て委員會に於ては各其意見を主張する所あつたが、結局政友會案が多數を以て通過し、本議に於ても委員長報告通り決定された。卽ち廢減稅に關する諸案は總て否決せられ、所得稅、酒稅及び戰時利得稅に關する三案のみが多少の修正を經た後可決されたのであつた。かくて貴族院も亦た衆議院の査定通り通過を見、同案はその確定を見るに至つた。

## 豫算案論議

政府は其の提出した增廢減稅諸案中、稅制整理に關する諸案總て否決の運命に會したので、之が爲め歲入に二百五十餘萬圓の減少を來すを以て、之を補塡するの必要を感じ、既に提出中の豫算に對し修正案を提出し、議出の部に於て第一及び第二豫備金增加額を削り、歲入の部に於て前年度剩餘金五十餘萬圓を繰入れ、以て收支の權衡を圖つたのであつた。故に前記説明の豫算案は其決定前に於て左の如く修正せられたのであつた。

豫算案に對しては他派何れも大體に於て之を認むるに躊躇しなかつたが、固より修正意見は何れにもあつた。憲政會は一、在哈爾賓總領事館新設費　一、警察費連帶支辨金の增加　一、警察講習所に關する經費　一、專賣局東京試驗所新營費　一、鹽專賣用倉庫新營費　一、遞信事業監察に關する經費　一、電氣工業用發電水力調査費の各項を削除し、共他に一、外務省所管在外公使館職員增員經費は三分の一に削除すること、一、同機密費は七萬圓を削除する事　一、田地田畑調査費は準備費として七萬圓を認むる事　一、緬羊飼育奬勵に關する經費は半減の事　一、郵便電信視察事務整備に關する經費は三等局に關する經費のみを認め一二等局の分削除。

右により約二千五百九十萬圓を削減し、更に臨時事件費千六百萬圓、減債基金二千萬圓を合算して約四千五百萬圓の大斧鉞を加ふる事。

の意見を極力主張したが、結局少數にて否決せられ政友會の修正案に決定し、院議亦た委員長の報告を可決した。但し政友會も之を可決するに方り「本年度豫算に計上されたる國防計畫は、一般に不徹底の感あり。海軍當局者は宜しく造艦能力の增進及び、補助艦艇の充實を圖るべく、陸軍當局者は飛行機、火藥その他の改良をなす等、一層の軍備充實の方法を講ぜられんことを望む」旨を提案して院議之を可決するに至つた。

## 選擧法改正案

此議會に提出された衆議院議員選擧法改正案は、我が憲政會案、政友會案、國民黨案及び政府案の四種であつて、各案の要綱を述ぶれば左の如くであつた。

（一）憲政會案　同案の要旨は第八條第二號中、一年以上とあるを六ケ月以上とし、納稅額十圓とあるを五圓に低下すると共に、中學校卒業以上の學力ありて獨立の生活を營むものにも、選擧權を與へんとするもので、之に依れば現在の有權者百五十萬人に、更に七十五萬人を加ふべき計算であつた。而して選擧區制には手を觸れず、唯だ罰則を重くして選擧界の廓淸を圖り、且つ正當の理由なくして投票を爲さゞる者には、科料を課して以て棄權の弊を矯正せんとしたものである。

（二）國民黨案　改正の要旨は納稅資格を十圓を三圓に低下し、中學卒業以上の學力ある者には、一樣に選擧權を有せしめんとするものであつて、現在の有權者百五十萬人に更に百萬人を加へんとする計算であつた。而して選擧區制に就ては、同じく現行の大選擧區制を維持せんとするものである。

（三）政友會案　改正の要旨は　一、大選擧區制を改めて小選擧區制となす事　二、納稅額十圓を五圓に低下する事　三、投票を選擧會場にて混同せず、各別に選擧長之を點檢する事　四、罰則中に官吏の不當行爲に對する制裁を規定する事

右の中、憲政國民二案は現行制度により、人口三萬以上の都市を獨立選擧區となし、人口十三萬人毎に一名の代表者を選定せしむることゝし、最近統計局の人口調査によつて別表を改正せんとするもので、憲政會案に於ては議員總數四百三十九人、國民黨案では四百六十一人に增加せんとするものであつた。（別表略）而して政友會案は明治四十五年西園寺內閣時代に、時の內相原敬氏の提案した改正案を根據とし、專ら自黨の地盤關係に都合よきやう郡部の組合を爲し、一區より一人乃至二人を選出せんとするものであつて、議員總數を四百四十四人に增加せんとしたものであつた。

（四）政府案　は選擧法の本則には毫も手を觸るゝ事なく、單に人口三萬以上の都市にして、未だ獨立選擧區たるに至らざるものを獨立せしめ、人口十三萬毎に一名の代表者を選出せしむる樣、最近の人口統計に基き別表を改正せんとするもので、之によれば議員總數四百三十八人となり、現在に比して五十七人の增加となる見込であつた。

以上の四案は同一委員に附託せられたが、選擧區制の問題につき政友會ひとり小選擧區制を取り、其他は皆な大選擧區制を採るものなるが故に、憲政國民兩案にして否決せらるゝも、政府の提案たる別表にして通過せんか、院議は大選擧區制と確定さるゝ事となり、政友會提案の

骨子たる小選擧區制は、當分成立の見込みなき事となるのであつた。而かも委員會に於ては、選擧權の擴張其他の問題は、之を他日に讓るとするも、未獨立郡市の獨立と人口の增加に伴ふ議員の增加とは、現行法の下に於ても必ず實現せざるべからざる緊急問題たることを認むる點に於ては、各黨何れも其の所見を一にし、殊に憲國兩黨は各自黨の提案の破るゝ曉には、一致して政府案に贊成せんとする形勢を示すに至り新政、淸和の二派は最初より政府案に贊成すべきことは既定の事實であつたから、政友會は全く孤立の位置に陷ることゝなつた。

こゝに於てか政友會は政府に對して威嚇を試み、もし政府にして飽く迄その提案を固執せんとするならば、政友會は政府が最も重要法案として提出せる軍需動員法案を不成立に終らしめんとする氣勢を示したのであつた。爲めに政府は遂に之に屈するの已むなきに至り、憲法附屬の重要法案として樞密院の諮問を經て提出した選擧法改正案を、三月十九日匆惶として撤回したのであるが、政友會も亦た翌二十日同提案を撤回した後、憲政會及び國民黨の二案を討議に附し、御用黨たる新政淸和兩派と連繫して、之を否決し去つたのであつた。

## 其他重要諸法案

その他今期議會に提出された諸法律案の中、最も重要なるものとしては軍需工業動員法案、共通法案、遠洋漁業奬勵法中改正案、裁判所設立に關する法律案、有價證券割賦販賣法案、徵兵令中改正法案、地種變更免租年限に關する法律案、市町村義務教育費國庫負擔法案等であつた。尙ほ憲政會並に政友國民三派は、各物價調節に關する建議案を提出し、同一委員に附託せられ委員會は左の如き一成案を作成し之を可決した。

物價の暴騰暴落を防ぎて常に其平準を保ち、國民生活の基礎を安定するは爲政の要訣なり、然るに近時物價の騰貴益々甚しく、國民の生計に苦痛を感ぜしめ、且つ生產工業の基礎を危くするに至る。政府は宜しく各般の事情を斟酌し、輸出品の制限、若くは禁止、海陸輸送力の敏活、關稅及び通貨等の按排を圖りて之が調節を行ひ、更に將來に亘りて物價の平衡を保つに必要なる政策を定め速に之を實行すべし。

右建議す。

斯くて第四十議會は三月二十六日を以て終了し、二十六日閉院式を行はれた。

## 議員總會及び役員決定

憲政會は第四十議會の終了を告げた三月二十七日午後五時より帝國ホテルに於て、議員總會を開き八十餘名出席、小寺謙吉氏會長席に着き藤澤幾之輔氏、院內總務を代表して挨拶を述べたる後、議會報告書起草委員の選擧に入つたが、總裁指定に一任することゝなり卽座に總裁より町田、關、古屋の三氏を指名し、次で加藤總裁の演說あり。

斯くて六時半閉會、懇親會に移り宴半ばに武富、尾崎兩總務の演說あり八時半散會した。因みに四月四日開かれた幹部會に於て、政務調査會並に黨務委員の組織及び役員は左の如く決定された。

## 政務調査會役員

會長　加藤政之助

副會長　櫛瀨軍之佐

理事　賴母木桂吉　鈴木富士彌　古屋慶隆

上村耕作　河西豊太郎　榮安新九郎

小山東助　樋口秀雄　井原百介

第一部（外務）部長　望月小太郎

第二部（內務）部長　黑須龍太郎
第三部（大藏）部長　山田珠一
第四部（陸海軍）部長　岡部次郎
第五部（司法）部長　齋藤隆夫
第六部（文部）部長　大津淳一郎
第七部（農商務）部長　鈴木久次郎
第八部（遞信鐵道）部長　正木照藏
第九部（拓殖）部長　武市彰一

黨務委員

委員長　坂口仁一郎
理事　森田茂　小西和　森田勇次郎

副委員長　小泉又次郎　綾部惣兵衞　岩佐善太郎　櫻井兵五郎　竹村欣次郎



# 第七節　寺內內閣の最後

## 崩壞までの數ケ月

寺內內閣は第四十議會を政友、國民兩黨の盲從によつて、兎も角も無事に通過し得たので、之より既定の計畫を遂行せんとしたのであつたが、議會終了後の社會狀態は頗る變調を呈し、險惡の空氣は一般に深く漂ふに至つた。彼等は囚はれたる軍國主義により、チエツコ・スロバキア救援を名として西比利亞に出兵することは知つてゐても、國民生活の安定には多くの考慮を拂はなかつた。されば米價の暴騰に對しても政府の方策は當を得ずして、一層世の非難を高め遂に暴動化を見るに到るや、流石の官僚內閣も時代の急旋回に驚き、今更ながら自己の無力を省みると共に、寺內伯の健康も又勝れなかつた爲め、是歲九月中旬に至り遂に辭表を捧呈して、同內閣は倒壞したのであつた。第四十議會閉會後僅かに半歲に滿たず、卽ち此約半歲間は寺內內閣最後の時期と謂ふべきである。以下此期間に於ける我黨及び一般の政治を概記せん。

**內閣員の更迭**　外務大臣本野一郎氏は議會中より病ひあり、日を經るに至るも癒えずとの理由を以て遂に、辭表を捧呈することゝなり其結果、四月二十三日左の通り親任式を行はせられ、玆に內閣員の小更迭を見ることゝなつた。一葉落ちて知る、既に天下の秋の近づきつゝあることを。

任　外務大臣　內務大臣兼鐵道院總裁正三位勳一等男爵　後藤新平
任　內務大臣　內務次官正四位勳二等法學博士　水野錬太郎
任　鐵道院總裁　鐵道院副總裁正四位勳二等　中村是公

依願免本官

右に次で内務省土木局長小橋一太氏は内務次官に、内務書記官堀田貢氏は土木局長に、又鐵道院技監長谷川謹介氏は鐵道院副總裁に任ぜられ、其他尚ほ内務省及鐵道院部内に多少の更迭があつた。

## 物價昂騰と騷擾事件

歐洲大戰の影響は我が經濟界に波及すること極めて大に、物價の昂騰日に月に益々甚しく、此年五月東京に於ける諸物價の指數平均は、開戰當時に比して實に九割二分の騰貴を示し、その勢ひ滔々として底止する處を知らざる有樣であつた。この主因は年々輸出超過のため通貨の激增したことに在るは勿論ながら、而かも他に幾多の理由があつた。即ち產業の振興並に消費力の增進に基く貨物需要の增加も其一であり、物資供給の減少及び分配過程の破壞、特に運賃の騰貴も亦た其原因に數へられる。殊に商賈等は先を爭ふて物資の買占めを行ひ、生產者中にも又賣り惜みを爲す者續出の有樣であつたから、益々物價を昂騰せしむるに至つたが、之も斯かる際に於ける當然の結果として、已むを得ざる現象であつた。

要するに昂騰の原因は左の如くであるが故に、政府にして物價を調節せんとする以上、宜しく其原因に對して考究し徹底的の方策を下さなければならぬのであるに拘らず、政府の對策は何等其の根幹に觸るゝものが無かつた。殊に米價の暴騰に關しては、その原因主として買占め又は賣惜みに在りとなし、暴利取締令を發布し之に依つて以て騰貴の勢ひを抑制せんと欲し、殆んど全力を之に注ぐ如き觀があつたのは、決して當を得た處置と云ふべからず、寺內內閣に對する世の非難は斯かる經濟政策の無能に對しても、一層强く叫ばれたのであつた。殊に此の大正七年は前年の下半期以來、形勢全く一變し米價は昂騰殆ど止まる所を知らず、其の騰貴の爲に苦痛の聲は國內に湧くに至つた。蓋し此際に於ける米價の騰貴は他の諸物價同樣通貨の膨脹固より其一因たらざるに非ずと雖も、而かも他の諸物價に比して米價の騰貴特に最も甚しきものありしは需給の關係に一大變動ありしに由る、即ち大正五年度の產米は平年より稍々減作なりしに加へ、翌六年度に於ては經濟界漸く高潮に向へる爲め玆に米穀需要の增加を來し價格漸く上騰の趨勢を辿りつゝありし際、同年度にも米穀甚だ穰らず多大の減收を免れざりし爲め價格は唯だ騰貴の一方にして翌七年に及び其の勢益々甚しきを致すに至つたのである。故に政府に於ては其の騰貴の未だ甚しからざるに方り宜く適當の策を講じ、或は米穀の關稅を撤廢し或は其他の方法を以て米穀供給の增加を圖るべきなるに、初めより思を玆に致すこと深からず、殊に農相仲小路廉氏の如きは米價騰貴の主因を以て商賈の買占又は賣惜みに在りと爲し、之を抑制するは卽ち米價調節の最上策なりと思惟せしもの丶如く、先づ暴利取締令を發布して全力を暴利取締に注ぎ、所謂「奸商退治」に之れ忙はしく、又米穀取引所に干涉し、定期の相場少しく昂騰すれば則ち之を不穩の賣買と認め取引中止の令を下したること一再にして止まらず、干涉至らざるなくして而かも米價の昂騰止まる所を知らざるや是歲（大正七年）四月下旬に及び初めて「外國米管理令」を發布し政府自ら外國米、朝鮮米又は臺灣米の輸移入賣買に當り、又政府の指定したる條件に依り是等の行爲を爲す者に對して一定の補給を爲し得ることゝし、政府又は政府の指定したる者に非ざれば右外國米を輸移入することを得ざることを定めた。是れ外米の輸移入を圖り以て供給を補足せんとする方法なるが故、米價の調節に稗益すること少からざるや論なしと雖も、其の發布の時期既に遲く、是より先き米價は甚しき昂騰を示し所謂中產階級以下の庶民の苦痛、言語に絕するものがあつた。されば外米管理令の發布を見るも、米價は却つて奔騰し、所謂新古端境ひ期の近づくに及ぶや、益々甚しく、遂に米騷動の蜂起を各地に見るに至つたのであつた。

卽ち此年八月に入るや、米價は遂に一石五十圓臺に達し、生活難の聲は全國到る處に湧き人心恟々たるものあるに至り、同月五日富山縣下に於て漁民の婦女數十名隊を組み、其地の資產家及び米商に迫つて米の廉賣を强要した事に端を發し、此報一度び傳はるや忽ち疾風の如く各地に傳染し、同縣下の隨所に蔓延したのみか、九日には和歌山、愛知、廣島等の諸縣下に暴動を起し、殊に名古屋市の如きは大都會地たる丈けあつて其の混亂甚しきものあり。次で、京都、大阪、神戶、岡山、吳、福井、金澤、靜岡、濱松、奈良、甲府、若松（福島縣）仙臺、津、

門司等の諸市に於ても之に譲らざる暴動起り、更に諸方に蔓延して殆ど止まる所を知らざらんとす、而して其の甚しきや警察の力之を鎮壓する能はずして遂に兵力を以て之を制したる地方も少からず、蔓延の最も甚しかつたのは九日以來十四五日頃の間で、十八九日の頃に及び漸く鎮靜に歸するに至つた。

事　天聽に達するや畏くも　天皇　皇后兩陛下には賑恤の思召を以て金三百萬圓下賜の趣、同月十三日寺內總理大臣に御沙汰あり、政府は同日俄に臨時閣議を開き凝議の末「價の公定價格の制定は多少考慮を要すべきに就き此際外國米の廉賣を一層普及するに努むると同時に國內の貯藏米に對し强制買收の方法を定め米穀供給の途を滑かにする爲め先づ國庫より一千萬圓の金額を支出す」との議を決し、次で直に穀類收用令を發令し「農商務大臣は國民の生活上緊要なる場合に於ては補償金額を定め米雜穀を收用し又は其の指定したる者をして之を收用せしむることを得」との制を定め、又外米管理令を改正し臨時米穀管理部なるものを設け、以て米穀に關する事務を司らしむることゝした。

此の如くして騷擾は鎭靜に歸し、人心漸く堵に安んずるに至つたのであるが、政府にして若し初より米穀の供給を豊かにする點に、深く思ひをそゝぎ其力を致す所あつたならば、米價の昂騰も彼の如く甚しきに至らず、隨つて不祥なる騷動も起らずに終つたのであつた。然るに政府當時の農相は頑迷姑息、徒らに官權萬能力を信じ何事も政府の威壓を以てすれば、物價も亦之を調節し得べしとなし、唯だ力を干渉に注ぐことのみに腐心し、その當然爲さゞる可らざる緊要事を全く度外に措ける爲め、米價昂騰をして其極に達せしめ、遂に忌むべき騷動を各地に蜂起せしむるの已むなきに到らしめたのであつた。されば農相の無爲無能は勿論、その度し難き頑迷の官僚心理に對しては非難の聲甚しくなつと同時に寺內內閣が騷擾事件を報ぜる新聞紙を禁じ、言論を抑壓して顧みざりしが如き餘りにも甚しき態度に對する國民の呪ひの聲は、嵐の如く湧き起つたのであつた。

憲政會は八月十四日、本部に院外團及び有志總會を開き、現內閣失政の結果、窮民四方に蜂起し長くも　兩陛下の宸襟を惱し奉る、吾人臣民愴懼に堪へず、現內閣は速かに辭職して罪を上不に謝し人心を一新すべし。との決議を爲し鹿島秀麿、荒井惣太郎、中村泰次、松村雄之進長山乙介、小井勝民の六氏を實行委員に擧げ之等の諸氏は卽日寺內首相を官邸に訪ひ、更に同十七日には淸浦氏を二十一日には有地樞密顧問官を二十八日には平田子を逐次訪問して、現內閣彈劾に關する意見を述べ、各相當の諒解を得て辭去したが、同月十六日開會の幹部會に次で翌十七日は、在京代議士と評議員の聯合會を開き左の宣言を決議して之を發表した。

## 騷擾事件に對する宣言

米價に關する騷擾は、燎原の勢ひを以て全國各地に蔓延し、範圍益々擴大して殆んど底止するところを知らず、警察力を以て之を鎭撫する能はず、遂に軍隊の出動を見るに至る、而も人心恟々國民尙ほ其の堵に安んずること能はず、秩序の破壞、生活の脅威、斯くの如きは未だ曾て有らざる所なり。

蓋し其原因たるや、現內閣積惡の致すところに外ならず、特に物價調節の問題については、我黨は夙に國民生活の實情に顧み、之が根本政策の實行を提唱したるに拘らず、政府は徒らに枝葉末節に拘泥して、徹頭徹尾その方策を誤り、遂に今次の慘狀を見るに至れり。　聖上深く宸衷を勞し給ひ、特に內帑を割て救恤の資を下賜し給ふ、恐懼措くところを知らざるなり。且つ夫れ騷擾事件の勃發するや、政府の措置その宜を失し、特に言論及び集會の壓迫は殆んど妄狀を極め、天下の耳目を掩ふて已れの失敗を糊塗せむとす、その罪斷じて許す可らず。

凡そ此の如きは聖代無限の恨事にして、閣臣たるもの宜しく輔弼の重責に顧み、速に處決して罪を上下に謝すべきなり、善後の處置に至りては固より策ありと雖も、內閣を更迭し天下の人心を一新するより急なるはなし、惟ふに今回の事件たるや端を米價の暴騰、生活の困難に發し其情洵に諒察すべきものありと雖も、之が匡濟を要するに當つては自から其途あり、濫りに法規の範圍を超へ、社會の秩序を紊るが如きは深く之を愼まざるべからず。

我黨は政府の責任を糺彈し、之が處決を迫ると共に、深く同胞の自省を促し、各地騷擾の速に鎭靜に歸せむことを望む。

### 内閣遂に總辭職

成立以來、時代錯誤の官僚内閣として憲政會が率先攻撃して止まなかつた寺内内閣は、大正七年に入るに及びて其の失政益々甚しきを加へ、既記の如く外には對支、對米並に對露外交の頻々たる失策あり、内には武斷壓迫殊に經濟界に對する不自然なる干渉政策の爲めに、益々米價騰貴の勢ひを馴致し來り、遂に米騒動は疾風の如く全國各地に起つて、掠奪燒打の公行さるゝあり、騒擾の下亦た數夜に亙つて騒擾を演出するに至り、政府に對する輿論の攻撃愈々峻烈となるや、周章狼狽して血迷ひたる政府は、國内新聞紙に對して騒擾記事の掲載差止めの暴令を發すると共に、鎭壓のため軍隊を出動せしむること數十個所の多きに達し、世人をして彼等が斷末魔の期將に迫れるを思はしめた。

されば寺内首相は漸くにして時事の自己に非なるを知ると共に、其無力を省みるに至り山縣公並に閣僚に對して、屢々病惡重任に堪へずとの理由の下に辭意を洩らしつゝあつたが、遂に九月に入るや閣議に於て正式に決意を告げ、同月十七日各大臣と共に辭表を捧呈し、事實に於て寺内内閣は玆に終りを告ぐるに至つた。

## 第八節　原内閣の成立

### 組閣までの經路

寺内首相の辭表を捧呈するや、御召により山縣公は小田原より上京、十八、十九兩日に亙りて參内の上、御下問に奉答する所あり、十九日には大隈侯も參内し、又西園寺侯も同日上京續いて參内するや、世上には早くも大命西園寺侯に降れりとの説が傳つた。蓋し元老等の内奏に依つて御内命の同侯に下つたことは事實なるが如く、而かも同侯は二十五日參内之を拜辭したと覺しく、二十七日を以て大命原敬氏に下つたのであつた。

原氏が奏薦せらるゝ迄の經過に就ては、記すまでもなく同氏と西園寺侯との間に、自ら鑒犀相通ずるものあり、同侯が一旦後繼内閣の首班たるべく元老の推薦を受くるは、單なる手續上の問題に過ぎずといふ諒解は、充分成立して居つたのであつた。而かも山縣公は西園寺侯が後繼首班たるべきの意無きを熟知しながら、極力同侯を推薦し遂に同侯をして、然らば予の推擧する人物に對して異論なきやと答へしむるに至り、一に貴意に任すべしと賛同したのも豫定の筋書であつた。斯くて政友會總裁原敬氏は内閣組織の大命を拜し、直ちに閣員の人選に着手し翌日之を奉薦する所あり、此に於てか親任式は其翌二十九日を以て左の通り行はせられ、原内閣は玆に成立した。

| | | |
|---|---|---|
| 内閣總理大臣、兼司法大臣 | 正三位勳一等 | 原　敬 |
| 任外務大臣 | 正三位勳一等子爵 | 内田康哉 |
| 任内務大臣、兼鐵道院總裁 | 正四位勳二等 | 床次竹二郎 |
| 任大藏大臣 | 正四位勳一等男爵 | 高橋是清 |
| 任陸軍大臣 | 陸軍中將從四位勳二等功三級 | 田中義一 |
| 任文部大臣 | 正四位勳三等 | 中橋徳五郎 |
| 任農商務大臣 | 從三位勳二等 | 山本達雄 |
| 任遞信大臣 | 勳三等 | 野田卯太郎 |

尚ほ前内閣員中、海軍大臣加藤友三郎氏の辭表は却下せられ、同氏は留任することゝなつた。而して内閣の更迭に伴ひ、例により内閣書記官長及び法制局長官等にも更迭があつたが、その重なるものゝ任命は左の如くであつた。

任内閣書記官長　高橋光威　任鐵道院副總裁　石丸重美
任法制局長官兼内閣恩給局長　横田千之助　任拓殖局長官　古賀廉造
任遞信次官　中西清一　任文部次官　南弘
任大藏次官　神野勝之助　任農商務次官　犬塚勝太郎
任陸軍次官　山梨半造
任警視總監　岡喜七郎　任内務省警保局長　川村竹次

## 加藤總裁の原内閣評

憲政會は十日一日、本部に在京代議士會を開き、原内閣に對する態度を宣明する所あつたが、同日加藤總裁がなした演説の大要は左の如くであつた。

國民的基礎の上に鞏固なる内閣を樹立し、以て政機の運用を圖るは、憲政の本義なること我黨年來の主張なり。今次寺内伯の辭意内奏以來多少の曲折を經たるも、大勢の赴くところ終に政黨を基礎とする内閣の成立を見たるは、形式に於ては憲政がその常軌に復せるものと認むるを得べく、吾黨の主張の貫徹せられたるものとして、憲政の前途の爲め慶賀すべき所あり。

然れ共從來、政友會の爲し來りたるところを見るに、或は情意投合と云ひ、或は是々非々と云ひ、其唱ふる所、名を異にするも、爲す所に至りては趣を均ふす、卽ち始めより主義政見を以て進退するに非ずして、唯だ苟合妥協以て黨利黨益を圖るに過ぎざるの狀なきにあらず、近時に於ける其態度亦大に非議すべきものあり、將來亦此の如きもの多々ならんことは、頗る懸念に堪へざる所なり、折角憲政が常軌に復したる場合に於て新内閣は宜しく公明なる態度を以て、向後の政局に對し、以て憲政の發達に努めんことを望む、是れ實に原内閣に對する國民一般の期待なるべきを信ず。

元來政友會は我黨と異り、黨の政策なるものを發表せざるを常とし、多くの場合に於て、所謂白紙主義なるものを執れり、而も其の時に臨み、機に應じて爲す所を見るに、吾人の同意し難き點頗る多し、惟ふに政黨及政府が國家經綸の大策に關し、其政見を公表し、國民の嚮ふ所を示すは實に憲政の要義とす、原君は此機會に於て、從來の所謂白紙主義を拋棄し、特に曖昧模稜を避け、時勢に順應したる適切なる政綱政策を發表し、勇斷敢行せむことを望む、我黨は從來公表したる政綱政策に從ひ又時々決定すべき方針に基き、現内閣に對する我黨の態度を天下に表明すべし、若し不幸にして新内閣の施設、我黨の主張と相容れざるに於ては、我黨は國家の爲め適當の措置を執るに躊躇せざる可し。

結黨三周年記念會　憲政會結黨三週年記念會は十月十日、午後二時より本部に開催、加藤總裁以下各總務各顧問を初め代議士其他二百五十餘名參集、先づ餘興に始まり本田幹事長の挨拶に次で、加藤總裁より内外の形勢に關する時餘に亙る演説あつた後、箕浦顧問の發聲にて　陛下の萬歲及び憲政會の萬歲を三唱し、最後に記念の撮影を終つて食堂を開き、總裁以下一同何れも折詰めに冷酒を酌みて各自歡談に時を過して散會した。

# 歐洲大戰の終幕

獨逸は其全力を集注せる西部戰線の戰況、日に非にして敗退に次ぐに敗退を以てし、而して内には戰爭の慘禍その極に達した爲め、人心の動搖一方ならざる狀態となつた處、一方その同盟國たる勃牙利及び土耳其が疲弊廢頹の苦に堪えずして、聯合國に無條件屈服すると同時に、墺勾國亦た和を希ふて止まず、率先して米國に媾和を提議せんとし、媾和熱は中歐同盟國一般の主潮となつたので、遂に獨逸は瑞西政府を介し、墺勾國は瑞典政府の手を經て、何れも米國政府に媾和の提議をなすに至つた。其の結果十一月十一日を以て休戰の約は成立し、媾和の期

いよ〳〵到來したのであつた。

仍て憲政會は此報の到れる十一月二十日、本部に戰捷祝賀會を開催した。當日建物は全部紅白の幔幕を以て美しく裝はれ、階上階下は萬國旗の裝飾を施し、庭内には八十坪の大テント張りの式場が設けられた。而して加藤總裁初め各顧問、總務其他の役員、所屬代議士院外團外關係者等の出席者八百餘名に達し、午前十一時の定刻に到るや降旗幹事起つて開會の辭を述べ、次で島田三郎氏は「開會の所感」と題し一時間の長廣舌を揮ひ次で加藤總裁、滿場の拍手を浴びて壇上に現はれ

私は結黨三週年記念會席上で、既に卑見を述べ且つ只今は私の親友であり、大雄辯家の聞えある島田三郎君から縷々述べられたので、簡單に——

と前提しながら一場の演說を試みた。斯くて右終るや總裁の發聲にて　兩陛下の萬歲と聯合與國の元首及び國民の萬歲を三唱し、それより祝宴に移り隨時散會せるは午後四時であつた。

## 食糧問題に關する決議

憲政會の政務調査總會は十二月二十三日本部に開會、加藤會長より「目下政府に於ては米價調節及び食糧の補給に就て、多少畫策する所あるが如くなるも其目的を達せず、米穀不足の虞れはます〳〵高まり、依然として米價は騰貴の趨勢に向ひつゝある。之れ刻下の重大問題なるが故に該問題に付き玆に本會を開き調査研究せんとするものであるが、幹部會の意見の決定に基き下岡總務の作製にかゝる決議案は、同總務より提出ありたし」と述べ、下岡總務は直ちに決議案を發表して說明する所あつた。それより各自意見の交換をなし協議の結果、原案を承認した。決議案は左の如し。

食糧問題に關する現内閣の方針は單に期間を定めて、米の關稅を撤廢したる外、之を自然の成行に放任するに在るが如きも、米價は曾に政府の豫期せる如き低落を見ざるのみならず、却つて益々奔騰の勢ひを示して停止する所なし、もの此儘にして推移せんか異日食糧の不足を告ぐるに至り、その結果如何なる椿事の勃發するやも測り難し。故に此際政府は從來の方針を一變して、食糧を補給し米の消費の節約に關し、必要なる諸般の施設をなすに努め、就中左の兩項の實施を以て緊急適切なりと認む。

一、外米輸入に關する積極的施設を行ふ事

二、取引所に於ける代用米の範圍を擴張する事

## 總會及び役員指名

憲政會議員總會は十二月二十四日幹部會に次で本部に開會、正副會長の選擧は大津淳一郎氏の發議にて、總裁指名に決し加藤總裁登壇し、議員會長に齋藤宇一郎氏を、同副會長に竹村良貞、井原喜代太郎の兩氏を指名し、次で院内總務の選擧に入るや、これ又大津氏の發議にて員數人選共に總裁指名と決し、加藤總裁再び登壇左の如く指名決定した。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 院内總務 | 武富時敏 | 下岡忠治 | 藤澤幾之輔 |
| | 早速整爾 | | |

尚ほ院内幹事は黨總務と院内總務との協議の上、決定することゝなり協議の結果左の九氏を選定した。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 院内幹事 | 岩佐善太郎 | 田中萬逸 | |
| | 河西豊太郎 | | |
| | 高田耘平 | 古屋慶隆 | 小山松壽 |
| | 小西和 | 三木武吉 | 樋口秀雄 |

## 媾和特使の任命

休戰條約すでに成立して、媾和會議の將に近く開かれんとするに方り、我帝國を代表して之に臨むべき全權委員は、珍田駐英、松井駐佛兩大使の之に加はるべきは豫想されたが、各國皆な其一流の政治家を特派して之に當らしむる大會議たる以上、我邦も亦た相當の人選を要することは云ふ迄もなかつたので、その果して何人なりやは多少世人の注目する所となつたが、然しながら原氏を首班とする政友會內閣であつて見れば、原首相が第一に西園寺侯を推擧するならむとは、蓋し容易に想像され得た所でもあつた。果して同月二十日同侯の京都より上京するや其翌二十一日西園寺侯は大勳位に叙し菊花大授章を授けられ、越えて二十四日歐洲へ出張仰付の辭令を受け、翌大正八年一月十三日左の通り任命發表された。

而して牧野男は十二月十一日隨員一同と共に、先發として其途に上るべく日本を發した。

講和全權委員被仰付

正二位大勳位侯爵　西園寺公望
正三位勳一等男爵　牧野伸顯
特命全權大使子爵　珍田捨巳
特命全權大使　松井慶四郎
特命全權大使　伊集院彥吉

（各）
（通）

斯くて西園寺侯は多數の隨員を從へ一月十二日東京を發し　神戸に向ひ、世に謂ふ所の「雪月花」の大旅行に上つたのであつた。

# 第九節　第四十一議會

## 憲政會の對議會態度

第四十一議會は大正七年十二月二十五日を以て召集せられ、二十七日開院式を行はせられたが翌二十八日衆議院委員長並に常任委員を選擧後恒例の如く年末年始の休會を決議した。憲政會の衆議院常任委員は左の如し、

豫算委員　武富時敏　早速整爾
　　望月小太郎
　　加藤政之助　片岡直温
　　高木正年　町田忠治
　　森田茂　關和知
　　柴安新九郎　佐々木正蔵
　　野村嘉六　高橋久次郎
　　松岡勝太郎　磯貝浩
　　山田珠一　正木照蔵

決算委員　大森與三次　川崎安之助
　　菊地良一　今村七郎
　　井戸文四郎　横山金太郎
　　河波荒次郎　片木政次郎

請願委員　杉山東太郎　前田卯之助　互野嵐正
　　川村惇　内藤傳祿
　　鈴木久次郎　川崎克　小池仁郎
　　森秀次　小林嘉平治　半谷清壽
　　長尾元太郎　荒川五郎　淺野順平
　　三隅哲雄　臼田久內　山田正年
　　上村耕作　本間三郎
懲罰委員　大津淳一郎　山道襄一　河野正義
　　三木武吉　長島律太郎　唐端清太郎
　　横山勝太郎　小山松壽

斯くて休會明けの衆議院は、八年一月二十三日を以て開かれたが、是より先き同月二十日憲政會は本部に議員並に評議員の聯合會を開き、箕浦勝人氏座長席に着き開會を宣せる後、直ちに議事に入り下岡總務幹部を代表して左記宣言、決議及び政策の三案につき詳細に說明する所あり、之を附議し、二三の質問に對して齋藤隆夫氏の意見陳述あつた後、滿場一致を以て三案とも原案通り可決した。

宣　言

茲に第四十一回帝國議會に臨むに當り、我黨の態度を明かにし、以て天下に宣言す。

世界の大戰將に終了を告げんとし列國の使臣、一堂に會して和を議す、民族の興廢、國際關係の變革、一にその決定に繫る是れ洵に國運消長の關する所、大政輔弼の職に在る者其の責任極めて重大なり。

且つ帝國の內治外交は、前內閣失政の後を承けて餘弊累積擧げて數ふべからず、加ふるに生活の不安、思潮の變遷は、動もすれば民心を驅つて矯激に趨かしむ、局に當る者宜しく民意に本づきて庶政を裁斷し、以て天下の人心を一新すべきなり、現內閣の成立以來こゝに四ケ月、而かも末だ經綸の見るべきものあらず、特に內政に至りては優柔不斷、その採るところ常に動搖して一定の方針なく、其の爲すところ概ね姑息にして經國の要道に觸れず、此の如きは固より國民の期待に副ふ所以にあらざるなり。

故に我黨は正々堂々所信を主張し、國民と共に之が貫徹を期すべし、若し內閣にして依然是正する所なく、此の重大の時運に際し、外國威を伸張する能はず、內民福を增進する能はずんば、我黨は國家の爲め必要と認むる措置を取るに躊躇せざるべし。

政　綱

一、媾和問題に付ては帝國當然の主張を貫徹すると同時に既定外交方針に遵由し世界永遠の平和を確立するに努むべし。
一、對支外交に付ては公明正大の態度を以て支那の統一改善を助成し相互利益の增進を圖り以て東洋平和の實を擧ぐべし。
一、國防の整備を圖り特に海軍に付ては吾黨從來の方針に依り組織的計畫を確立し速に之が完成を期すべし。
一、選擧法を改正し議員の數を增加すると共に納稅資格及教育程度の二者に付選擧權を擴張すべし。
一、自治の改善と共の運用を圓滿ならしむる爲め地方議會議員の選擧權を擴張すべし。
一、諸般の制度を改め司法及行政の運用を愼み人權尊重の實を擧ぐべし。
一、財政の基礎を鞏固にし經濟界の安定を圖るべし。
一、對外放資、貯蓄奬勵等の方法に依り物價の調節を圖るべし。
一、食料問題に付ては根本的及應急的の兩面に涉り之が解決を爲し以て國民生活の安定を圖るべし。
一、企業及金融機關の整理革新を圖り以て財界の變動に備へ產業貿易の發達を期すべし。

一、時局中發達したる產業に付ては勉めて適當の方法を講じ之が維持存續を圖るべし。
一、教育は高等教育機關を整備すると同時に中等教育及國民教育の充實を圖り併せて之が內容を改善すべし。
一、農村振興勞動問題等に關し社會政策の實行に努むべし。
一、鐵道の建設改良、外國航路の擴張、其他交通機關の完備を圖るべし。
一、治水事業の速成を期すべし。
一、世界的思潮の變遷に備へ、國民思想の善導に努むべし。

右可決後、尾崎行雄氏は「本日決定せる黨議には固より服從すべきも、選擧權問題に對しては予は由來普通選擧論者にして、國防問題に就ては國際聯盟並に平和主義の立場より、軍備制限論者なるを以て是等に關しては、或は院外に於て論及する事あるべし。豫め此際に於て予の意思を發表し、以て發言を留保し置く次第なり」と述べ正午散會、午後一時より次で大會に移つた。先づ山道幹事より過去一年に於ける黨務を詳細に報告し、後役員の選擧あり、加藤總裁起つて一場の演說を試みた。決定せる役員左の如し。

總　務　武富時敏　濱口雄幸　江木翼
　　加藤政之助　町田忠治　小寺謙吉
幹事長　關和知　會計監督　下關忠治
常任幹事　戶井喜作　田中善立　山道襄一
　　櫻井兵五郎　竹村欽次郎
幹　事　片木政治郎　川村淳　菊地良一
　　河波荒次郎　小西和　本間三郎



黨務委員長　前田卯之助
黨務委員長　坂口仁一郎
黨務委員會理事　山口俊一　川崎克　武內作平
　　亘理胤正　杉山東太郎　綾部惣兵衞
　　森田勇次郎
評議員會長　大津淳一郎
副會長　加藤定吉　三浦得一郎　小泉又次郎
　　川崎安之助　井戶文四郎
評議員　守屋此助　鹿島秀麿　重藤蒔太郎
　　山宮藤吉　須藤嘉吉
　　鳥居錦次郎　福田又一
　　小林勝民　橫尾輝吉　阿由葉勝作
　　上村耕作　小林喜平治　內藤傳祿
　　早川龍介　市川文藏　島田保之助
　　武藤嘉門　降旗元太藤　鈴木寅彥
　　川村精之　村松山壽　奈須川光寶
　　佐藤啓　伊藤恭之助　山口嘉七
　　淺野順平　金岡又左衞門　奧田柳藏

岡崎運兵衛　安東敏之　眞藤一齊
藤田若水　三隅哲雄　小山谷藏
小田榮次　清水隆德　高原伊三郎
大原義剛　石田平吉　山口半七
西英太郎　大谷高寬　平出喜三郎
一柳仲次郎　玉城敬承

**各政派の勢力**　前期議會以來、今期議會召集に到るまでの間に於ける各政黨政派の間には、著しき變動なく隨つて其勢力にも消長はなかつたが、唯だ清和倶樂部が此議會召集前に方り、其中の廣島組（三名）が脫會して新政會に走り、同倶樂部が無所屬の大半（八名）と相合して、新たに「無所屬團」なるものを組織したことだけであつた。因みに新政會は前議會召集前、維新會が解體して無所屬議員の若干と共に組織したものであり、大體に於て當時の寺內內閣に好意を持てる議員の團體であつたが、其中には嚴正公平の態度を持せんとする人々があり、不平の極まるところ遂に二十九名の議員は連袂脫會の上、清和倶樂部を組織するに至つたのであつた。されば新政會は前維新會當時に比すれば、僅かに二十餘名に減じたのであつた。今各政派所屬議員の數を示せば左の如し。

| | |
|---|---|
| 憲政會 | 一一八 |
| 政友會 | 一六四 |
| 國民黨 | 三七 |
| 新政會 | 二六 |
| 無所屬團 | 三三 |



## 財政計畫大要

政府が此議會に提出した大正八年度歲計豫算は、總豫算に在つては歲入八億九千六百餘萬圓、歲出八億七千四百餘萬圓であつて、新規計畫一億餘圓、之が財源如何と云ふに大正七年度の歲入に比し所得稅、酒稅、關稅等を主として其他各種租稅に於て一億二千餘萬圓、印紙收入に於て一千四百餘萬圓、郵便電信電話收入、製鐵所益金、其他各種の官業及官有財產收入に於て六千餘萬圓等合計約二億圓の增收を見込み、猶臨時軍事費二億六百四十四萬圓、高等諸學校創設擴張費九十八萬餘圓、電話公債二千三百餘萬圓、朝鮮臺灣樺太の事業公債四千三百餘圓、鐵道公債四千萬圓等合計約三億一千餘萬圓を公債支辨としたのであつた。

## 豫算案の論議

總豫算の審査の進むに及び、憲政會は之に對し看過すべからざる二大缺陷、卽ち第一財政の基礎極めて薄弱なること、第二は時勢の要求に應ずる施設の一も見るべきもの無きことを指摘して大に反對を主張したのであつた。蓋し本年度豫算に於ける歲入は、租稅及び官業益金の自然增收二億圓、公債募集金二億六千萬圓を見積つてゐるが、この自然增收は前年度の我が經濟界の好景氣の絕頂に達せる當時の增收額であつて、戰後形勢の一變せる八年度に於て同一の增收を見んことの至難なるべきは自然の理と云はなければならぬ。例せば所謂第一種の課稅額は六年度の決定額に據り、第三種の課稅額は七年度の決定額より僅に百分の三を減じて計上し、織物消費稅の收入に於ても物價の騰貴甚しき最近一ケ年の課稅額に倣へる等、その標準を失せる概ね此類であつた。

更に驚くべきは官業益金に屬する製鐵所の收入に於て、一噸平均三百三十八圓、一年の製造高四十七萬噸、卽ち一億六千餘萬圓を鐵價の下

落した今日以後に豫期するが如き、むしろ一場の笑話と云ふより外ないのであつた。且つ夫れ公債募集の計畫に就ては、事業公債及び臨時事件の公債合せて約三億圓に加ふるに、國庫證券の發行又三億圓を算したのであるが、國庫證券は暫く措き、三億圓に近い公債が本年度の我が經濟界に於て、果して募集し得べきや否や。勿論政府として強ひて募集せんとすれば、必ずしも難事でないにしても、之が爲め我經濟界を壓迫し産業資本を奪ふことなくして、其目的を達し得るか何うか。即ち止むを得ず豫定の事業繰延べを以て一時を糊塗するの策に陷ること無きを得るや。特に政府の九年度以降に於ける財政計畫によれば、現在繼續費の年度割をそのまゝ計上して、十年度以降に非常の遞減を示すのみであつて、歳出に於て何等新しき增加を示さゞるは、殆んど財政計畫と稱するの價値が無い、要するに政府が此豫算の執行は、一方に於て苛斂誅求、一方に於て金融壓迫の二大惡政を行ふにあらずんば、斷じて所期を達する筈なしと云はなければならぬ。

十二億圓の歳出固より大ならずとせぬが、之を前年度に比較し約二億圓の增加を見るは事實なるも、而かも其增加は實際の施設經濟に基く經費ではなく、殆んど物價騰貴の結果に因るのである。普通經費に於て九千萬圓、臨時事件豫備費に於て一億二千萬圓の增加は、實に之が爲めであつた。豫算の內容の貧弱空疎なる以て知る可きではないか。動もすれば現內閣の四大政綱と稱し國防の充實、教育の振興、産業の奬勵交通機關の整備を云々するが、斯くの如き漠然たる抽象的文字を以て自ら誇るは、寺內內閣の善政主義と同じく、何等政綱と稱すべきものでない。況んや之を實際に見れば國防充實の主要なる海軍の計畫すら、豫算に現はれて居らぬではないか。高等教育機關の增設はその目的に於て異議なきも、更に大切なる國民教育即ち初等教育の完備に就て、緩急を誤れるの嫌ひを免れず、交通機關の整備に關しても、其財源を公債に仰ぐ以上、將來經濟界の狀況如何によつては、之が實現を期すること覺束なく、産業の奬勵も幾多の新費目が認められるが、而かも之れただ前內閣の計畫を踏襲したに止まり、最も急要な産業組織の革新、貿易の奬勵、社會政策の實行等興國的經綸に至つては殆んど之を發見することが出來なかつた。

されば食糧問題に就ては下岡忠治氏、國防問題に關しては望月小太郎氏、鈴木富士彌氏等何れも質問演說に於て、痛烈に意見を述ぶる所あり最後に武富時敏氏は、本會議に於て憲政會を代表する反對論を述べ

政府の施設が一として時勢の要求に適應するものなきこと前述の如くであるが、然らば我々は此豫算全部に亘つて大修正を爲すべきかと云ふに我々の意見は單に豫算全體に亘るのみならず、豫算外にも關係するところ多きため、修正せんには新規の款項の設定、或は法律命令の改正又は新定を要し、當然政府の權能にまで立入らなければならぬ。斯くの如きは立法行政の權域を紊るの虞れもあれば、修正案を提出することを敢てせず、單に政府の處置を非難するに止むることゝする。

と言明した。卽ち憲政會としては根本に於て滿足する事が出來ぬので、政府豫算も修正を加へんとする以上、その計畫を顚覆しなければならず、之れ寧ろ不可能の事たるを以て、大に政府の反省を促すと同時に其實行に對する責任を將來に監視するの態度に出で、區々の修正些末の削減を加ふることをせず、豫算案全部に對し協贊を與へたのであつた。

## 選擧法改正問題

選擧法の改正は政界多年の宿題であつたゞけに、本議會に於て最初に國民黨案、次で我が憲政會案最後に政府案の順序を以て、三種の選擧法改正案が提出され直ちに三十五名より成る委員に附托された。而して委員會を開くこと前後八回論難頗る激烈を極めたが、三月七日の最終委員會に於て政府案は憲政會、國民黨の兩案に對し六十一名の差を以て遂に可決された。

右案の主として論題となつたのは、選擧權の範圍及び選擧區制の大小に關する點であつて、其の要點に付き各案の比較を示せば左の如くであつた。

一、國民黨案　選擧權は(一)直接國稅二圓以上を納むる者　(二)中學校卒業者及び之と同等以上の學力ありと認定せられたる者　(三)兵役を了へたる者、選擧區制は大選擧區

二、憲政會案　選擧權は(一)直接國稅二圓以上を納むる者（二)中學校卒業者及び之と同等以上の學力ありと認定せられたる者にして獨立の生計を營む者、選擧區制は大選擧區

三、政府案　選擧權は直接國稅三圓以上を納むる者に限り、選擧區制は小選擧區尙ほ選擧人の居住期間制限に於ては、現行法に一年とあるを憲政會案は六ケ月以上に改め、同じく納稅期間の制限に於て現行法には、地租に於て一年以上その他の直接國稅に就ては二年以上とあるを、三案共凡て一年以上に改め、被選擧人の年齡制限に於て現行法に三十歲以上とあるを、國民黨案並に憲政會案に於ては、共に之を二十五歲以上に改め、政府案に於ては其儘に止めたのであつた。政府が同案に於て納稅標準を三圓に定めたのは、所謂恒產あるもの恒心ありの意味よりであらうが、然らば中學卒業以上の所謂知識階級を何故除外せるか、大なる矛盾と云はざるを得ない。且つ三圓と二圓との納稅者の間に如何なる能力の差別ありや。現に二圓の資格は市町村公民權の程度に考へて、むしろ適當の根據を有してゐる。而して政府案によれば有權者二百九十萬人であるに對し、我黨の案によれば更に國稅に於て五十萬人、知識階級に於て約二十萬人を加へ、現行法の實際に比して殆んど二百萬人を增加するのであつた。且つ政府の改正が單に國稅に據るが爲めに、權利の分配が郡市の間極めて不公平に陷り、例へば郡部に於ては人口百人に付五人六分となり、市部に於ては僅に三人二分に過ぎず、而して知識階級に屬するものは多く都市に住居するを以て、此點に於て知識階級を認むるは、一面その不平均を緩和するに於て大に有效なるを見るのである。

大選擧區制を改めて小選擧區制とした理由は、大選擧區制に於ては運動費の巨額を要し、候補者互に同志打をなす等の弊害あり、小選擧區制は之を除き得るのみならず、實際に於て無競爭の選擧區を多く出すべく、且つ候補者と選擧人と親しく接觸して、人物政見を知悉するの便あり、從つて政黨の地盤を鞏固ならしむると云ふに在つたが、元來現行の大選擧區制は、初め小選擧制による弊害の大なるに鑑みて、之が改正を見たのであつて以來二十年の歷史と經驗とを積み、今日に至つたものである。運動費の多寡は區制の如何に依るものでなく、むしろ小選擧區の密にして且つ情實の行はれ易き運動が却つて費用の巨額を要するのである。殊に候補者間の同志打に至つては、素と之れ黨派政治家の德義問題であつて、選擧法の得失問題でなく黨派勢力の懸隔するため、無競爭の選擧區を出す反面には、少數黨の投票が全く權利の活用を失ひ、永久に少數代表者の實を擧ぐることの出來ぬ不幸を忍ばねばならぬ。又候補者と選擧人との接觸は、是れやがて選擧界を腐敗せしめ國家の選良をして、遂に地方的奴隸たらしむるの因たらむ。若し夫れ黨派の發達を云々せんか、國民意志の自由な發動と開放された輿論の上にこそ、政黨の健全なる發達を望み得るのであつて、法律の力を待つて基礎の安固を圖らんとするが如きは、むしろ政黨の墮落を意味する以外の何物でもない。

要するに此選擧法改正は、國家の爲めの選擧法にあらずして、寧ろ政友會の爲めの選擧法たるの譏りは、當然免がるべからざるものであつた。而かも前議會當時我黨及び國民黨と大選擧區制の主張を同うした新政會、無所屬團の大多數が、今議會に於て忽ち反覆して小選擧區制に投ぜる爲め、政府案は意外の多數を以て通過し、貴族院亦た衆議院の決議に對し敢て異議を挾まず、斯くて遂に本案の成立を見たのであつた

## 教育機關設置問題

教育の振興を以て所謂其の四大政綱の中に數へた原內閣が、此議會に提出した高等教育機關の增設案は、既定計畫の外、新たに六ケ年の繼續事業として高等學校十校、專門學校二十九校を設置し其他に帝國大學の學部新設、高等專門學校の昇格及び擴張に屬するもの數十に及び、之が財源として長くも一千萬圓の御內帑金に加ふるに三千四百五十萬圓の公債借入金を以てしたのであつた。今之を教育政策の上より云へば

（一）　高等教育に偏重して初等及び中等教育の均衡を得ず。

（二）　私立の高等教育機關を壓迫す。

（三）　適當なる教員を得る能はず。

（四）完全なる人材を養成するを得ず。

（五）新學令の精神と矛盾す。

の諸點を擧ぐることが出來るが、更に之を實際計畫の上より論ずる時は

（一）財源を公債借入金に待つの穩當ならざること。

（二）表面公債借入金により、裏面に於ては地方民の寄附を勸誘することゝなること。

（三）設立地と學校の種類に於て成案を有せざること。

（四）右計畫の結果として一面地方負擔の增加を餘儀なくせしめたること。

等の諸點に注意しなければならぬが、而かも之が爲めに長くも御下賜金を拜したるが如き、一視同仁の聖旨に對し奉りては、政府の責任斷じて輕しとせざるものである。唯だ事の教育に關するの故に憲政會は以上の諸點に就き、充分論議を悉くし當局の注意を喚起した後に之に協贊を與へたのであつた。

斯くて第四十一議會は無事會期を了し、三月二十六日を以て閉會を告げた。

## 第十節　次期議會召集前迄

本部役員選任　四月十日左の如く加藤總裁より指名された。

政務調査委員

副會長　山田珠一　鈴置倉次郎



理事　紫安新九郎　古屋慶隆　河西豊太郎

横山金太郎　河野正義　三木武吉

岩佐善太郎　高田耘平

委員　若槻禮次郎　江木翼　賴母木桂吉

高木正年　森田茂　片岡忠溫

山崎安之助　山口俊一　井原百介

田中萬逸　櫻井兵五郎　野村嘉六

山田正年　臼田久內　奥田柳藏

岡崎運兵衞　高橋久次郎　石田孝吉

早速整爾　荒川五郎　山道襄一

三隅哲雄　加治壽衞吉　井戸文四郎

濱口雄幸　仙石貢　小西和

富田幸次郎　佐々木正義　河波荒次郎

箕浦勝人　武富時敏　西英太郎

森秀次　片木政治郎　島田恒之

橋本喜造　坂口仁一郎　大竹貫一

久須見東馬　竹村良貞　牧口義矩

櫻井庄平　加藤政之助
井原喜代太郎　西川又八
平山岩彦　行德健男
小池仁郎　前田卯之助
守屋吾助　鈴木萬次郎
淺野陽吉　安東敏之
松本恒之助　加賀卯之吉
綾部惣兵衛　大石熊吉
本間三郎　關和知
鵜澤宇八　原脩次郎
鈴木久次郎　上村耕作
川崎克　小林嘉平治
磯貝浩　日比野寛
杉山東太郎　田中善立
鈴木富士彌　加藤定吉
長尾元太郎　西川太治郎
松岡勝太郎　降旗元太郎

長島律太郎
安達謙藏
大谷高寛
護得久朝雄
丸山名政
長山乙介
大津淳一郎
川村悖
井原茂作
尾崎行雄
小山松壽
內藤傳祿
望月小太郎
岡部次郎
藤澤幾之輔



武藤嘉門　樋口秀雄　亘理胤正
小山東助　村松龜一郎　柴四郎
菊地良一　河野廣中　平島松尾
町田忠治　川村精三　半谷清壽
齋藤宇一郎　添田飛雄太郎　今村七平
淺野順平

議務委員

理事　田中萬逸　今村七平　高橋秀臣
委員　村松龜一郎　櫛瀨軍之佐　平島松尾
原脩次郎　肥塚龍　添田飛雄太郎
高田耘平　鵜澤宇八　長島律太郎
岡部次郎　本間三郎　鈴置倉次郎
三浦得一郎　平山岩彥　武藤嘉門
小池仁郎　護得久朝雄　長內則昭
野村嘉六　森秀次　橫田孝史
奥田柳藏　高橋久次郎　荒川五郎
三隅哲雄　河波荒次郎　橋本善造

井原喜代太郎　八並武治　中村泰治

尙ほ政務調査會は五月二十三日部屬を定め、各部の主査を左の通り同會長より指名した。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 第一部（內閣、鐵道） | 主査 | 賴母木桂吉 | |
| 第二部（外務） | 同 | 望月小太郎 | |
| 第三部（內務） | 同 | 丸山名政 | |
| 第四部（大藏） | 同 | 鈴木久次郎 | |
| 第五部（陸海軍） | 同 | 高木正年 | |
| 第六部（司法） | 同 | 鈴木富士彌 | |
| 第七部（文部） | 同 | 樋口秀雄 | |
| 第八部（農商務） | 同 | 井原百介 | |
| 第九部（遞信） | 同 | 正木照蔵 | |
| 第十部（拓殖） | 同 | 森田茂 | |

## 內閣彈劾臨時大會

憲政會の現內閣彈劾臨時大會は、十一月十二日築地精養軒に開催、加藤總裁初め各總務各顧問その他所屬黨員三千餘名出席、樓上に於ける會場に入場し得ざりし人々の爲め更に階下に第二會場を設くるに至つたが、第一會場に於ては關幹事長開會の挨拶を述べ、次で河野顧問を座長に推して議事に入り、左の宣言及び決議を附議し滿場一致原案を可決した。



### 宣言

今や世界未曾有の變局に遭遇し、帝國の現狀內外多事を極む、非常の英斷を以て經綸を行ふに非ずんば、以て時難を救ひ國運の發展を期すべからず、此時に方りて現內閣の爲すところ毫も誠意の認むべきなく、苟且偸安姑しく輿國の好機を逸せんとす。物價の奔騰止まる所を知らず、國民生活の脅威その極に達し、思潮の變遷と相俟て人心の動搖を招き、上下擧つて不安に堪へざるものあり、然るに現內閣は何等適切なる政策を行ふことを爲さず、徒らに、枝葉末節に拘泥して自ら得たりとなす、此くの如くんば勢の極まるところ社會上、自治上に及ぼすべき禍患實に側る可らず。

現內閣の權勢維持に汲々たるや、擅恣橫暴至らざるなく國家の公器を以て黨爭の具に供して憚らず、その憲政を賊する焉より大なるは莫し。講和會議の失敗は天下の齊しく憤る所、帝國の威信を失墮するや擧げて言ふ可からず、延て支那の排日運動を惹起し、兩國關係の疎隔今日より甚しきはあらず、而して對支外交は概ね機宜を誤り、東洋に於ける帝國特殊の位置爲めに動搖を免れず、政府當局の無能なるや列國の誤解を招き、帝國をして國際上不利の地位に陷らしむ。西比利亞に對する政策は未だ定まる處なく、出兵の理由中外に徹底せず、國民をして往々怨嗟の聲を放たしむ、帝國外交の不振是に至て極まる。

我黨は帝國內外の情勢顧る急なるを見、時局の匡救を以て我黨の任なりと信ず、玆に大會を開き現內閣の失敗を糺彈し、以て政局の革新を期す、冀くば同憂の士、奮然來つて力を我黨に戮せられんことを。

敢て宣す。

### 決議

我黨は現內閣の存在を以て國家の利益に反するものと認む仍て速に其の更迭を期す。

## 憲政會還常大會

第四十二議會に對する態度を決すべく憲政會は、例年一月二十日前後に開くべき其大會を繰上げ、十二月二十五日本部に大會を開いた。加藤總裁は病氣の爲め臨席するを得なかつたが、各總務及び顧問以下所屬代議士各府縣代議員等出席者四百名、關幹事長開會の挨拶を述べ、河野廣中氏推されて座長席に着き、山道幹事の會務報告に次で議事に入り、左の宣言決議政策各案を附議し滿場一致を以て議案を可決した。

### 宣言

玆に第四十二回帝國議會に臨むに當り、我黨の態度を明かにし以て天下に宣す。

我黨は曩に臨時大會を開きて現內閣の失政を糺彈し、政局の革新を期したり、爾來當路の失態益々甚しく、國勢大に蹙まり人心內に乖く、邦家の前途洵に寒心に堪へず、我黨は從來の所信に依り、斷乎として現內閣を彈劾すべし。

我黨は廣く世界の大勢に稽へ、深く國內の情形に察し、速に普通選擧の制を確立し、又適當の法を設けて勞働問題の解決に資せんとす、若し夫れ時局に對應すべき自餘の政策に至つては、別に定むる所に依るべし。我黨は如上の見地に基き、勇往邁進、所信を遂行せんことを期す。

### 決議

第四十二回帝國議會に於ける我黨の行動及び豫算案、法律案その他の問題に對する態度は、之を議員總會の決議に一任す。

### 政策

一、世界の平和を確立する爲め國際聯盟の趣旨を尊重し、日英同盟の存續を圖るべし。

一、支那に關しては國際條約及び取極に基く帝國の地位を確保すると共に、日支共存の大義を徹底し、以て東洋平和の實を擧ぐべし。

一、速に普通選擧の制を確立すべし。

一、地方議會の選擧權を擴張し、階級選擧の制を撤廢すべし。

一、行政及び稅制を整理し、以て財政の緊縮を圖り、國民負擔の公平を期すべし。

一、通貨の收縮その他の方法に依り、物價の調節を行ひ、以て國民生活の安定を期すべし。

一、國民敎育の充實を圖り、特に立憲思想の涵養に努むべし。

一、勞働組合法その他勞働に關する諸般の制度を設け、現行法を改正し以て勞働問題の解決に努むべし。

次で役員の選任は例により總裁の指名に決したので、武富時敏氏加藤總裁に代つて左の如く黨總務を指名した。

今日加藤總裁が病氣の爲め御出席になりませぬのは、御同樣まことに遺憾とする所であります。今日は大會の例として役員の選擧は或は總裁一任と云ふことになるかも知れぬと存じまして、若し左樣な大會の決議になりました際に處するの方法を豫め加藤總裁に問合せまして果して總裁の指名に一任すると云ふ大會の決定になりますれば、直ちに總裁より指名することに致し度いと存じまして、總裁の意見を問ひ合せて參りました。それ故に只今の御決定に從つて總裁は、總務を五人と致しまして其總務五人を總裁より指名いたします、卽ち總裁が指名致されたのを私が諸君に御傳へいたします。

箕浦勝人君　濱口雄幸君　坂口仁一郎君　早速整爾君　棚瀨軍之佐君

又、總裁は此の機會に於て過去一ケ年間は地方に於ける地方議員の選擧、其他頗る黨に取つて多事の時でございました。此期間に於て前總務諸君は深く黨務に盡瘁せられました、之を總裁は深く感謝する旨を諸君に御傳へ致す樣にと云ふことで御座います。

尙ほ武富氏は引續き「我黨の責任」に就き、總務に代つて縷々說述する處あり、終つて座長の發聲にて兩陛下の萬歲に次で憲政會の萬歲を

三唱し、三時過ぎ會を閉ぢた。因みに同日並に同月二十六日に決定せる本部及び院内役員は、前記總務の外左の如くであつた。

院内總務　武富時敏　片岡直温　藤澤幾之輔
議員總會々長　大津淳一郎
同　副會長　高橋久次郎　野村嘉六
顧　問　武富時敏
幹事長　關和知
常任幹事　川村惇　三木武吉　岩佐善太郎
森田勇次郎
幹　事　河西豊太郎　高田耘平　久須見東馬
川村精之　内藤傳錄　川崎安之助
臼田久内　石川又八

## 第十一節　第四十二議會

第四十二議會は大正八年十二月二十四日を以て召集されたが、是れ實に原内閣成立後第二次の議會たると同時に、世界の平和克復後初めての議會であつた。開院式は二十六日擧行せられ、翌二十七日全院委員長竝に常任委員の選擧を終り、例の如く二十八日より翌年一月二十一日迄の休會を宣した。常任委員中憲政會より選出せられたのは左の諸氏であつた。

豫算委員　濱口雄幸　本田恒之　加藤政之助
片岡直温　加藤定吉　横山勝太郎
齋藤隆夫　横山金太郎　小西和
關和知　小池仁郎　町田忠治
原敬次郎　棚瀬軍之佐　川崎克
田中萬逸　賴母木桂吉　高木正年
山田珠一　武藤嘉門
決算委員　山道襄一　荒川五郎　平島松尾
長尾元太郎　前田卯之助　横田孝史
正木照藏　松岡勝太郎　臼田久内
小林嘉平治　佐々木正藏　鈴木久次郎
亘理胤正　森秀次
豫計委員　鈴木富士彌　川村精之　田中善立
三隅哲雄　平山岩彦　小山松壽
野村嘉六　森田茂　川村惇
請願委員　護得久朝惟　内藤傳錄　久須見東馬
竹村良貞　上村耕作　西英太郎

綾部惣兵衛　今村七平　尾越辰雄
片木政治郎　高田耕平　西川太治郎
井戸文四郎　河波荒次郎

## 平和宣布の大詔

此年六月巴里に於て調印を了つた列國平和條約は、十月三十日御批准を經たる後批准寄託中であつたが、翌九年一月十日巴里に於て批准寄託調書作成の手續終了を告げたので、愈々同月十三日同條約の全文が公布せられたと同時に、左の大詔煥發された。

朕惟フニ今次ノ大戰亂ハ兵戈五年ニ彌リ、世界ヲ聳動セシメタル我友邦勇奮努力ノ威烈ニ賴リ、戰氣一掃平和全ク復スルニ至リタルハ朕ノ茲夕慰フ所ナリ、今斯ノ紛擾ノ局ヲ收メ安寧ヲ將來ニ規ルハ固ヨリ諸友邦ノ協同斡理ニ須タサルヘカラス、嚮ニ講和會議ノ佛國ニ開カルルヤ朕亦全權委員ヲ簡派シ其ノ商議ニ參セシメシニ、平和永遠ノ協定新ニ成リ國際聯盟規模斯ニ立ツ、是レ朕カ中心實ニ欣幸トスル所ナルト共ニ又今後國家負荷ノ重大ナルヲ感セスハアラサルナリ

今ヤ世運一展シ時局丕ニ變ス、宜シク奮勵自彊順時順應ノ道ヲ講スヘキノ秋ナリ、爾臣民其レ深ク之ニ省ミ進ミテハ萬國ノ公是ニ循ヒ世界ノ大經ニ仗リ、以テ聯盟平和ノ實ヲ擧ケムコトヲ思ヒ退イテハ重厚堅實ヲ旨トシ、浮華驕奢ヲ戒メ國力ヲ培養シテ時勢ノ進運ニ伴ハムコトニ勉メサルヘカラス

朕ハ永ク友邦ト偕ニ平和ノ慶ニ賴リ、休明ノ澤ヲ同クセムコトヲ期シ、朕カ忠良ナル臣民ノ一心協力ニ倚藉シ、衆庶ノ康福ヲ充足シ文明ノ風化ヲ廣敷シ、益々祖宗ノ洪業ヲ光恢セムコトヲ庶幾フ、爾臣民其レ克ク朕カ意ヲ體セヨ

大正九年一月十三日





御名御璽

（各大臣副署）

## 憲政會議員總會

休會明の議會再開に先だち憲政會は一月二十日、本部に議員總會を開き大津會長議長席に着き普選法案に就て、審議すべき旨を述べたる後齋藤宇一郎氏より

普選法案は昨年來の懸案であつて、議員各自に於ても夫々研究し、且つ又有志議員懇談會に於ても、充分之が審議を經たのみならず、二三普選案の提出もあることなれば、直ちに特別委員三十名を議長指名を以て選定し、之が審査を附託しては如何と提議する所あり、滿場異議なく之を承認し、會長は直ちに左の三十氏を指名した。

井原喜代太郎　原　脩次郎　半谷清壽　河西豊太郎
竹村良貞　河野正義　加藤定吉　横山金太郎
村松龜一郎　森田茂　野村嘉六　井原百介
山田珠一　正木照藏　降旗元太郎　小西和
小山松壽　古屋慶隆　小池仁郎　齋藤隆夫
齋藤宇一郎　佐々木正藏　三木武吉　平山岩彦
鈴木富士彌　横山勝太郎　岡部次郎　岩佐善太郎
高木正年　添田飛雄太郎

かくて右の特別委員諸氏は別室に會合し、各院內總務初め各幹部各院內幹事參加の上、村松龜一郎氏を會長に推し直ちに議事を開き、特に尾崎行雄、島田三郎兩顧問の出席を求め其意見を聽取することゝした。而して島田氏は先づ

選擧人資格中、獨立の生計を營む者との制限を設くるは、實際上幾多の疑義を生ずる虞れあるを以て、强ひて固執すると云ふ譯ではないが、寧ろ之を削除しては如何。

と述べ、次で尾崎氏も亦た島田氏の主張に贊成し

選擧及び被選擧人の年齡は、共に二十歲以上と改むることを至當と信ずる、然しながら多數諸君の贊成を得る能はずんば、被選擧人の年齡なりとも二十歲以上と改めては如何。また女子と男子との間に差別的待遇をなすは、理由を爲さゞるを以て女子にも男子同樣、選擧權を賦與するを至當と認むるが、是も亦た多數諸君の贊同を得られずば、單に此の主張を明確にするの必要なるを認めざるを得ない。と主張する所あり、種々意見を交換して協議したが、結局幹部も急進論者も將た又尙早論者も、何れも交讓的態度を以て新普選法案を作製せんとする機運に在るを以て、此際島田、尾崎兩顧問に於ても、次回に選擧權を改正する場合には、尙一層進步した改正選擧法案を作製提出すべきこと希望條件とし、此際交讓一致の態度を執られたしとの一同の希望意見に從ふことゝなり、之を可決して議員總會に右の經過及び結果を報告し、滿場一致を以て可決確定したのであつた。

## 施政演說に對する質問

休會明の衆議院は一月二十二日を以て開會されたが此日原首相は施政方針に就き、內田外相は外交の經過に就き、又高橋藏相は大正九年度豫算及び財政計畫に就て各々演說する所あり、別に亦た田中陸相の西比利亞派遣軍に關する辯明的報告演說があつた。而して右三相の演說に對し同日より二十二、二十四の三日間に亘り、例の如く頗る猛烈に質問戰は開始せられたが、片岡直溫氏は二十二日、濱口雄幸氏は二十三日、望月小太郎氏は二十四日、夫々痛烈な質問演說を爲した。

## 豫算及重要法案

此期議會は世界の平和克復後初次の議會であると云ふ理由もあるので、政府が今後の施設に關し其の協贊を求めんとしたものは決して少なくなかつた。而して提出された大正九年度豫算案に現はれたる費用中、新計畫の重なるものは、第一國防の充實であつて陸軍に在つては兵器の改良、特科兵の增設、部隊の編成改正、教育制度の改善及び兵役年限の短縮、要塞の整理等を主とし、大正九年度より十四年繼續費として合計四億八千餘萬圓、又海軍に在つては八八艦隊の完成及び水陸の整備を主とし、大戰の經驗に基くための計畫を立て大正九年度以降八ケ年の繼續費として合計八億六千餘萬圓を要求したのであつた。第二は通信交通機關の整備として、鐵道の計畫に關し其設費に於て新たに二億五千萬圓を追加し、改良費に於ては五億五千萬圓の計上した外、電話電信に關しては其の擴張費を追加額合計二億九千萬圓を計上し、道路改良に關しては大正九年度以降三十ケ年に二億八千萬圓の補助費を支出することゝした。

次に法律案中最も重要なるは稅法改正に關する件であつて、卽ち政府は國防充實計畫遂行の爲め歲入增加の必要あるを以て、之を所得稅及び酒稅に求むることゝし其改正案を提出したので、所得稅法には保留金課稅及び超過所得累進課稅の方法を採用したる如き最も注目すべく、又酒稅は淸酒白酒及び濁酒一石に付き、二十圓の稅率を增して三十三圓とし、麥酒一石に付き十二圓の稅率を增して十八圓と爲す等が其の骨子であつた。その他尙ほ政府の提出して法案中、國債償還資金繰入停止法律案、少年法案及び改正法案、道路公債法案、公有林野官行造林法案、臨時事件費增額案、戰役賞賜金法案、國有財產法案何れも特に注目すべきものであつた。而して右豫算案に對する憲政會の修正案の要綱は

（一）臨時軍事費豫算追加額中一億餘萬圓の削除、右は西比利亞出兵に要する經費に屬するを以て、其の不徹底なる出兵に反對し、撤退を

主張するを意味す、(二)陸軍豫算要塞整理費經常部五十八萬餘圓、同臨時部五百四十六餘萬圓合計六百五十萬餘圓は戰後國際的關係の變化及航空機其他兵器の改良發達等の狀況に鑑み、更らに愼重講究の要あるを以て延期の意味にて削除（三）陸軍所管朝鮮師團歩兵第十二個大隊增加、及同師團歩兵隊の完成期繰上に要する經費經常部百八十七萬餘圓、臨時部二百十六萬餘圓合計四百十三萬餘圓は朝鮮統治上增兵を必要とせず、內地師團の派兵を以て足れりとする見地より之を削除す（四）朝鮮總督府特別會計豫算中、朝鮮農事改良株式會社補助金二十萬圓の削除、此の削除は既に東洋拓殖會社、殖產銀行其の他の機關あり、此上新に特殊會社を起し、さなきだに窮乏せる朝鮮總督府の財政を補給する必要を認めず、且つ右會社の創立の動機は政友會一味の利權運動に出づるの嫌ありと云ふ理由に基く（五）遞信省所管臨時部に於て貯金奬勵費二十萬圓の削除（六）大藏省所管臨時部に於て臨時財政經濟調査會費及臨時法制審議會費計九百餘萬圓並に專賣局中央研究所新營費三十六萬圓の削除（七）內務省所管臨時部に於て警察講習所建設費二十五萬圓、醫藥品製造試驗に關する經費二十七萬餘圓、社會事業及地方改良事業奬勵費增加九萬餘圓、地方廳屬增員に關する經費二十五萬圓の削除。

卽ち憲政會は本年度豫算中、多年その主張し來たる海軍擴張費、鐵道、電信、電話事業の擴張改良費、教育費を始め物價騰貴の爲め生活の安定を得ざる官吏の增俸增給、恩給の增額等には贊成するも、上に擧げたる事項は總て不急の施設と爲すものにして是等の査定總額經常部二百八十二萬餘圓、合計千二百十二萬餘圓、之れに臨時軍事費一億圓を加ふる時は削除金額一億千二百十二萬圓に上れり、而して政府の與黨たる政友一は豫算全部を鵜呑にし、唯だ增稅中所得稅及び酒稅の修正に伴ひ、歲入に八億圓の減少あり、又所得稅修正の結果徵稅手數料に於て十八萬圓の歲出減あるに依り、差引き歲入臨時部に九萬餘圓を削除し、別に市町村交付金十八萬餘圓を削除して收支の均衡を圖るの修正案を提出せるのみ、斯くて委員會の最終日なる總會に於て多數を恃める政友は、遮二無二自黨の修正案を通過せしめ、右修正案は二月十二日の本會議に上り遂に可決となつた。斯くて大正九年度の總豫算十二億萬圓は、僅かに十八萬圓の削除修正を受けたのみで、他は全部衆議院を通過したのであつた。



尙ほ前記の如く所得稅及び酒稅の增收計畫案は、所得稅の改正が實に其の根本的のものであつた。卽ち法人の配當金、賞與金等について從來の源泉課稅主義を綜合主義に改め、免稅點五百圓を六百圓に現行稅率最低百分の三より百分の三十に至る超過累進率に改めて、最低百分の一より最高百分の五十に至らしめ、法人に在つては社內留保金額が拂込み資本金額と同額に達するまで百分の七、五以上の超過額に對しては百分十五となし、更に法人に對しては累進的超過所得稅を課する等、最初種々の點に於て所謂社會政策的の方法を加味したゝめ、大體富者の負擔を激增すると共に貧者の負擔を減少する仕組みとなつてゐたので、當面の人心に投ずるに可なり有力なものであつた。

然るに此案の趣旨が未だ充分世間に徹底せざる間に、利害の打算に明敏な實業者側は大に之を非難して、裏面に於て旺んに反對乃至修正運動を起したので、政府は忽ち軟化して政友會に旨を含ませ、原案に少なからざる修正を加へたのであつた。卽ち政友會の修正要點は（一）第三種所得中農商工等の總收入より必要なる經費として借入金の利子を控除するに對し、法人の配當金全部に課稅するは聊か均衡を失し、會社經營に支障を來すと云ふ理由を以て、法人の配當金に對し二割を控除することゝした事（二）法人利得中國債利子を免除すること（三）前二項の資本家の爲めにせる讓歩に對し、下層階級にも何程かの花を持たせんが爲め第三種個人所得中、十萬圓と五萬圓との間に七萬圓なる新階級を設け、それ以下の所得稅率に僅少の遞下を試みたること（四）右三項の修正に基く收入減を補ふ爲に、超過所得稅率を原案百分一、百分三、百分六、百分十をそれ〳〵百分二、百分四、百分八、百分十五に增課すること（五）脫稅を防止し、綜合課稅の目的を貫徹する爲め（イ）拂込資本の五割以下に百分七、五（ロ）百割以上資本額まで百分十五（ハ）資本金を超過するもの百分三十の累進を課すること（六）超過所得稅率引上の爲め本稅に據る收入約二千三百四十萬圓增加の見込あるを以て、大正九年度特別課稅に當然それだけの減收を來たすべきにより特別課稅率十五割を七割に改むること（七）徵稅手續中稅吏の帳簿物件檢査の條項を削減すること、又所得の調査には審査の事務に從事するもの〻秘密洩漏の罰則中、原案の體形を廢し罰金百圓を五百圓に改むること等であつた。右に對し憲政會は

今回の政府改正案が社會政策を加味する點には大體贊成するが、元來所得稅は直接國稅の中樞であつて、國民の中堅たる全國數百萬人の

負擔に屬するものであるが故に、その改正には特に愼重の考慮を必要とする。且つ稅制の整理は多年の懸案であつて、之が實現は徹底的であると同時に全般的でなければならぬものであるにも拘らず、政府の今次の改正は單に所得稅一種に限り、毫も自餘の租稅及び官業に及ばぬのは、一時の收入を得るに急にして大局の政策より出づるものでない事が明かである。又たとへ收入の目的よりするも年額一億三千五百萬圓の大增稅を、僅かに所得稅及び酒稅の二種に局限して負擔せしむるは、負擔の公平を期する所以でない。而して更に又重大なる缺點は免稅を僅かに六百圓に止めた事の如き、犯罪搜査に等しき嚴格な罰則を設けた如き、一面に綜合主義を採りながら第二種所得稅を存置した如き、大に考慮を費さゞるを得ない。

との意見の下に、一年延期の意味に於て反對態度に出でたのであつた。而して右增稅案の本會議に上程せらるゝや、町田忠治氏は憲政會を代表して反對演說を試み、上述の修正意見を强調したのであつたが多數を以て政友會案（酒稅改正に就ては濁酒稅額三十三圓の原案を三十圓に、酒造稅保證金十圓を七圓に又、燒酎の貯藏減量等に關し多少修正を試み）の通過を見るに至つた。

## 普選案と衆議院の解散

豫算案は在野黨の非難攻擊ありしに拘らず既に衆議院を通過し、政府提出の重要法案亦た多くはその決定を見、甚だしき支障を受けざる形勢となつたので、此機で進行せば第四十二議會は兎も角も無事に通過せんとする觀があつたが、憲政會を初め國民黨が普通選擧法案を提出せるに次で、新政會及び無所屬の有志議員も亦た相集り、普通選擧實行會なるものを組織して坂本金彌氏の名により同じく一案を提出する事となり、玆に所謂普通選擧案の提出を見るに及び、突忽として遂に議會の解散を見るに至つたのであつた。普選三案の要綱は左の如し。

△憲政會の提案　○選擧權（一）年齡は改正現行法通り滿二十五年以上、（二）住所制限は改正現行法通り、即ち選擧人名簿調製の期日迄引續き滿六ケ月以上同一選擧區內に住所を有する者、（三）納稅資格の規定を削除し之に代ふるに「獨立の生計を營む者」と爲す。



○被選擧權　改正現行法に於て「滿三十年以上」とあるを「滿二十五年以上」と改む。

○選擧區制　改正現行法は小選擧區制なるを改めて所謂「中選擧區制」と爲したること。即ち原則として一選擧區二人乃至四人選出制として例外的に一選擧區一人制なるものあり。

△國民黨の提案　○選擧權（一）年齡は滿二十年以上、（二）住所制限は改正現行法通り、（三）納稅資格規定は全部削除

○被選擧權年齡は「滿二十年以上」とす。

○選擧區制　改正現行法の別表通り。

△普選實行會の提案　○選擧權（一）年齡は改正現行法通り滿二十五年以上、（二）住所制限は改正現行法通り、（三）納稅資格規定は全部削除。

○被選擧權　年齡は「滿二十五年以上」とす。

○選擧區制　改正現行法の別表通り。

而して憲政會及び國民黨はその提出した議案に對し、各修正案を提出したが其の大要は「獨立の生計を營む者」に代るに

第一、貧困の爲め官公費若しくは慈善事業の其の他の救助を受けて生計を爲す者、及び之を受けたる後一年を經過せざる者

第二、生業に從事せずして他の扶養又は扶助を受くる者、但し中學校、師範學校若しくは文部大臣に於て同等以上と認めたる學校を卒業し、又は之と同等の學力を有するものと檢定せられたる者は此の限にあらず。

との條項であつたが、國民黨は右第一項のみを提案し、憲政會は兩項を合せての修正案を提出したのであつた。兎に角この普選三案は一月二十三日の議場に上り、島田三郎氏は憲政會を代表して提案の趣旨を演說し、國民黨案は植原悅二郎氏之に當り、同一委員附託となつたのであるが、以來賛否の論頗る烈しく容易に決定を見るに至らず、第一讀會より本會議に至るまで一ケ月以上を費し、漸く二月二十六日本會議の

議に附せらるゝとゝなり、松田委員長の報告あつた後、憲政會の齋藤隆夫氏の贊成演說、政友會の小川平吉氏の反對演說あり、次で原首相の政府態度の聲明演說があつたが、各終るや否や突如として議會解散の詔書は降り、衆議院は玆に解散を命ぜられたのであつた。

この解散ほど理由の不可解なるはなく、討議當日の原首相が聲明した反對意見は反對理由としては差支へないが解散の理由としては何等認むべきものが無かつたのみならず、實際の形勢も政府にとつては何等の不安なく、之を自然の成行に委すも優に三十名内外の多數を以て同案は否決さるべき運命にあつたのである。從つて此の解散に對する批難は反對黨は云ふ迄もなく、世上一般に喧しかつた。固より政府は最初より之を期する所あつたので、議會解散と同時に左の如き理由を發表した。

政府發表の理由書

衆議院議員選擧權擴張は從來政府の採り來りし方針にして、明治三十三年之を擴張し昨年又重ねて之が擴張を爲したり、今後も尙國情の如何に顧み漸次適當の擴張を爲すに至るべしと雖も、昨年以來未だ一年ならず、且一回も之を實行せざるに、今又憲法附屬の法典たる選擧法の改正を試みんとするは、立法の威信を損するのみならず、國民の信賴を全うし、憲法政治の健全なる發達をなす所以にあらざるなり、加之今回衆議院に提出せられたる改正案は輕躁急激深く帝國の國情に鑑みざる法案にして、然も其の理由とする所は現在の社會組織を脅威せんとするが如き不穩なる思想の潛在するを見る、事玆に至ては單純なる選擧權擴張の問題たるに止まらず、國家の前途に對して容易ならざる影響を及ぼすものと認めざるを得ず、衆議院に於ては本案の否決を見るを疑はざりしと雖も、事態重大なること上述の如くなるにより政府は衆議院の解散を奏請し以て國民の判斷に訴ふるの已むを得ざるに至れり。

要するに政府が此の議會解散を敢てした理由目的とするところは、選擧法の問題ではなく全く黨略の爲めであつたことは、當時世上一般の批評に見ても分明であつた。卽ち物價問題に西比利亞問題に山東問題に、將た亦た呂運亨問題に貴衆兩院の挾擊を受けて進退漸く窮まらんとするに及び、名を普選問題に藉りて敢て解散を斷行し以て當面の苦境を脫出すると同時に、一方自黨に至便なる小選擧區に依つて總選擧を行ひ、權力並に金力を濫用して與黨の多數を獲得し、輿論斯の如しと藉口して以て權勢維持を策せんとしたに外ならず。而かも政府は自から時局緊急の施設と稱して、十三億圓の大豫算を提げ、國務充實の名の下には一億餘圓の增稅計畫を立て、議會の協贊を求めながら、之が不成立を堵してまでも如上の如き黨略の爲めに此理由なき解散を斷行したのであつた。その無責任その非立憲殆んど評するに語なしと云はねばならぬ。

## 第十二節　臨時總選擧及び其前後

### 近畿大會その他

議會解散の卽日、憲政會は議員總會を開き、片岡總務は、現政府は貴族院内に信任なく、全く行き詰りたるを以て、黨略上から衆議院を解散したものであると難じ、此際大勇猛心を持して奮戰し現内閣及び政友會を根底より顚覆せしめなければならぬと黨員を激勵し、加藤總裁も又、今次の解散は非立憲の極であると斷じ、この不法なる點は飽く迄國民一般に徹底せしめざるべからざるは勿論、かゝる不法を爲す内閣は今後なほ如何なる不法を爲すやも測り知れざれば、總選擧に當つては充分なる畫策を立てゝ必勝を期せねばならぬと更に勵ます所あつた。而して對選擧策に關しては全國に遊說して、普選並に現内閣の内外失政を宣傳すること、非政友各派の協調を保す同志の當選を援助する事、安達黨務委員長を選擧主任とし、從來の幹部を擧げて委員とし選擧に執掌せしむること等を決し、其の準備に努むることゝなつた。

一、普通選擧の大義を宣傳し、之が徹底を期すること、

一、現内閣を糾彈して其の倒壞を期すること

一、府下各選擧區に於て普通選擧主義の前代議士を再選するは勿論、同主義の候補者を擁立し以て政府黨の剿滅を期すること

尙ほ支部役員竝に市内勞働團體の代表者等は五臺の自動車に分乘し、普選宣傳のビラを撒布して氣勢を擧げ、總會の演說會に於ては森田山崎、片岡の前代議士及び本部より特派された島田三郎氏等の演說あり非常の盛會であつた。

福島縣支部に於ても同月十一日、福島市公會堂に同支部大會を開き、本部より尾崎行雄、三木武吉の兩氏臨席し河野廣中、柴四朗、平島松尾等の各前代議士諸氏を初め縣會議員其他の黨員同志千二百餘名の出席、前田兵郎氏を座長に推して宣言決議を可決後、尾崎、三木兩氏の演說あり閉會後演說會に移り聽衆約二千名に達した。而して同月二十一日、近畿大會は大阪市に開催され臨席の加藤總裁の一大獅子吼あり非常なる盛會であつた。

## 政府の對選擧態度

是より先、政府は三月十八日地方官を召集して訓示する所あり、原首相は普選の納稅資格の撤廢は階級制度打破を目的とするものなりと斷じて、之を危險視し、現在の社會組織を脅威するものであると述べ、更に歐洲大戰後の世人は物質上精神上多大の變を見たと云ふも我國は然らず、之を同視して以て我國を律せんとするが如きは誤れるの甚しきものなり、今日の急務は我が發展したる國力を更に發展せしめ、經濟上に於ても政治上に於ても確乎たる決心を要する時機にあり、國内の紛爭に沒頭するが如きは決して國民の幸福安寧を增進する所以の道にあらざるのみならず、我國は世界五大國の一として國際の責任亦重きを加へたれば國民の努力も亦一層切實ならざるべからず、是れ蓋し議者の齊しく認むる所なるべく、諸君は篤と之等の點に留意し、我國民をして堅實穩健なる意思に依りて、積極進取の方向に向はしめんこと切望に堪へず云々と述べた。

## 選擧狀況及び結果

今回の總選擧は新選擧法に據りしものだけに、啻さへ議員の定員增加せる上に、小選擧區制に依つたものであつたから、全體を通じての候補者數は甚だ多く、その數一時は九百餘名と稱せられ、中途候補を斷念した者を除くも、尙ほ最後まで選擧を爭つた確定候補者の數は、八百六十八人の多きを算したのであつた。而して政友會は當初の豫定たる權力と金力とを遺憾なく揮ひ、事大思想に囚れ易き無自覺なる地方の大衆を籠絡することに全力を傾けたる事は云ふ迄もなく、五月十日を以て愈々施行された總選擧の結果は、實に左の如くであつた。

| | 當選者員數 | 解散前の數 |
|---|---|---|
| 憲政會 | 一〇九 | 一一八 |
| 國民黨 | 二九 | 三一 |
| 政友會 | 二七九 | 一六二 |
| 中立 | 四七（諸派及無所屬） | 六八 |
| 計 | 四六四 | 三七九 |

卽ち政府黨の勝利に歸したのであつたが、然しながら斷じて政府與黨の眞正なる勝利とは云ふべからず、固陋な舊思想に囚はれて時代の大勢に無感覺な地方の大衆を、官憲の威壓と金力の誘惑とによつて、一時の多數を僞制したに過ぎぬのであつた。因みに憲政會公認候補者中、當選した諸氏は左の如くであつた。

東京府　橫山勝太郎　賴母木桂吉　太田信次郎　秋虎太郎　八並武治　三木武吉

浅賀長兵衛
京都府　森田茂
大阪府　武内作平
田中萬逸
兵庫縣　野田文一郎
田中武雄
神奈川縣　島田三郎
小野重行
長崎縣　本田恒之
橘本喜造
新潟縣　齋藤巳三郎
牧口義矩
福井縣　野尻彌重郎
富山縣　香川保忠
鳥取縣　下田勘次
廣島縣　早速整爾
横山金太郎

津原武
紫安新九郎　吉川吉郎兵衛
中島與丸　下岡忠治
正木照藏
小泉又次郎　出口直吉
川副綱隆　田川大吉郎
坂口仁一郎　大竹貫一
石川縣　淺野順平
野村嘉六
島根縣　高橋久次郎
佐々木千秀　龍口了信
荒川五郎　金尾綾嚴





山道襄一
山口縣　藤井啓一
高知縣　濱口雄幸
福岡縣　吉田磯吉
大分縣　箕浦勝人
佐賀縣　武富時敏
熊本縣　安達謙藏
北海道　一柳伸次郎
埼玉縣　野呂丈太郎
群馬縣　清水留三郎
千葉縣　鵜澤宇八
茨城縣　大津淳一郎
高田耘平
愛知縣　小山松壽
田中善立
靜岡縣　鈴木富士彌
石井研二

金田平兵衛
愛媛縣　森達三
宮崎縣　三浦得一郎
定行八郎　古賀三千人
重松重治
井原喜代太郎
山移定政
岡本幹輔　平出喜三郎
綾部惣兵衛　神谷彌平
本間三郎
關和知　鈴木久次郎
栃木縣　阿由葉勝作
三重縣　尾崎行雄
磯貝浩　手島鉞司
早川龍介　鈴置倉次郎
加藤定吉　井上剛一

山梨縣　望月小太郎
長野縣　森山儀文治
　　旗降元太郎
福島縣　前田兵郎
　　金澤安之助
青森縣　菊池良一
　　佐藤啓
秋田縣　齋藤宇一郎
　　岐阜縣　古屋慶隆
　　春日俊文　山邊常重
　　樋口秀雄
　　鈴木周三郎　河野廣中
　　中野寅吉
　　山形縣　黒金泰義
　　添田飛雄太郎

**新閣員等任命**　總選擧終るや政府は官制を改正し、新たに鐵道省及び國勢院官制を布き、而して國勢院總裁は之を親任となし、五月十五日右官制の發布に次で鐵道大臣及び國勢院總裁の任命があつたが、之と同時に首相の兼攝した司法大臣は、その兼任を解いて專任大臣の任命を見た。卽ち左の如し。

任司法大臣　從三位伯爵　大木遠吉
任鐵道大臣　從三位勳二等　元田肇
任國勢院總裁　勳三等　小川平吉

**經濟界の顚倒**　既記せる如く彼の歐洲大戰以來、我が經濟界は輸出超過、正貨激增の爲め日々に活氣を示し來り、物價の昻騰殆んど底止する所を知らず、隨つて企業熱の旺盛なること未曾有の觀を呈し、新事業の企畫は月に幾十百を以て數へられ、其少しく時好に投ぜるものは忽ちにして數圓乃至數十圓のプレミアムを其株に生ぜしめ、殆んど全國を擧げて黃金熱に魘せられ寃がら夢中の有樣であつた。されば一般株式界の沸騰は云ふまでもなく、諸株一齊に昻騰を逃るのみであつたが、大戰漸く終局を告げて歐洲の平和既に克復し、次第に時日を經來るや俄然として玆に一轉機を示し、先づ其打擊は株式界に下り、此年三月十五日諸株一齊に大瓦落を告げたのを發端として、爾後ます〳〵低落の趨勢を現はし、四月に入るや其勢ひ一層甚だしく、三月十五日以前に於ては五百圓臺を維持してゐた東株が、同月末には三百圓臺となり更に四月上旬には二百圓臺となつたのであつた。

斯くして株式界は九天落下の恐慌狀態に陷り、定期市場の如きはその立合を停止されたこと一再に止まらず、而かも其の低落の步調は依然として止まる所を知らざる有樣となつたので、一般事業界も亦た此の影響を受けて、混沌たる騷ぎとなり諸工場の如きは俄かに事業を縮少し閉鎖するに至つたものも少くなく、我が經濟界はこゝに一頓挫を來すことになつたのであつた。

## 尼港虐殺事件

西比利亞出兵の目的たるチエツク、スラヴヴアツク救援の事は既に終り、且つ歐洲の平和既に克復して英佛の諸國は此年三月の頃に至り、同地に於ける其軍隊を撤したるに拘らず、我軍は依然として風雪の擴野に駐屯してゐるのであつたが、右に付き政府は三月三十一日を以て左の聲明書を發表した。

聲明

蔦に帝國の西伯利に出兵したるはチエツク、スロヴアツクの救援を目的としたるものなるが故、同軍の引揚にして事實完了したる上は帝國も亦撤兵の擧に出づべきは出兵當時の宣言に依り明かなり、然りと雖も帝國の西伯利に對する地理的關係は他の列國と自ら其趣を異にし、特に極東西伯利の政情は直に鮮滿地方の情況に波及するのみならず、西伯利地方に於ける多數の居留民は其生命財產の安全を期する能はざるの實情に在り、是れ帝國が遽かに撤兵を決行する能はざる所以にして、其の間露國に對して何等政治的野心あるにあらず、故に我接

壌地方の政情安定して鮮滿地方に對する危險除去せられ、我居留民の生命財産を安固ならしめ交通の由來保障せらるゝに至らば、チエツクスローヴアツク軍の撤去完了後成るべく速に西伯利地方より我軍隊を引揚ぐべく、玆に重ねて我が誠意の存する所を聲明す。

大正九年三月三十一日

内閣各大臣

然るに是より先、ニコライウスク市に於て我が居留民及び守備部隊合計七百餘名が、パルチザンと稱する匪徒の爲めに虐殺せられた悲慘事件が起つたのであつた。事は三月上旬より月餘に亙つて勃發したもので、當時同地と外部との通信斷絶のため其の情況毫も世上に傳はらなかつたが、四月上旬に至り支那人側からの消息により簡單な電報のあつたのを初め、公私二三の通信到達して事の容易ならざるを知らしめたのであつた。當時同地は結氷期に在り直路之に到り難く、我が政府は派遣部隊を一時北樺太アレキサンドロフスキに上陸せしめ、航路開通次第ニコライエスクに向はしむる事とし、派遣部隊は四月十九日軍艦三笠及び見島護衛の下に小樽港を出發して、二十二日亞港に到着し直ちに上陸して同地居留民の保護に當り、解氷期來つて航路の開通するや、六月三日尼港に到着したのであつたが、虐殺事件は既に二ケ月以前に演ぜられ、全市殆んど灰燼に歸して邦人の生存者は一人も無かつた。是に於てか銳意事態の眞相を探査し之を政府に報告したのであつたが、右派遣部隊が尼港到着後六月十九日、外務省より發表した公報は左の如くであつた。

本年三月尼港に於て我守備軍過激派の襲撃を受けて殆んど全滅し、同時に領事始め數百名の在留邦人慘殺の厄に遭ひたる趣の報道に接するや、帝國政府に於ては事態の眞相を明かにし、併せて生存者を救援せんが爲め在西比利亞帝國領事館並に軍憲に訓令し、露國官憲とも交渉を遂げしめ、百方手段を講じたるも、結局本件善後の方法は不取敢救援軍を直接尼港に派遣するの外なきこと明瞭となりたるを以て、先づ一部の軍隊を北樺太亞港に派し、解氷期を待つて尼港に進ましめんとせることは曩に公表せる所なるが、其後尼港方面の情勢に顧み、右派遣軍の兵力を增加し、海軍亦第三艦隊並に臨時派遣隊を以て相協同し、六月三日を以て我軍は遂に尼港に到達せり。

派遣隊尼港到着と共に、政府は銳意事件眞相の闡明に努めたるも、過激派軍は我軍到着前全市に火を放ちて逃走し、邦人の生存者一人もなく、露人亦多く同市を去りたるを以て、的確なる手掛りを得ること甚だ困難なるも、今日までに得たる諸方面の情報を綜合するに、過激派軍は無頼の露支鮮人等を驅り集め、三月十二日より十四日に亙り大擧して我が守備軍を攻撃し、殆んど之を鏖殺し其際我が領事館は燒失し、副領事石田虎松及び家族を始め多數の在留邦人、守備隊と運命を共にしたること、並に右戰鬪後生殘たる約三十名の邦人（多くは老幼傷病者）はチユレムヌイ街の獄舍に拘禁せられしが、五月二十五日我が救援軍の接近に先だち過激派軍の遁走するに際し、悉く其の慘殺する所となりたる事は略ぼ確實なりと認めらる。

避難居留民の數は明確ならざるも、大正八年六月末の調査によれば、領事以下三百五十三名（男一六九、女一八四）の邦人は尼港に在留し、商業、大工、指物職、裁縫業、理髮業、金銀細工並に銃職等に從事し居たり、その後多少の變動ありとするも大體三百五十名の居留民は三百六名の將卒と共に今回事變の犧牲となりたるものと推定せらる。

而して其後更に外務省及び陸海兩省に到達した報告は、一回毎にその眞相を傳ふること詳かとなり我が在留民及び守備隊の鏖殺された事實は明瞭となつた。則ち被害者の數は守備隊將卒三百三十名、海軍將卒四十名及び在留民約三百五十名、總計七百餘名に達し遭難當時の狀況は眞に慘又慘、筆舌に絶し人をして面を掩はしむるものゝみであつた。されば此報一度び世に傳はるや、擧國痛憤切齒、激昂すること一方ならず、露國の宜しく膺懲すべきを論ずる者あると同時に、現內閣の責任を痛擊するの聲隨所に起り、國論爲めに沸騰したのであつた。而かも是れ固より當然の事と云はねばならぬ。

# 第十三節　第四十三議會及び其前後

## 憲政會臨時大會

總選擧後の臨時議會たる第四十三議會は、大正九年六月二十九日を以て召集せられ、會期を二十八日間と定められたが、憲政會は議會召集の前二日、卽ち六月二十七日を以て臨時大會を本部に開き、河野顧問を會長に推し三木幹事より會務の報告あり、直ちに議事に入り左の宣言及び決議を附議し滿場一致を以て可決、次で加藤總裁の演說があつた。

### 宣言

現內閣成立以來、旣に二年に垂んとす、瞰古の變局に遭遇して國運を恢復するの經綸なく、眼前の勢利に沒頭して庶政を刷新するの誠意なし、內治に外交に失政續出、國威の失墜民心の乖離今日より甚しきはなし。

時代の要求を無視して普通選擧の實行を拒否し、不當の解散を斷行して黨略の犧牲に供す、放漫なる經濟政策に由りて財界の混亂を招致し、杜撰なる稅法改正を企て產業の發展を阻害せんとす、其の憲政を賊し國務を紊る此に至りて極れり。

講和會議の失敗は天下の齊しく憤る所、延て對支對米外交の不振となり特に對露政策に至ては一定の方針なく、出兵の理義中外に徹底せず、徒に他の疑惑を招き、遂に尼港に於ける前古未曾有の一大慘劇を惹起し、國民をして痛憤措く能はざらしむ、善後の策一日も忽諸に付するを許さず。

惟ふに帝國現下の危局に處し時艱を匡救するの途、唯だ現內閣の失政を糺彈し、速に其の更迭を期し更始一新の政を行ふに在り、是れ實に我黨の本分なるを信ず。

玆に第四十三回帝國議會に臨むに當り我黨の態度を宣明し以て天下に告ぐ。

### 決議

第四十三回帝國議會に對する我黨の行動は、之を議員總會の決議に一任す。

次で加藤總裁は其演說に於て、先づ前議會の解散が歐洲諸國にすら其例類を見ざる暴戾非立憲の行爲であつて、將來に惡例を貽すのみならず、憲法政治の發達を阻害するものなるを以て、本議會に於ては憲法の精神を擁護し、憲法政治の健全な發達を期するため、全力を擧げて議會解散の暴擧に對する政府の責任を問はなければならぬと述べ、次で普選問題に論及した後、西比利亞政策の失態に及び

一、帝國の出兵は米國との協調を保つと稱しながら、兵數は彼れの七千に對して我は七萬五千を出し、出兵の場所は米國提議の如く浦鹽附近に限れば可なるに、遠くバイカル以東の各地に亘れるが如き、何れも帝國軍隊の行動の結果に外ならずして、而かも其當時かゝる單獨行動に出づべき明確の理由がなかつたゝめ米露兩國の反感を惹起たしる形跡あること。

二、出兵目的を屢々變更する上、聯合各國が反過激派援助の方針を改め、直接兵力を以てする援助を打切り、軍需品供給等間接の援助方針を取るに至つた後も、我國のみは獨り積極的に過激派の討伐を行ふ方針を續行し、聯合各國の方針に一致せざる無謀の單獨行爲に出でたること。

三、オムスク政府崩壞後、米國も撤兵するに至り、一方亞比利亞の秩序も全く破れて收拾すべからざるに至つたが、此時こそ我國も斷然撤兵すべきであつたに拘らず、政府は依然としてチエツク援助を名とし更に五千の兵を增派して接壤地方の政情安定、居留民の生命財產の保護、交通自由の保障を理由として當分駐兵の聲明をなし、最早絕對に與國との協調を離れて公然單獨行動に出でたのは、外は過激派の勢力を誤算し、內は國民の輿論を無視した暴擧であること。

等を擧げ次で尼港の虐殺事件に及び、その由來を述べ擧竟かゝる不祥事も、政府の誤まれる西比利亞政策の惡果である事を力說し、その責任を問ふと共に無條件撤兵斷行論を强調し、更に進んで經濟政策に關し、政府及び政友會が此の反動時の財界救濟に就き、何等の成算なきに拘らず頻りに成算あるもの丶如く裝ひて世人を瞞着し、財界一時の鎭靜を企圖する如き墮態に對して攻擊する所あり、尙ほ所得稅問題に關しては、之を否決する場合國防財源を如何にするか、亦た小額所得者の負擔を輕減する爲め、別に現行法を改正する必要なきや否やの二點を考慮せねばならぬ。こと等を述べ斯くて總裁の演說終るや、各地よりの祝電祝辭の披露あり午後三時半會を閉ぢたが、翌二十八日次で本部に議員總會を開催、役員の選定を協議した結果、總裁の指名に一任する事に決し左の如く指名決定を見た。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 議員總會々長 | 大津淳一郎 | 同副會長 | 野村嘉六 |
| 院內總務 | 武富時敏 | 下岡忠治 | 本田恒之 |
| 關和知 | | 幹事長 | 小泉又次郎 |
| 院內幹事 | 三木武吉 | 春日俊文 | 前田兵郎 |
| | 古屋慶隆 | 小山松壽 | 門屋尙志 |
| | 横山金太郎 | 紫安新九郎 | 木檜三四郎 |
| | 野田文一郎 | | |

## 尼港問題の難詰

衆議院は開議の劈頭、恒例の如く首相、外相及び藏相の施政に關する演說があつたが、之に對し各派より發せられた質問は、期せずして尼港問題にその焦點を置かれた觀があつた。最初政府は此の問題に對しては冷然不可抗力說を强調し、高壓的態度を示したのであつたが、斯くては反つて世論の沸騰を昂むるに過ぎざることに顧み、漸次その態度を改めて陳辯に努め、貴族院の追究に對しては殊に恐縮の狀を裝ひ、以て其責任を逃れんとするの風があつた。而して政府は七月三日左の如き聲明書を發表したのであつた。

### 聲　明

本年三月十六日以來五月末に亘りニコラエウスク港に於て帝國守備隊領事館員及在留民約七百名男女老幼の別なく同方面過激派の爲に虐殺せらるる其狀誠に悲慘を極む帝國政府は國家の威信を全うせんが爲め必要なる措置を執らざるべからず然るに目下實際上交涉し得べき政府なく如何ともすること能はざる情況に在るに依り將來正當政府樹立せられ本事件の滿足なる解決を見るに至るまで薩哈嗹州內に必要と認むる地點を占領すべし。

後貝加爾方面に關してはチエツク、スローヴアツク軍が同方面より全然撤退せる今日の事態に顧み帝國政府累次の聲明に基き今回同地方より撤兵することに決定せり但し浦鹽方面は朝鮮に對する脅威排除せられざるのみならず却て惡化せんとする傾向あり且多數の本邦人同地方に在留し又ハバロウスクは薩哈嗹州に道ずる要衝の地點なるに顧み此等地方の安定を得るまで已むを得ず相當數の軍隊を駐むべし。

## 追加豫算及び稅法改正案

前議會解散の結果、大正九年度豫算案は全部不成立に終つた爲め、政府は前年度豫算の範圍內に於て實行豫算を編成して之を實施し、而して緊急重要な各般の施設に對しては、すべて之を追加豫算案として此議會に提出した。故に該追加豫算は政府の財政計畫の大要を徵するに足るものであるが、右追加豫算に計上された歲入出の金額は左の如くであつた。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 歳入經常部 | | 四六、六四二、九六三 | |
| 同　臨時部 | | 二一七、六四三、三八二 | |
| 計 | | 二六四、二八六、三四五 | |
| 歳出經常部 | | 二二九、〇六〇、二六二 | |
| 同　臨時部 | | 二四四、五九三、一九四 | |
| 計 | | 四七三、六五三、四五六 | |
| 差引歳入不足 | | 二〇九、三六七、一一一 | |

（備考）歳入不足額二億餘萬圓は大正九年度實行豫算に於ける歳入超過額を以て之を支辨する計畫なり。

尙ほ其の計畫の重なるものを示せば左の如し

（一）國防の充實　陸軍に在りては航空隊交通兵隊の增設及兵器の充實改良等の爲め總額三億七十九萬餘圓を九年度以降十四同年度の繼續費とし要塞整理及び之に伴ふ重砲兵隊編制改正の爲め總額一億三千五百餘萬圓を九年度以降、十二ケ年の繼續費とし更に砲工輕重兵二年在營制の實施、航空學校の增設、教育制度改善等のため四千六百餘萬圓を既定繼續費に追加し、之に朝鮮師團の完成期繰り上げ及び增員の爲め要する三百六十餘萬圓を加へ、結局向ふ十四ケ年に亘り總計四億八千六百餘萬圓を以て、陸軍充實の計畫を立て、而して大正九年度分としては經常臨時を合して新規計畫に屬するもの二千二百餘萬圓なり。

海軍に在つては新規計畫に屬する繼續事業費の總額は八億五千九百餘萬圓にして、軍艦製造費の追加六億八千餘萬圓、水陸整備費の追加一億一千餘萬圓は共に大正九年度以降八ケ年の繼續費に屬し其他は航空隊、無線電話、火藥、潛水艦に關する繼續費五千九百餘萬圓なり。

（二）鐵道建設改良費　其額八億五十五萬餘圓にして、既定繼續費六億一千餘萬圓と合して總額十四億一千餘萬圓を、大正九年度以降十ケ年に支出するものとす。

（三）電信電話擴張改良費　電信は七千三百餘萬圓を九年度以降七ケ年の繼續費とし、電話は二億二千餘萬圓を既定繼續費に追加し九年度以降に支出するものとす。

（四）道路改良費及治水事業費　道路に關しては道路法の制定に伴ひ總額二億八千餘萬圓の補助費を三十ケ年に支出するの大計畫を立て、又治水事業に在りては大正九年度以降十八年度に亘る既定繼續費八千餘萬圓に、九年度に於て新に二千二百餘萬圓を追加せり。

（五）官吏等の增俸增給　增俸增給は最低七歩、最高十一割、平均一割とし、其總額一億一千餘萬圓に達す、而して之に伴ひ從來の受恩給者に對して七割の增給を爲すことゝし大正九年分は八月一日より此計畫に依り支給することゝせり。

（六）臨時軍事費　九年度の總額は歳入歳出共に一億六千餘萬圓にして、其內三千百三餘萬圓はサガレン州占領に要する經費なり、卽ち尼港事件に關し露國を相手として交涉を開始し得る時期に到達するまではサガレン州の要地を占領し、同時に沿海州の必要地點に駐兵する爲に此經費を要求したるものとす。

（七）產業奬勵及社會政策諸費　開墾助成及產業奬勵諸費としては各省に亘り總計六百萬圓以上に達し、又社會政策實施に關しては社會局設置協調會補助、社會事業奬勵に關する經費勞働課設置の經費等內務及農商務兩省を通じ、總額二百七十二萬圓を計上せり。

尙ほ右追加豫算に關聯して稅法改正案も亦た提出された。卽ち前議會に於て衆議院を通過したが、貴族院に於て審査中、議會解散となつたる爲め不成立に終つた例の所得稅法及び酒稅法改正の二件であつて、前回衆議院に於て修正を經たものを原案として提出したのであつた。改正の骨子は左の如し。

（一）所得稅法改正案　元來所得稅法は大體に於て綜合累進課稅主義に依て制定せられたるものなるも、獨り株式會社のみを除外しある爲甚しく不公平の嫌あるを免れざるを以て、其の課稅方針を改め株式配當及び賞與金をも個人の他の所得に綜合することゝし、之と同時に少額

所得者の負擔を輕減せり、此の改正に依り國庫の增收は平年度に於て七千八百萬圓の見込。

(二)酒稅法改正案　前議會に提出せし酒稅法改正案は淸酒白酒濁酒とも凡て一石に付三十三圓の課稅を爲すとありしも、衆議院に於ては此中より特に濁酒を分ち濁酒に限り三十圓の稅率と爲すことに修正せしを以て、政府は其修正案を採用して之を此期議會に提出せり、其他尙ほ前回の提案同樣種々改正の點あり、而して改正による國庫の增收は、平年度に於て五千七百萬圓の見込みなりとす。

右の政府提出豫算案に對し憲政會は、前議會に於けると同樣、政府の財政計畫の用意及び態度の疎漏にして杜撰なるを攻擊した外、議會解散の結果豫算不成立の場合は、憲法の命ずる所により前年度豫算を施行すべきが政府の本分であつて、唯だ國務進行上已むを得ざる場合、卽ち會計法に規定された必要避くべからざる經費及び、法律又は契約に基づく經費の不足を生ずる場合の外、追加豫算を提出することを得ぬのである。卽ち此の憲法第七十一條、會計法第五條の精神は、一面に於て濫りに豫算の不成立を來さしめざる用意に出でたものであり、從つて議會の解散が國務の進行上至大の關係あるを示すものに外ならぬ。勿論吾々としても追加豫算の性質の範圍を狹義に解釋せんとするものではないが、現內閣の如く何等の必要も理由もなくして議會を解散し、自ら求めて豫算を不成立に終らせながら、而かも特別議會に臨むに方つては名を必要缺くべからざるに藉り、尨大な追加豫算を提出するが如きは、前述の如く憲法及び會計法の精神に照らし、頗る穩當を缺くものであつて、議會の解散に對する政府の責任を輕視するの甚しきものであると非難し、その査定の方針も亦た前議會のそれに準じたのであつた。

卽ち陸軍省所管に於て、朝鮮師團步兵隊完成期繰り上げ及び、定員增加（十二個大隊）を否認した結果、經常部に於て百六十餘萬圓、臨時部に於て二百餘萬圓、合計二百四十餘萬圓を、大藏省所管臨時部に於て專賣局の中央研究所新營費六十八萬餘圓、臨時財政調査會、臨時法制調査會、產業調査會の如き政府當然の職務は特に機關を設けて責任轉嫁の具に供するを不都合とし、三口合計十一萬七千餘圓を、遞信省所管にては臨時貯金爲替奬勵費八萬四千圓を何れも削除し、更に朝鮮總督府特別會計に於て前議會にも物議を招ける朝鮮農事株式會社補助金二十萬圓は新に此の如き補助會社を設くる必要を認めざるのみならず、之が補助の動機に就ても疑ふべきものありとして是れも削除し、別に西比利亞撤兵の主張に基き臨時軍事費追加額一億三千四百萬圓中より七千萬圓を削除した。

國民黨も亦た政府原案に對し、六千二百餘萬圓削減の修正案を提出し、二月十四日の本會議に於て各派代表者は何れも熱心に自派修正案の通過を主張したが、修正說は何れも成立せず、唯だ後に記すが如く所得稅法案が多少の修正を受けた結果として、追加豫算は歲入に於て四萬餘圓、歲出に於て七千餘圓の削減を見たのみで全部衆議院を通過した。

## 稅法改正案

次に稅法改正案、卽ち增稅案は前議會に於て政府原案に對し、政友會の修正を加へて衆議院を通過したものであるが、之に對する憲政會の態度は全く前議會のそれと同一であつた。元來政府の增稅案は主として國防充實の財源として、國庫の增收を目的とせるも一面に於て社會政策を加味し、一面亦た稅制整理の一端をなすものたること、四十二議會に於て政府の原案が貴衆兩院の爲め殆んど根本的の大修正を受くるや、政府は所得稅の改正は單に增收の目的に出で、國防費の財源だに得らるれば、復た他を顧みるの要なしとし立法の主義精神を根本的に破壞せられて尙且つ平然たりしは、その無責任眞に驚くの外なし。

云ふ迄もなく所得稅は我が租稅組織の中軸であつて、產業經濟に至大の關係を有し現に本改正案實施の曉には、一年七千八百萬圓の負擔を國民に課するものなれば、政府としては極めて愼重なる調査研究を遂げ、苟しくも一點の瑕疵なきを期せなければならぬ筈である。然るに四十二議會に於て政友會の大修正に忽ち同意し、今回又政友會の修正したものを原案として提出しながら、再び政友會の大修正に會ふや亦た之に服從し、每時その主義を破壞し方針を變更して毫も意とせず、更に三度び貴族院の修正に會して三度び之に服從した如きは、明かに法案の內容が不備不完全にして、何等政府に自信なき事を立證したものに外ならぬ。

要するに所得稅の改正は、宜しく一般的稅制の整理を待つて、共に之を行ふべきが至當であつて、政府の言ふが如く今日議會の決定がもし不完全なりとせば、他日之を改正するも可なりとなすが如きは、徒らに稅法を弄ぶものであつて、國家人民の不幸を顧みざる擧と云はなければならぬ。殊に一般經濟界が反動的不況に陷り異常の混亂を惹起して、產業の衰退不安日に甚しからんとするの際、各人の負擔に激變を及ぼし產業の消長に重大の關係ある此の如き增稅法を强行せんとするが如きは、決して當を得たるものにあらず。以上の理由を約言すれば

第一、法案內容の粗漏にして重大なる缺點あること

第二、一般的稅制整理と同時に考量するを要すること

第三、財界の事情が稅法改正に適せざること

の三點に於て延期の意味を以て反對したのであつた。國民黨は前議會に於て國防充實の急務を認むると共にその財源たる所得稅法の改正にも承認を與へたのであつたが、今議會に於ては態度を一變し、同案に反對するのみならず、國防充實にも延期を唱ふるに至つた。而して與黨たる政友會も亦た再修正意見を唱へ「法人の配當金をも第一種の所得となし、之に百分の四の稅率を以て課稅すること、第三種所得中配當金の控除割合二割を三割とすること」、第三種所得の稅率を別表の如く變更すること、修正第一項の結果として大正九年度分歲入豫算額に合致せしむる爲め、超過所得に對する增徵七割七分を六割一分とすること」を主張し、政府は結局遂に之に屈從するの外なく、此の修正案は大多數を以て衆議院を通過し、貴族院に於ては一層の緩和を目的とし更に數項の修正を加へた。而して酒造稅は國民黨を除き別段の異議なく前議會政友會の修正に基く原案を通過したのであつた。

## 內閣不信任案

今期特別議會の開會劈頭、憲政國民兩黨は相提携して、政府の內治外交に亘る失政を數へ、總括的內閣不信任決議案を提出した。其の案文及び理由左の如し。

### 決議

衆議院は現內閣を信任せず。

### 理由

現內閣成立以來內政の失政擧げて枚擧に遑あらず、時代の要求を無視して普通選擧の實行を拒みたる其の一なり、不當の解散を斷行して緊要の國務を蔑略の犧牲に供したる其の二なり、經濟政策を誤りて財界の混亂を招きたる其の三なり、外交上の折衝其の宜しきを失し延いて列國の侮を受くるに至りたる其の四なり、西比利亞政策に一定の方針なく籌畫施措其の機宜を誤り、遂に尼港に於ける一大慘事を惹起したる其の五なり罪過の累積此の如く國威の失墜民心の乖離今日より甚しきはあらず、現內閣は輔弼の重責に顧み宜しく速に處決する所あるべし、是れ本案を提出する所以なり。

而して該案は七月十日の本會議に上程されたが、冒頭先づ武富時敏氏登壇、左の如く提案理由の說明演說をなした。

私は決議案提出の理由を簡單に說明します。原內閣の成立して以來殆んど二年に近い年月は、餘りに短かいとは申されませぬ。此の餘り短かくもない年月の間に、原內閣なるものは抑々國家の爲に何の施設する所があつたか、吾々の見る所では全く無い。唯だ苟しくも自黨の擴張に利用せらるゝ問題に就ては、例へば鐵道の如き學校の如き港灣の如き道路の如き、是等の事に就ては種々百端その計畫を怠らなかつた樣であるが、この世界の大變化に當つてゐる時局に必要なる國家內外の政務に對しては、未だ曾て一も施設をした事は無い。斷じてないのである。

此の天下の時局に方つて國家內外新たに施設を要する問題は、種々百端の多きに拘らず、更に之に向つて手を觸れたことが無いと申すのは、卽ち原內閣は此時局に際會して、國家の重きを荷ひ輔弼の責に任ずるに足らざることを自ら證明して居る。是は唯だ消極的の無爲無能

に止りますが、原内閣は單に消極的の無爲無能に止まらず、今日まで内外に向つて惡政を繼續してゐる。その事柄を一々玆に列擧する遑は無いが、その大なるものに就て申せば、第一時代の要求たる普通選擧に反對した、凡そ人文の進むに伴ふて民衆の智識が、月に年に進歩すると云ふことは無論の事であります。而して民衆の勢力が盛大を加へると云ふことは、自然の勢趨である。況んや世界大戰の結果に依つて勃興し來つた所の此民衆の勢力と云ふものは、何物も之を防ぐことは出來ない。既に防ぐことが出來ない以上は之を善導して、其の規律あり節制ある働きを國政の上に現はさしむるより外に仕方が無いと思ふのであります。

此の規律あり節制ある働きを國政の上に伸べしむるには、則ち此の普通選擧の方法を措いては無いのである。もしも此の勃興し來る所の勢力を抑壓するならば、或は國家の安寧を害する處なしとも限らぬ。此の危害を除き民衆の意思をして善く國政の上に疏通せしむることを圖つて、國家の平和を維持するは卽ち普通選擧法である。然るに現内閣は之に反對し剩さへ此の問題を名として、此の議會を必要も無きに解散した、何の必要あつて解散したか。原總理大臣は自ら此議會に於て普通選擧法は否決される、多數を得られないと云ふことを明言しながら、何故に議會を解散したのであるか、此の議會の解散に伴つて總て國務の荒廢と云ふものが起つた。總ての問題が此の解散に依つて不成立になつた。原内閣の政綱の第一には國防の充實、次には産業の奬勵、或は教育と云ふ如き事が數へ上げられてありますが、其の政綱の第一に數へ上げた所の國防充實と云ふものも、此の解散の爲めに不成立に終つた（中略）又近來の經濟界の混亂は如何である。此の經濟界の混亂は果して何人の罪であるか。

過日、大藏大臣は此の議場に於て何と言はれた、今日の經濟界の混亂は投機心の勃興、思惑の勃興、資力不相當なる事業の勃興、過度の取引、是等のものが盛んに起つた爲めに、その反動の結果として今日の經濟界の混亂は起つた。斯樣に說明して居る。その通りである。全く共通りである。然しながら此の投機熱の勃興、過度の取引は是は何に因つて起つたものであるか、唯だ偶然に起るものではありませぬ。畢竟政府が放漫なる財政策、殊に通貨政策を過つた結果が物價は益々暴騰を加へ、何の事業を企てゝも多少の利益が無い事はないと云ふ樣な世の中になつたのでありますから、盛んに世間には投機熱が勃興し、資力不相應の取引を爲すことに成つたのである。して見ると以上に述べた諸弊は皆其の原因を政府の放漫なる財政策に發してゐるのである。（中略）卽ち今日の經濟界の混亂は原内閣の罪であると吾々は斷ずる。

内政に於て既に其の通り、外交の事に至つては殆んど言ふに忍びざるものがある。原内閣成立以來の外交の事、外務當局は其の折衝盡く機宜を誤り、列國の侮りを受け殊に益々列國の誤解を甚だしからしめ、今日列國の間に殆んど無援孤立の地に我國は陷らんとしつゝありまず。殊に西比利亞問題に至つては、原内閣成立以來の其の措置と云ふものは、一定の方針更になく其の措置悉く宜しきを失ふて、莫大の國帑を費し我が忠勇なる軍隊には少なからざる犧牲を出し、日本帝國の爲めにも露國の爲めにも何等の成功を收むることなくして、唯だ贏ち得たものは列國の誤解と、其上に露國内の反對、殊に露國過激派の激烈なる敵愾心を挑發したのである。その結果が卽ち先般のニコライエフスク大慘虐事件となつて現はれたのである。卽ち西比利亞に對する其の處置宜しきを失つた爲めに、あの大慘事を惹起したのである。之を惹起したに就ては陸海軍に於て作戰上その計畫に齟齬ありや否や、或は外務當局の居留民に對する其の處置當を失するものありや否やと云ふが如き事は、是は自ら別問題である。又此の古今未曾有の大慘虐事件を惹起したことに對する善後の處置に就ても、是も別問題であるたゞ此の大慘虐事件を惹起した者は何人であるかと云へば原内閣である。

斯くの如く内外に對して惡政——否寧ろ吾々の目から見れば罪惡である。此の罪惡を累ねて居る内閣而かも、此所には其の最も大なるものを數へたのであるが、既に五ケ條ある、五ケ條の中の一つが有つても内閣の更迭に値するものである。況んや此五大罪を累ねた上は、一日も安んじて責任の地位に立つことは出來ない筈である。殊に最初に申しました通り、此の世界の大變局に處して國政を料理するの技倆更に見るべきものが無い以上、原内閣たるもの宜しく自ら省みて、速に罪を闕下に謝すべきものであると吾々は信ずる。是れ則ち吾々が本案を提出した理由であります。

## 第五章　憲政會時代

之に對して政友會の大岡育造氏反對意見を述べ、濱田國松氏は國民黨を代表して贊成說を力說、次で林毅陸氏の政府辯護論があつたが、代つて關和知氏登壇、武富、濱田兩氏の所論を補ひ大岡、林二氏の政府辯護論に反擊を加へた。この時三木武吉氏は大岡氏の演說中に「尼港事件は洵に痛恨に堪へざるも既に沿海洲を占領したる今日に於て」云々の失言あつた事に對し、議事進行の動機を出すや議場喧轟騷言四方に湧き、此間原首相自ら政府の爲めに辯ずべく登壇したが發言する能はずして空しく降壇、議長休憩を宣し休憩後再會して討論終結動議成立し採決の結果、遂に多數の爲め各決議案は敗れた。

尙ほ憲政會が今期議會に於て、決議案又は質問の形式によつて政府の非違を攻擊したものに、三大臣瀆職事件、城東線拂下事件、木津川埋立事件及び名古屋岡崎兩遊廓移轉事件の四問題があつたが、政府及び與黨は例の如く極力之を否認して、決議案は何れも多數を以て否決し去つた。而かも多數を恃む政友會は暴慢殆んど度なく、議員の言論にして少しく意に充たざるあれば、理否の別なくその演說に對して妨害を加へるのみならず妄りに懲罰に附さんとするが如き有樣であつた。例せば永井柳太郎氏が「西にレーニンあり東に原敬あり」と述べたるに對し亦た三木武吉氏が「政友會は現內閣の走狗なり」と言ひたる如きに對しても、之を懲罰に附したる如きは其愚眞に嗤ふべく惘むべしと云はねばならぬ。永井氏が西にレーニン東に原敬と言ひしは至極巧妙なる比喩であつた。卽ちレーニンは下層の無產階級を率ゐて專制主義を行ひ、原敬は上層有產階級を率ゐて專制主義の政治を行ふ、共に是れ眞正なる文明的民本主義の政治家にあらざることを批評したものである事は、說くまでも無いことであるのに此一句を捉へて、一大事の如く騷ぎ立つるは餘りにも笑止であつた。三木氏の走狗云々も殆んど斯る場合に用ゐらるゝ常套的の評語に過ぎないもので、苟しくも言論の自由を生命とする議會政治に於て、反對黨と論戰する上には斯かる言辭は寧ろ尋常茶飯の事たる又改めて說くを要せぬ。然るに之を捉へて以て喧囂自から恥づるを知らざるは抑々何の多數黨ぞや。

## 重要法案及び建議案

普通選擧法案　憲政會並に國民黨は今期議會も再び本案を提出し、二案は一括して七月十二日の議に上つたが、政友會の多數は之に反對して卽決否決し去つた。

地方制度改正法律案　國民の國政參與の權利に對して公平なる分配、則ち普通選擧の實施を主張すると同時に、地方自治體に對する權利の分配及び行使に關して、之が改正擴張の必要を認め、憲政會より提出した府縣郡市町村制並に北海道々會法中改正案は、委員附託のまゝ悉く握潰しの運命に終つた。俸給增加者と共に等しく七割の增恩給と爲すの修正案を作り、七月十九日之を委員に配付した處、其翌日政友會は別に一の修正案を提出したが、其の內容は我黨の修正案と大同小異であつて唯だ八月一日を七月一日とし、休職者に對する給與の增加を認むるだけであつた。仍て委員會は小委員を設け各黨の案を合同立案して議會を通過せしめた。

明治四十一年法律第三十七號中改正法律案　本案は地方稅制限擴張の主意に基づく法案で、國庫支辨の官吏增俸に伴ひ、地方支辨の官公吏に同樣の增俸を爲すに當り、之が財源を得んとするに在つた。されば我黨は本案に同意を表すると同時に。之によつて增收し得べき分を以て成るべく、戶數割等の減稅に充てしむる方法を採らんことを望む意味の附帶決議をなし、議會の贊成を得通過せしめたのであつた。

議會閉會　此期會合は前議會の解散に伴ふ總選擧後に於ける特別議會なりしだけに、在野黨は政府攻擊の態度を一層强化し、頗る活氣を呈したると同時に多數を恃む政府與黨は、また全力を盡して之を防がんとし、爲めに議場を騷がせたること一再ならざりしも、追加豫算を始め其の他の議案は夫れ〴〵適當に所理せられ、斯くて三週間の會期を終はり、七月二十八日を以て閉會を告げた。

## 憲政會議員總會

第四十三議會終了して中央政戰は一段落を告げ、これより地方政戰を開始せんとするに方り、憲政會は七月二十九日午後四時より築地精養軒に議員總會を開催した。出席者は加藤總裁を初め貴衆兩院議員百二十餘名で、會長大津淳一郎氏開會を宣し、武富總務先づ起つて

僭越ながら院內總務一同に代つて挨拶を申上げる。今期議會中幸に大過なくして其任を果すを得たるは、偏に諸君の御後援に依る所、玆に謹んで謝意を表し度い、顧みるに諸君は此の炎暑酷しき折柄にもかゝはらず、日々夜々非常なる努力を致され、その結果今議會に於て我黨は少數黨として爲すべき事の總てを爲した。卽ち政府の未曾有の失政罪惡を遺憾なく暴露することを得たのである。院內に於ては遂に其の主張を貫現する能はざりしと雖も、而かも暴露したる現政府の失政、罪惡の事實は擧て全國に周知され、天下の狀態は之より一變するであらう。

と前提し大に向後に於ける黨員同志の奮勵を望み、且つ第四十三議會報告書の起草委員選擧は之を會長指名に一任しては如何と發議し、滿場異議なく之に決し、大津會長は直ちに起草委員を左の通り指名した。

關和知三木武吉　綾部惣兵衛　加藤定吉

降旗元太郎

次で黨內幹事を代表して古屋慶隆氏の挨拶終るや、加藤總裁起つて

諸君今期議會は會期極めて短かゝりしに拘らず、重要案件頗る多く隨つて諸君が努力の非常なりしは私に敬服し、且つ感謝する所なり。多數黨ならば兎に角、少數黨にして辛も屈せず、最も熱心に努力されたるの一事は、武富院內總務が少數黨として爲すべき全部を爲したりと云へるに同感なり。經濟界今日の悲慘なる狀況は何が爲めに起りたるや、云ふ迄もなく悉く現內閣失政の致す所なり。

と冒頭して詳細に現內閣の失政及び今期議會に於ける政府並に與黨の暴狀を指摘した後

議會の現狀を救ふは、眞面目の人士をして政治の局に當らしむるに在りと信ず、故に今日議會政治の前途を悲觀するは以ての外なり。今日の急務は現內閣の如き惡政府を倒すにあり然しながら此の事業は我黨が中心となり、而して容易ならざる困難を覺悟して事に當らざるべからず、諸君は之より地方に歸られ如上述べたる趣旨を、充分に國民に傳ふることに奮鬪努力せられんことを希望す。

と述べ終り之にて會を閉づるや、一同直ちに別席に於ける懇親會に臨み、席上箕浦氏初め十數氏の卓上演說あり九時過ぎ散解した。

## 東北、九州及び近畿三大會

憲政會の東北大會は十月六日、仙臺市に於て開催せられた。當日は豫め入場券を配付して來集者を制限したるに拘らず、定刻一時間前より會場たる仙臺座は既に立錐の餘地なき盛況を示し、會衆二千人に達したのであつた。新妻胤嘉氏開會を宣するや、藤澤幾之輔氏主催支部を代表して一場の挨拶を述べ、次で會長の選擧に移り棚瀨軍之佐氏より滿場に諮り、指名を以て村松龜一郎氏を推薦した。仍つて村松氏會長席に着き簡單なる挨拶の後議事に入るべき旨を宣す。

### 決　議

今回政府が鐵道貨物運賃の引上げを實行するに至りたるは、畢竟經濟及び財政の政策を惹りたる結果に外ならず、其の責任全く政府に在り、殊に經濟界不振の今日に於て之に由り廣く一般の負擔を重からしむるは、不當の甚だしきものと認む。

右決議す。

院內役員決定　憲政會議員總會は十二月二十五日本部に開會、出席者約百名、大津淳一郎氏會長席に着き先づ群馬縣第三區當選代議士飯塚春太郎氏及び北海道第八區選出代議士淺川浩氏を紹介した後、會長の選定に入るや總裁の指名に一任することゝなり。加藤總務は

議員總會々長　森田茂　同副會長　小池仁郎　横山金太郎

の三氏を指名し、森田氏缺席の爲め横山氏大津氏に代りて會長席に着き、院内役員の選擧に入つたが作内作平氏の動議により、是亦た總裁の指名一任することゝなり、院内幹事は院内總務より指名のことゝなつた。卽ち左の如し。

院内總務　箕浦勝人　下岡忠治　早速整爾

院内幹事　關和知　太田信次郎　内藤濱治

三木武吉　小山松壽　山邊常重

小野重行　佐藤啓　定行八郎　佐々木千秀

森達三

## 第十四節　第四十四議會

### 憲政會の大會

第四十四議會は大正九年十二月二十五日を以て召集せられ、二十七日開院式を行はせられ同日衆議院は勅語奉答文を議了し、翌二十八日全院委員長並に常任委員の選擧を終り、恒例の如く年末年始の休會を決議して散會した。斯くて休會明けの議會再會に先ち翌春一月二十日、憲政會は評議員會及び所屬議員の聯合協議會を本部に開き、次で大會に移り左の宣言、決議並に政策を滿場一致可決後、山道幹事の黨務報告に引續き役員を決定し、次で別項の如き加藤總裁の演說があつた。

### 宣言

玆に第四十四回帝國議會に臨むに當り、我黨の態度を明かにし以て天下に宣す。

我國内外の形勢今日より重大なるはなし、講和條約纔かに成ると雖も、國際の關係紛糾錯綜を極め折衝甚だ容易ならざるものあり、内に在りては國民の思想安定を缺き、參政の權利未だ普及するに至らず、財政紊れて産業萎靡し、綱紀廢れて人心乖離す、非常の英斷を以て更始一新の政を行ふにあらずんば、以て時艱を極ふこと能はず。

現内閣は此の危局に處して更に經綸の見るべきなく、外交は退嬰自屈帝國の威信を失墜し、永く無名の師を異域に暴して邦家の長計を誤り、内政は常に姑息にして大局に通ぜず、因循にして民意を容れず、放肆散漫徒らに政權を利用して黨利を謀るに汲々たり、此の如き内閣は一日もその存在を容すべきにあらず。

我黨は玆に時局の重大なる所以を明かにし、之を匡救するの方策を披瀝し、以て國民の發憤興起を促がし、天下と共に速に次の現内閣を更迭せしめんことを期す。

### 決議

第四十四回帝國議會に對する我黨の行動は、之を議員總會の決議に一任す。

### 政綱

一、世界の平和を確保する爲め、國際聯盟の完成に努め、日英同盟の存續を圖るべし。

一、日米傳來の親善を維持すると共に排日問題に對しては、修交善隣の大義に本き、帝國の主張を一貫すべし。

一、帝國特殊の地位に顧み、日支共存の大義に徹底すべし。

一、速に西伯利亞撤兵を行ふべし。
一、對露政策を確立すべし。
一、朝鮮統治の方策を確立し以て民心の安定を圖るべし。
一、世界的思潮の變遷に稽へ、國民思想の善導に努むべし。
一、速に普通選擧を實行すべし。
一、地方議會の選擧權を擴張し、階級選擧の制を撤廢すべし。
一、司法及び行政の運用を愼み、人權尊重の實を擧ぐべし。
一、經濟界の整理安定を圖り、產業貿易の回復發達を期すべし。
一、國民生活の安固を圖る爲め、食糧問題の解決に努むべし。
一、農村の振興を圖り地方の實力を涵養すべし。
一、行政及び稅政の整理を行ひ、財政の基礎を鞏固にすべし。
一、國民敎育の充實及び改善を計るべし。
一、勞働組合、勞働保險その他勞働に關する制度の設定改正を行ひ、勞働問題の解決に努むべし。
一、交通通信機關の整備に圖るべし。
一、治水事業の速成を期すべし。



## 本部役員

總　裁　河野廣中　若槻禮次郎　安達謙藏
　　大津淳一郎　鈴置倉次郎
會計監督　橋本喜造　加藤定吉
監事委員長　降旗元太郎
政務調査會長　賴母木桂吉
幹事長　小泉又次郎

大會終了後、一同は築地精養軒で開かれた加藤總裁の招待會に臨んだが、總裁は全國各地より大會に出席した黨員諸氏に對し、その熱誠と努力とを感謝し併せて親しく歡談の機會を得る事を喜ぶ旨の挨拶あり、箕浦勝人氏一同を代表して謝辭を述べた。同日總裁の指名により決定した前記以外の本部役員左の如し。

幹事　三木武吉　八並武治　鈴木富士彌
●　横山勝太郎　春日俊文　門屋尙志
　　下田勘次　野尻彌重郎　重松重治
政務調査副會長　吉屋慶隆
同會理事　菊地良一　高田耘平　作間拜造

黨務副委員長　淺賀長兵衛　清水留三郎　出口直吉
　　神谷彌平
　　田中善立
同　理事　山道襄一　田中萬逸　金澤安之助
　　木檜三四郎　野呂大太郎　前田卯之助
　　岩佐善太郎

## 質問戰陣頭の濱口氏

休會明けの衆議は大正十年一月二十一日を以て開かれ、勞頭例によつて原首相、內田外相並に高橋藏相の施政演說があつたが、之に對して先づ濱口雄幸氏起つて質問の第一矢を放つた。その要旨は大正十年度豫算は十五億六千餘萬圓といふ巨額であるが、その中陸海軍費が七億六千萬圓、卽ち稅租の全收入七億五千萬圓を以てしても、尙ほ一千萬圓の不足を告ぐる計算である。斯樣に我國の國防費は殆んど優先的に豫算の大部分を消費してゐるが、之がため產業、敎育、交通その他の文化政策に關するものは殆んど十分な施設をなす能はざる狀況にある。本員とても國防計畫そのものに對しては承認するに躊躇せぬが、その費用中に整理節約の餘地あることを認めざるを得ない。最近、軍備制限について英米日間に海軍協定論が起つてゐる樣であるが、右に關する政府の所見を聞きたしと云ひ、それより財政計畫について藏相に質す所あつた。右に對する原首相の答辯は甚だ漠然たるもので藏相も又、例の樂觀說を繰返したに過ぎず、第二日は望月小太郎氏、第三日は下岡忠治氏起つて外交問題より更に文相の昇格問題について質問したが、外相陸相ともに一律の言辭を繰り返すに過ぎなかつた。亦た中橋文相は未だ案は定つて居らぬと云ふ一點張りの答辯であつて、一向に要領を得ること難く、下岡氏も流石に憤然として登壇、兩相の不誠意なきを叱咤し



斯くて質問第三日を終つた。第四日は勞頭橋本善造氏の質問に初まつたが、之に對する當局者の答辯は依然として、不誠意不得要領に終始した。

## 豫算案通過

大正十年度總豫算案は同委員會の審査を經て、二月十二日の衆議院に上程されたが、憲政會及び國民黨は何れも其の歲出を放漫、歲入を見積り過大であると爲し再編成の爲め豫算返附說を主張したのであつた、然しながら委員會に於ても結局少數にして成立せず、本會議に於ても政友會の多數の爲め否決せられ、遂に十五億六千萬圓の大豫算は厘毛の削減をも行ふことなく、原案通り決定したのであつた。斯くて貴族院に送附せられ其の審査に附せらるゝや、偶々昇格問題の論議の喧しき際なりしを以て、豫算委員會に於ては之を提げて政府に當り、更に滿鐵の不正問題起るに及んで初めて之を決定したのであつた。而かも之が決定に方つては左の如き警告的決議をなしたのであつた。

### 希望決議

近來國家の綱紀漸く弛廢し、外國威の進暢を礙げ、內民心の安定を缺き、征利私を計り義勇奉公の氣節、將に萎靡せんとす、國家の大患之に過ぐるものなく、洵に深憂に堪へざるものあり。

政府は速に適切の方途に由り、時弊を矯正し、庶政を釐革し、公正を主とし、民心をして倦怠なからしめんことを望む。

斯くて豫算案は全部衆議院の決定通り、可決確定を見るに至つたのであるが、然しながら憲政會が十年度總豫算の返附論を主張したことに就ては、固より深甚なる理由の在つて存するが故に外ならず。

## 普通選擧法案

普通選擧法案が第四十二議會に提出されて、同議會解散の因をなして以來、一般の輿論が普選の實現を要望するに至つたことは、世界の大勢之を然かしむるに由るとは云へ、憲政會の努力亦た與つて大に力あることは記すまでもない所である。論ずる迄もなく普選の實現は多數の國民に國家負擔の責任を領ち、義勇奉公の精神を作興して國家の基礎を鞏固にし、皇室の尊嚴を增進すると共に、世界的變機に際し思想の動搖を防止して階段的利害の圓滿を圖り、社會の平和と秩序の維持を期するに在るので、之が實行は決して一部人士の憂ふる樣な弊害のあらざるのみか、之を阻止し抑壓することの却つて國家社會の一大禍害たるべきは、苟くも時勢を解するもの丶何人も認めて疑はざる所である。

されば是の故を以て憲政會の院內總務箕浦勝人氏等三名は、今議會にも衆議院議員選擧法中改正案、卽ち普選案を提出し二月三日の本會議に上程せられ、關和知氏起つて提案の理由を說明し古屋慶隆氏贊成演說を述べたのであるが、又しても政友會の反對により百三十五に對する二百四十九の多數を以て否決された。而して國民黨の提出にかゝる同案も亦た同一の運命に終つたこと云ふ迄もないが、國民黨案に於ては「帝國臣民たる男子にして滿二十歲以上の者」を有資格とし、他に殆んど制限なく被選擧人の年齡に關する制限の如きは削除したのであつたが、憲政會案は「獨立の生計を營む者」を以て選擧權の要件とし、被選擧人の年齡は之を滿二十五歲以上と爲したのであつた。

世間或は此の一要件に就き種々の非難を加ふるものありと雖も、抑も選擧權は國家に對する國民の公權たる以上、苟くも國家構成の一單位たる獨立の生計を營む者にして初めて之が權利を認めらるべきは固より當然であつて、何等異とするに足らぬのである。生活の獨立なき者は往々意志の自由を得ず、意志の自由なき者が國家の公務に參與するは、むしろ不合理と云はねばならぬ。或は實際その資格を定むるに困難であると云ふかも知れぬが、此の要件は我が地方制度に於ける法律上の成語であつて、その主義及び適用についても明かに一定せるものあり、深く憂ふるに足らぬのである。

## 內閣不信任決議案

憲政會は國民黨、無所屬俱樂部及庚申俱樂部の一部と相聯合して、二月十日左の決議案を衆議院に提出した。

決議

衆議院は現內閣を信任せず。

理由

現內閣成立以來、內外の政策一定の方針なく、萬般の施設唯だ眼前を糊塗するに過ぎず、外交は常に機宜を失ひて帝國の威信を損し、內政は頹廢散漫、經濟財政の紊亂を招き、宇內の大勢に逆行して普通選擧を阻止し、民心動搖して思想の變化側るべからず、甚しきに至つては輔弼の重臣君命に藉國して自己の責任を遁れ、公的を無視して天下の物議を招く、若し夫れ巧利の徒、貪緣比周し國家の公器を濫用して一黨一派の私利を謀るに汲々たるに至つては、綱紀の弛廢、政界の墮落、今日より甚しきはなし、閣臣たるもの宜しく反省して速に處決する所あるべし、是れ本案を提出する所以なり。

而して本案は二月十九日の衆議院本會議に上程せられ、武富時敏氏登壇して提案の理由を說明し、反對側よりは大岡育造、三土忠造、林毅陸、贊成者側よりは關直彥、田淵豐吉、關和知の諸氏交互登壇演說し、最後に原首相の辯明あり、採決の結果、例の如く政友會の多數に依つて否決せらるゝの已むなきに至つた。次で無所屬俱樂部の佐々木安五郎氏より床次內相不信任に關する決議案、憲政會提出の文相問責決議案三木武吉氏提出の齋藤總務の朝鮮統治に關する決議案及び箕浦勝人氏外七名の提出にかゝる南滿鐵道會社に對する監督責任に關する決議案等も提出され、就中滿鐵に關する監督責任に關する決議案の如き、その議事に附せらるゝや頗る論議が圍はされたが、何れも少數の爲め否決の運命に終つた。

# 第十五節　爾後の約半歲間

## 議員總會

第四十四議會の閉會を告げた三月二十七日、民政黨は議員總會を築地精養軒に開催し、總裁始め各幹部の外貴衆兩院議員百餘名出席、小池副會長開會を宣するや、箕浦勝人氏總務を代表して

本日を以て第四十四議會は終りを告げ、院內總務の任も玆に終つたので、此機會に一言申述べ度い。今期議會に對する我黨の特別任務は現內閣を糺彈して政界革新の期を促すに在つた。盖し近年我が國政は非常に頽廢し綱紀は弛廢し、爲めに外は國威の失墜となり內は民心の動搖となつたのである、卽ち現政府竝に其與黨は權力を濫用して私利を事とし、而して上の爲す所下之より甚しきはなく今や到る處に官紀紊亂事件を至つたが、斯かる事は嚴重に戒めても尙且つ有勝ちであるのに、政府自ら之を敢てするに於ては其結果たるや知るべきのみであらう。國民一般も議會に於て此弊を匡正せん事を期待したのであるが、我黨は此國民の希望輿論を代表して表白する事に努め、諸君と共に大に奮鬪し殆んど遺憾なきを得たのであつた。此點について諸君に對し深く感謝するとのである。

會期中往々御不滿足の事も起つたが、その多くは我々の不行屆に基くものであるから、此點は謹んでお詫びを申上ぐる、又議場の秩序維持に就ては最初より奧議長と共に大に苦心し、開期中いろ〳〵と攻究したのであつたが、議場混亂の原因の第一は政府の態度が誠意を缺きその說明答辯が甚だ不眞面目であつたのみならず、時としては白々しき虛言を吐く爲めに議場の空氣を惡化せしめたことに在る、そして又第二には議長が常に議場の靜肅平和を念としながら、兎角他の勢力に剌戟壓迫されて自由に手腕を揮ふことが出來なかつた結果、屢々不公平な態度に出でしまつた爲めにも依る。勿論之は議長の考へでなく多數黨橫暴の結果であつた。されば議場を騷がした責は多數黨に在ると云ふ迄もない。然るに多數黨員は偶々議長の制止を受けた事はあつても、懲罰を受けた者は一人も無いのに、我黨のみが多くの犧牲者を出したことは遺憾に堪えないが、少數黨として多數黨の橫暴壓迫に對抗する上には、誠に止むを得ざる犧牲の言ふの外ない。兎も角我黨は國民の意思を體して爲すべき事を爲し、在野黨としての立場を充分に維持したのは諸君が奮鬪の賜ものである。此の如く院內に於て十分に其の任を盡した吾黨は、今後は院外に於て同樣の活動をしなければならぬ、卽ち今日までの活躍が龍を描いたものとしたならば、今後は院外運動に於て其の點睛を爲なければならないのである。就ては其の第一着手として今期議會の眞相を國民に知らしむる爲め、例によつて報告書起草委員を擧げたい。

と一場の挨拶と希望を述ぶる所あり、報告書起草委員は箕浦氏に一任と決したので、同氏は左の五氏を指名決定した。

關和知　齋藤宇一郎　高田耕平　津原武　古屋慶隆

次で三木武吉氏院內幹事を代表して挨拶を述べたる後、加藤總裁起つて

近日中に所見を述ぶべき機會もある樣であるから、政治上の意見は其時に讓ることゝし、過去三ケ月間諸君が非常に奮鬪力戰せられた所の効果は、必ず政界革新の第一步に成るべき事を信じ、諸君に對して滿腔の謝意を表するものである。今期の議會は頗る多事であつて、殊に最終日の如きは最も然りとする、此間我黨諸君が少數黨としての任務を遺憾なく盡されたことは、衷心喜びに堪へざる所である。之も畢竟するに院內役員諸の措置宜しきを得たが爲めで、一同に代つて謝意を表する。扨て議會は終了したるも議院外に於て向後より更により以上の活動を爲さゞる可らざるは云ふ迄もない所で、之に就ては追々協議の上決定せらるべきも擧黨一致大に勉勵努力を必要とするは云ふ迄もなく、自分も大に努力を惜まぬが諸君に於かれても亦た國家の爲め一層努力せられたい。

と一同を激勵する所あり、閉會後別室に懇親會を開てデザーコースに入るや、武富時敏氏は病軀を起して議會の近況、多數黨の橫暴玆に我黨の責任に關して力說する所あり、關和知氏も起つて奮戰を誓ふと述べ意氣橫溢するものあつた。

## 關東十州大會

憲政會關東十州大會は四月七日午後一時より上野精養軒に開催され、黨員三千餘名參集し鵜澤宇八氏開會の辭を述べ、加藤政之助氏を座長に推し議事に入り、作間幷造氏左記の宣言決議を朗讀し、滿場一致を以て可決した。

### 宣　言

現內閣の乘政玆に二年有半、外交は退嬰自屈國威日に失墜し、內政は放肆散漫生活の不安と思想の惡化を招來す、政局の危機今日より甚しきはなし、而して閣臣猶ほ覺らず、瀰縫是れ事とし恬然以て一時の安を偷む、之を本年度豫算の計畫に觀るに孟浪杜撰、歲入を過大にし歲出を過小にし、徒らに多額の公債借入金に依つて收支を苟合したるに過ぎず、危大なる國費實に十六億圓、而かも產業に交通に敎育に何等積極的の新經綸を認むる能はず、所謂四大政綱今何の狀ぞ。就中義務敎育費の激增は地方財政を窮地に陷らしめて、政府は救濟の途を講ぜず昇格問題の食言は學界を紛擾せしめて、當局は其の責に任ぜず、敎育振興の實何くにか在る。

或は地方自治の機關を黨勢擴張の具に供して官紀を素亂し、或は當路の高官利權の問題に關與して醜聞百出す、綱紀の弛廢是に至つて極まれり。苦しきに至つては與黨の輩、征利私を謀り滿鐵問題の如き阿片問題の如き、國家民人の利權を擧げて政府與黨の犧牲たらしめんとし遂に司法權の發動を促すに至る。數へ來れば悉く是れ現內閣の無能と罪惡との暴露に非ずや。

憲政布かれて三十餘年、專恣橫暴此の如きは未だ曾て見ざる處なり、積惡餘殃あり、天人共に怒り咸信地に墜ちて民心離反し僅に餘喘を保つ。此時に方り吾人同志は倍々結束を固くし、六千萬の國民と共に奮起一番、糺彈餘さず速に政局を打壞して、以て國運の振興を圖らんとす。敢て宣す。

### 決　議

吾人は政局の現狀に鑑み、現內閣の罪惡を糾彈して速に其の更迭を期す。

次で加藤總裁は內外の諸問題を提げて現內閣の失政を糾彈した後

之を要するに現內閣が今期議會に於て暴露した失態は、大體に於て二種に分つことが出來る。第一は內治外交官紀風紀上の失態であつて之に就ては貴衆兩院の排擊を受け瘡痍滿身、致命傷と見るべきもの一にして足らぬのであるが、值に多數を贏ち得て形式上、引責辭職を免るゝことを得たに過ぎない。然しながら現內閣の受けた幾多の致命傷は、議會の閉會と共に決して癒ゆるものでなく、其傷は次第に擴大して遂に內閣の死命を制するに至らずんば已まぬであらう。政權を濫用して黨利黨益を計る外には、眞に國運の發展と國民の幸福とに資すべき施設の見るべきものなきを遺憾なく暴露した結果、識者の失望は今や殆んど其極に達してゐるのである。二者併せて之を有するに於ては最早一日と雖も其職に居ることは出來ぬ筈である。予は諸君が國家の爲め努力奮勵、速かに局面の展開を圖り以て天下の人心を一新し外國威を伸暢し內民心を安定せしめ、國家を泰山の安きに置くに至らんことを切望して已まぬ。

と結んで演說を終つた。次で若槻禮次郎、箕浦勝人兩氏の演說あり、加藤座長の發聲にて兩陛下の萬歲を三唱し五時大懇親會に移つた。

# 綱紀肅正論の沸騰

憲政會が議會に於て糾彈した滿鐵會社內部の不正問題は遂に司法問題となり、正副社長以下屬々裁判所の取調を受くるに至つたが、一方亦た大連民政署の阿片事件も刑事問題となり民政署長の外、拓殖局長古賀廉造氏も刑事被告人として召喚されたが、古賀氏は同事件の元兇を以て目せられてゐたゞけに召喚に先ち其職を辭するの已むべからざるに至つた。斯かる際に方り東京市に於ては多數の市會議員等が瓦斯會社よ

り收賄の事件發覺し、且つ之に關聯して幾多の不正事件も暴露せられたが、東京市のみならず東京府に於ても亦た不正事件の蟠まるあつて、同府知事阿部浩氏の之に連座せることが白日の下に曝らさるゝに至つた。而かも古賀氏と云ひ阿部氏と云ひ將た又滿鐵副社長の中西氏と云ひ皆な首相原敬氏の腹心を以て目せらるゝ者のみであつた。官紀頽廢の非難の益々旺んなると共に綱紀肅正論の沸騰し來つたのも又當然と云はねばならぬ。されば憲政會は前記の如く關東大會を開いて、先づ內閣倒壞の第一聲を擧げた後、更に綱紀肅正大會を開催して大に反政府の氣勢を示すに至つた。

## 陸軍大臣の更迭

五月下旬、陸軍大臣田中義一氏はいよ〳〵辭意を決したと傳へられたが、後數日を經るや大將に昇進し六月九日に及び玆に漸く陸軍大臣の更迭を見るに至つた。卽ち田中陸相は病氣の爲めとの理由を以て辭表を捧呈し、其後任としては陸軍次官同中將山梨半造氏任ぜられ、教育總監本部長陸軍中將尾野實信氏同次官に擧げられた。而して田中陸相の辭職は病氣の爲めと稱するも、是れ唯だ表面上の理由たるに過ぎず、尼港事件の責を引いたものである事は云ふ迄もない。卽ち陸相の引責辭職と西比利亞撤兵とは在野黨が極力强調力言し來つた所であつた爲め、尼港の占領も完了し西比利亞に於ける大部分の撤兵方針も旣に決定せる以上、陸相田中氏としては當然取るべき處置であつたのである。

## 憲政會近畿大會

近畿大會は五月二十五日午後二時より大阪市中央公會堂に於て開會、本部よりは加藤總裁を初め若槻、江木の兩氏並に關、永井、三木、小泉、木檜、古賀、鈴置の各代議士之に臨み近畿選出の各代議士は勿論所屬院外者等約四千人出席、武內作平氏開會の辭を述べ座長に小寺謙吉氏を推し田中萬逸氏によりて朗讀されたる左記の宣言及び決議は滿場一致可決された。次で加藤總裁の演說あり午後六時より引續き演說會を開いたが、聽衆三千餘名に及び紫安代議士の開會の辭に次で若槻、永井、三木、關の諸氏交々起つて熱辯を振ひ非常の盛況裡に散會したのは午後十一時であつた。

### 宣言

惟ふに帝國の現狀は內外共に一大危機に瀕すと謂ふべく、外交は退嬰自屈國威日に失墜し、就中對米對支の折衝宜しきを得ずして益々媾和會議の失敗を惡化せしめ、長く無名の師を西比利亞に出して邦家の大計を誤り、內に在りては財政經濟の施設、杜撰放漫の結果國民生活の不安と思想の動搖を招來し、參政の權尙ほ普及するに至らず、而して本年度豫算は徒らに尨大なるも產業に敎育に交通に何等新經綸の見るべきものなし。

殊に當路の大臣、政商と結托して利權問題に關與し、與黨の輩亦た貪緣比周、征利是れ事とし爲めに滿鐵問題、阿片問題等の醜聞を惹起するに至れり。憲政布かれて三十餘年、國政の弛廢綱紀の紊亂、實に今日より甚だしきは莫し、今や現內閣の威信地に墜ち、人心全く背き去る。斯くの如き內閣は一日も其の存在を容すべきに非ず、玆に我黨近畿大會を開き、憂國の所懷を宣明して以て國民の發奮興起を促す。

### 決議

吾人は速かに現政局を打開して、批政の匡救と國運の振興を圖らむ事を期す。

## 東海十一州大會

憲政會東海十一州大會は、七月八日名古屋市御園座に於て開催され、加藤總裁を初め本部より特派の濱口雄幸、望月小太郎、關和知、橋本喜造の諸氏及び所屬代議士鈴木富士彌、田中善立、鈴置倉次郎、井上剛一、早川龍介、古屋慶隆、川崎克、磯貝浩、小山松壽氏等其他二千餘名參集、早川龍介氏座長に推され左の宣言決議を可決し、加藤總裁の演說に次で濱口雄幸氏亦た熱辯を揮ひ、夜は市內四ケ所に演說會を開催

して未曾有の盛況を示した。

## 宣　言

失政相踵ぎ惡事非行の續發する事、現內閣の如き未だ曾て有らざるなし、外政は退嬰自屈し國威を失墜すること一再ならず、內政は財政經濟の施設、杜撰放漫にして國費の尨大を來し、國民の負擔愈々重くして民心の安定を缺き、上の爲す所下之に倣ひ綱紀弛廢し官紀紊亂を極め上下交々征利し、國則ち危く民其の賴る所を失はんとす、之れ帝國の一大危機に非ずや。今は如何にしても其の瘤根を絶つに非ずんば國家の前途寒心に堪へず、玆に我黨東海十一州大會を開き、敢て同志諸君の奮起を促す。

## 決　議

吾人は內外の失政に對して現內閣の責任を糾彈す。

## 東宮殿下御歸朝奉祝

是歲三月三日、軍艦香取にて御渡歐の途に就かせられた東宮殿下には、先づ英國を御訪問、同國皇室及び官民より非常の御歡迎を受けさせられ、次で歐大陸に御渡航、佛蘭西、白耳義、和蘭、伊太利等の諸國を御歷訪あそばされ、萬里の鵬程聊かの御恙もあらせられず、御發途以來半歲を經させられ九月三日橫濱に御歸艦、直ちに東宮御所へ還御あらせられた。仍つて憲政會は、同日午後本部に殿下御歸朝の奉迎祝賀會を開き、加藤總裁初め黨員二百餘名列席、小泉幹事長の挨拶に次で加藤總裁及び河野廣中氏の談話あり、終つて總裁の發聲で兩陛下竝に皇太子殿下の萬歲を三唱して祝宴に移り、一同歡談を交して二時散會した。而して加藤總裁は同日午後三時東宮御所に奉伺し、恭しく賀牋を捧呈し河野總務は宮內省に參伺して賀表を捧呈した。



## 教育決議二發表

九月二十六日本部に開かれた政務調査會に於ては、刻下問題となれる國民教育費に關する件を議題として種々意見を交換する所あつたが、結局黨としての態度を徹底せしむる爲め聲明書を發表し、且つ適當なる運動を起すことに意見の一致を見、大津佐久間兩氏の提議に基き賴母本會長より岡、大津、高田、正木、高橋の五氏を決議起草委員に指名し、委員は別室に退き若槻總務も參加して審議の結果左の案文を作製して調査會に報告し、滿場一致を以て確定した。

## 決　議

國民教育を改善し其の內容を充實する爲め、國庫の負擔を增加すると共に、市町村經濟の緩和を圖るは我黨多年の主張なり、現內閣が臨時教育行政調査會を設置したるは、既に第四十四議會の當時我黨の極力論難せし如く、徒らに一時を糊塗せんとする策にして、眞に國民教育を尊重するの誠意あるものに非ず、若し近時傳ふるが如く該調査會が時代の大勢に逆行し、國民教育の根本を破壞するが如きことを決議するに於ては、斷じて其の實現を容すべきにあらず、我黨は大に國論を喚起して之が匡救に努力せんことを期す。

## 物價調節策決定

物價問題に關しては十月五日政務調査會を開き、特別委員會にて決定せる原案を議題とし、濱口雄幸氏より詳細なる提案理由の說明あり、之に對して柴、川崎、山邊、作間、梶部諸氏より質問並に意見出で濱口氏の答辯あり、猶ほ若槻、江木兩氏の補足答辯あり字句修正の上左記の如く原案を可決した。

現今我國に於ける物價の不廉が貿易の衰退を招き、國民の生活を脅威するの事實は社會上、經濟上深憂に堪へざる所なり。特に近時に於ける物價が彌々昂騰の傾向を示すに至れるは、實に看過すべからざる處に屬す。此の如きは畢竟政府が既往の財界に處してその政策を誤りたるものにして、我黨の頗る遺憾とする所なり。思ふに今日の急務たる政府は宜しく物價問題に伴ふ經濟界、思想界の眞相を洞察し進んで節約緊縮の範を示し、更に物價調節上各種の政策を組織的に實行すべく、國民も亦た自ら省みて浪費を戒め力行を勵み、徐ろに國力の充實を圖るにあり、政府は最近に至り始めて物價調節の要を悟りたるもの、如きも、その着眼概ね枝葉末節に流れて問題の根本に觸れざるが故に、之に依りて所期の目的を達すること難し、我黨は現下の趨勢に鑑み如上の見地に基き、先づ以て官民双互の自覺を促し之と同時に緩急を計つて左記方策の實行に努め、以て物價問題の解決に資する所あらんとす。

一、速かに行政及び財政（中央及び地方）の整理緊縮を行ふこと。

二、國稅（關稅を含む）及び地方稅の整理を爲すに當り、成るべく生活必需品に對する課稅の輕減に意を用ひ、生活費の減少を圖ること。

三、投機思惑を助長し物價を釣上げ、もしくは物價の低落を阻止する如き政策を行はざること。

四、速かに金の輸出を禁止すること。

五、多數國民の間に廣く散布せる通貨を收縮する爲め、割增金附小額の勸業債券、貯蓄債券の類を發賣し、且つ簡易保險金額の最高限度を適當の程度に引上ること。

六、鐵道運賃を引上ること。

七、生活必需品小賣相場の低廉を圖る爲め、小賣商不當利益取締を勵行するの外、模範的公設市場を設け標準價格を以て販賣せしむること

八、政府は極力低利資金を融通し、公共團體をして住宅の建設をなさしめ標準價格を以て、主として勞働者に貸與せしむること（住宅建設資金の財源に就ては第五項參照）

九、事業會社は生產費節減の目的を以て自制的に配當及び重役賞與金を減じ、且つ生活必需品の價格低落と相俟つて勞銀の整理を行ふに努むること。

十、物價下廉の原因が供給の不足にありと認むるものに就ては、操業短縮を緩和若しくは撤廢せしむるに努むること。

右の外消費組合の普及方法、商業機關組織の改善、取引所法の勵行、一般國民消費の節約特に上流階級の自制、從業員及び勞働者能率の向上企業の整理合同、機關應用の擴張等諸般の事項と相俟つて物價の調節に資すべきは論を俟たず。

以上列擧したるもの、內、政府は公共團體の施設を以て實行し得べきものは直ちに之が效果を擧ぐるに努め、當業者の德義と國民の自覺に俟つべきものに就ては遠かに之が宣傳實行を期すべし。

## 軍縮會議全權委員

米國の首相に依つて列强國の海軍々備縮少に關する會議が、ワシントンに於て開かるゝ事となり我國も亦た之に贊同したるを以て全權委員の派遣を要することゝなつた結果、公爵德川家達、海軍大臣男爵加藤友三郎、米國駐劄特命全權大使幣原喜重郎の三氏同全權委員として參列仰付けられ、之と同時に法制局長官横田千之助氏以下多數の隨員も亦た其任命を見、德川、加藤兩全權の一行は十月十五日を以て同會議に出席の爲め渡米の途に上つた。

# 第十六節　高橋内閣の成立及び其前後

## 原首相の兇變

是歳十一月四日、原首相は五日京都市に於て開かるべき政友會の近畿大會に臨席の爲め、午後七時半の列車に乘ずべく自邸より自動車にて七時十分東京驛に到着し、驛長室にて小憩後同室を出でゝ將に改札口に差掛らんとする刹那、群集中より突如として一兇漢の現はるゝあり、短刀を以て首相の右肺部を刺し其場に卽死せしめた。兇漢は直ちに逮捕せられ首相は驛長並に周圍の人々によつて一先づ驛長室に搬ばれ應急手當を受けたが遂に起たず。兇報一度び傳はるや上下愕然たる有樣であつたが、此の兇變は原氏の爲のみでなく政友會の一大災厄であつたこと云ふ迄もなかつた。

原首相の兇變に斃るゝや、直ちに外務大臣內田康哉伯は臨時內閣總理大臣の兼任を命ぜられ、各閣僚は連袂辭職の議を決し五日全員の辭表を纏めて、內田臨時首相參內して闕下に捧呈したが、時恰もワシントンに於ては海軍々縮會議の開かるゝあり、我が全權は彼地に到着したばかりで帝國の立場は頗る重大時に際會してゐたのみならず、斯かる兇變によつて政變を誘致するは憲政の進歩に障害を與ふるものとして西園寺公は藏相高橋是清氏を首相に奏薦し共手續を終つたので、同月十三日に至り大命は高橋子に降下し同日親任式を行はせられ、內田外相以下各閣僚の辭表は全部却下せられて、玆に忽突として高橋內閣は成立したのであつた。而して高橋氏は首相就任と同時に、政友會より全會一致を以て其總裁に推され、原氏の遺策をそのまゝ踏襲して議會に臨むことになつたのである

是より先、憲政會は原首相の兇變に斃るゝを聞くや、六日午後二時本部に役員總會を開き左の事項を決議し、深甚なる哀悼の誠意を表したのであつた。

一、原氏の告別式には在京代議士參列する事。

一、靈柩が七日午後十時上野驛を發する際は、黨を代表して安達總務をして送らしむる事。

一、盛岡に於ける本葬には大津總務、棚瀨軍之佐氏を會葬せしめ兩氏の中より左の弔詞を朗讀せしむる事。

憲政會は內閣總理大臣立憲政友會總裁原敬君の薨去を哀悼し恭しく弔詞を呈す。

一、加藤總裁より政友會本部に於ける原氏の告別式竝に盛岡に於ける其本葬に際し花輪を贈呈する事。

一、盛岡支部に向つて原氏の本葬には成るべく多數會葬する樣電報を發する事。

次で時局に對し地方黨員中には種々配慮しつゝある人々もあるべきを以て、九日幹部會の決定に基き各地支部及び黨員の重なる人々に對し左の書狀を郵送した。

拜啓、今回原首相遭難に關連して起りたる政局の動搖に對し、憲政會の取りたる態度につき情理既に御諒察相成り居候事と存じ候へ共、本部に於て申合せ居り候處御參考までに一應申進め候。

元來、現內閣は成立以來既に三年を過ぎ、其間非政百出して民心を失ひ既に倒壞の運命に在るものに候處、偶々今回の出來事に遭遇して辭表を捧呈したるものに有之、政局は既に行詰り居るも內閣が辭表を捧呈したる表面の理由は、其の首班を失ひたる事に有之候故、政友會自ら陣容を立直し一時政局の維持を圖るに於ては、我黨は政局の維持その事には別に反對を稱へず、何處迄も政策に根抵し正々堂々政友會內閣の責任を問ふ爲め是れ迄我黨の取り來りたる態度其まゝを繼續し、一日も速かに政局の改善を計る覺悟に有之候へ共、政友會にして陣容立直しに成効せざりし場合に於ては、政權は當然反對黨たる我が憲政會に歸すべきものにして、其間決して所謂超然內閣なるものを容認すべきものに無之候。

然るに若し憲政の常道と時代の潮流とを察せざる者ありて、此際超然内閣を造り政黨を操縦して妥協苟合の政治を爲さんと試むる如きもの有之候へば、我黨は斷然起つて國民に訴へ憲政擁護の爲め極力奮闘せざる可らずと存申候間、地方に於ては右の趣旨を以て時局の推移に御注目相成、機を失せざる樣御處置相成度此段得貴意候。　敬具

時局に對する憲政會の態度は斯くの如くであつた。故に高橋内閣の出現に對しては寧ろ之を喜び、同内閣を目するに前内閣の延長に過ぎずとし從來の政見主義の下に來るべき四十五議會に臨むだけの事であつた。されば高橋内閣成立の當日加藤總裁の談片にも左の如くあつた。

高橋子爵を後繼内閣の首相に推すことに就ては、政友會内部に於ても種々議論があつた樣であるが、西園寺公爵が同子を推薦したるに於ては苦心の程察するに餘りある、然しその苦心に由つて兎に角も憲政の逆轉を見ることなからしめたのは國家の爲め大慶に堪へぬ。吾等の高橋内閣に對する態度は、從來の原内閣に對するものと毫も異らない、同内閣は畢竟前原内閣の延長に過ぎざるが故に、吾等は從來原内閣に對したと同一の方針、態度を持して爭ふべきものは爭ひ、同ずべきものは同じ飽くまで正々堂々と戰ふばかりである。

## 三大整理案決定

憲政會では行政財政稅制の三大政理に關し、若槻禮次郎氏を委員長として四十餘名の特別委員を選定し、更に調査主任として右特別委員中より下岡、江木、町田、濱口、早速の五氏を小委員に擧げ之に若槻委員長を加へ、今夏以來數回に亘つて小委員會を開き鋭意調査中であつたが、大體完了したるを以て十一月二十三日本部に特別委員會を開き、委員長より小委員會の經過並に結果に關し大要左の如く報告する所あつた。

行政整理に就ては大戰物發以來膨脹に膨脹を重ねて各省の行政機關に對し、相當思ひ切つた整理緊縮を加へ財政整理については事業の緩急を圖り、繼續費に多大の繰延を行ひ之によつて財政上少からざる餘剩を得、この餘剩を以て一面に於ては將來の財政計畫上、物價騰貴により歲出の增加に應ずべき財源を留保して財政の基礎を鞏固にする事が出來ると同時に、他面に於ては明年度の豫算に於て、各省をして或る程度の新規財源を得せしむる許りでなく、更に進んで政府が計畫することの出來なかつた左の三點に就き、相當の計畫を立て得る自信を得た。

第一、小學校敎員俸給國庫負擔額の增加

第二、社會政策等の實行　第三、減稅

右の内第一は俸給總額一億餘圓に對し、現在に於ける國庫負擔額一千萬圓を合せて凡そ半額もしくは半額に近き負擔を爲す事が出來るであらう。第二は憲政會從來の主張として前期二回の議會に提案した勞働疾病保險の實行は勿論、更に進んで失業保險その他必要なる社會政策の實行を可能ならしむることが出來るであらう。第三は之によつて現時に於ける物價の騰貴から生ずる國民の生活難を多少なりとも緩和せんとする社會政策の目的を達し、豫め本會が物價調節策の一として曩に政務調査會の決議を經て發表した稅制整理の趣旨に副はんが爲め生活必需品に對する課稅を或る程度に於て輕減せんとするものである。

## 普選特別委員會

普選問題審議に關する政務調査特別委員會は、十二月十七日本部に開會賴母木會長より安達總務を委員長に推し、同委員長より先般加藤總裁邸に於ける幹部會の經過を報告後、個人としての希望として左の意見を述べた。

第一、本日の特別委員會に於て、獨立の生計に關する件は過日の幹部會に於て決つた事を承認し決定したい。

第二、罰則はその他選擧法に就て充分調査したい。卽ち（イ）罰則は現在議會に提案してゐるものよりも、一層嚴重ならしむる意味に於て修正を試むる事。

（ロ）罰則以外の各條項に就ては多々改正の必要がある、二三の例を擧ぐれば選擧開票の立會人竝に選擧當日の立會人は、選擧人より任命してゐるが其任命に不公平が有り勝ちであるから、選擧に對する種々の疑義を生じてゐる故に此の弊害を除去せんが爲めに、各候補者の代表者を立會人にするがよいと思ふ。

（ハ）立候補者はそれ〳〵一定の保證金を納入し、一週間乃至十日以内に候補者を確定する必要がある。

（ニ）投票期日は獨逸でも佛蘭西でも日曜日としてゐる、殊に普通選擧制になれば多數の職工や勞働者を投票に加はることになるから、夫れ等の便宜をも參酌して日曜日とするが至當である。

（ホ）運動員の數を制限する事。（ヘ）事務所の數を制限する事。

（ト）地方に於ける公共の建物等は差支へなき限り、候補者の政見發表等の演說會場に開放する事。

（チ）候補者の宣言や政見を印刷したるものは、月方を計つて先づ三回位いを限つて無稅とする事。

（リ）運動員を制限する代りに其選擧區内に於ける汽車乘車賃は無料とする事。

第三、選擧區制に關する憲政會案は大正八年十二月三十一日現在の人口に據つたものであるが、其後國勢調査も出來たから更に人口の點を吟味し、區の割當に就ても調査をなす必要がある。

第四、比例代表は黨員は勿論、一般國民に諒解されれば今期議會に提案したい考へであるが、然らざれば懸案として調査したい。

右安達氏の意見に對し鈴木、作間、川崎、江木、齋藤隆、高木、正木氏等より種々の質問あり安達氏之に答へた結果大體の同意を得た。而して特別委員會に於ては滿場一致、

一、普選案中「獨立の生計」は幹部會決定通り斷然削除する事。

二、選擧法調査の爲め（イ）罰則その他選擧法の實體に關するもの（ロ）區制に關するもの（ハ）比例代表に關するもの、三部に分ちて小委員會を設け、區制と比例代表に關する小委員は場合により聯合して調査會を開き、各委員は十八日より調査に入り玆に數日中に成案を得て特別委員會に報告する事。

に決定し、猶ほ來る二十五日政務調査會總會に附議して可決の豫定と決定し散會した。

## 本部派員選定

十二月二十四日の議員總會に於て第四十五議會院内總務竝に幹事の選擧は、總裁指名と決したが同日決定せる役員は左の如くであつた。

院内總務
安達謙藏　本田恒之　小山松壽

院内幹事
三木武吉　田中萬逸　牧口義矩　中野寅吉　作間耕逸　門屋尙志

議員總會々長　武内作平

綾部惣兵衞　小泉又次郎　森田茂　木檜三四郎　井上剛一　金田平、兵衞　田中武雄

同副會長　横山金太郎

## 普選特別委員會總會

議員總會後本部に開會、安達委員長病氣缺席の爲め賴母木氏代理として、先に我黨の小委員に附託したる選擧法の實體、區制、比例代表等に關する委員會の經過を承りたしと各小委員の報告を求め、八並氏より區制に關し、昨年我黨が議會に提出した中選擧制は、大正七年末の人口に依つたものであるが其後國勢調査行はれ、人口に異動ありし故改正すべく審議中であると報告し、次で三木氏より實體法に關し、小委員會では目下審議中であつて未了との報告あり、次で江木氏より比例代表に關する中間報告あり、結局各委員會とも尙ほ充分なる審査を續行せされば具體案を報告する段取りとなり居らざる事明かとなつた。こゝに於て黑金氏は「政務調査總會は既に明日に差迫つてゐるのに、小委員會の審議未了なる以上は最に委員會に於て滿場一致可決した「獨立の生計」を削除し、原案のまゝにて各派協調を遂げ今期議會に提案すべしと述べ、野村氏は「既に小委員會の審議經過の報告を受けた以上、總會に於て意見を決定するを可とす」とて自己の意見を陳述し、更に大竹氏は各派協調論を力說し、高木氏も小委員會の議論を引用して述べる所あり、議論頗る多かつたが委員長は一時休憩を宣し、此間互ひに腹藏なき意見の交換を行ひ再會の上、川崎氏の動議に基き「區制、罰則竝に比例代表に對しては之を引き離し、所謂選擧法の實體法に關するものの內より獨立の生計云々の文字を削除し、昨年提出したる案を以て各派と誠意ある協調を遂げること」に決定し、政務調査總會に附議した上黨の態度を確定する事に申合せて散會した。

## 普選問題協定

十年度最終の憲政會政務調査總會は、十二月二十五日を本部に開かれ五十餘名出席、賴母木會長より昨日の普選問題調査に關する特別委員總會の經過竝に結果を報告し、將に會議に入らんとするに際し田中善立氏より華府會議に關する緊急動議出で、先きに本問題に關し選定した七名の特別委員の外、更に四名を追加委囑して調査を遂ぐる事に決定し、次に普選本問題の討議に入り高橋、井原、犬飼、岩佐、長山の院外者五氏より種々の質問又は意見出で、之に對し大津總務應接して協議の後、前に院外五氏を除き滿場一致を以て委員會決定案を可決した。而して直ちに議員總會を續開し、勞頭三木武吉氏より

普選問題の討議既に盡きたりと思惟するが故に、本議員總會に於ては先刻政務調査會に於て可決した通り承認したし。

との緊急動議出で一人の異議なく可決した。斯くて憲政會は今期議會に於ける普選問題に對しては、區制及び比例代表選擧法を選擧法實體より引き離し、實體に於ては獨立の生計云々の一項を削除し、協調の精神を以て各派に交涉することに確定し、尙ほ三木氏の右動議採決後、各自參考意見の交換を試むる所あり、次で關和知氏は發言を求め普選協調の歷史を回想し

第四十二議會に於て我黨、國民黨及び無所屬の三案を纏めんとした際、國民黨では憲政會にして獨立の生計を削れば、年齡又は學生の問題は讓歩してもよく之は黨代議士會の意見であると言はれたが、其後議會も解散せられ多少當時と事情を異にするに至つたが、一兩日來自分が非公式に同黨の幹部と會見した所によれば、年齡は我黨案通り二十五歲、學生には選擧權を與へずと云ふことに讓歩するも可なりとの意見であつたので、是等の點に就ては同黨との協調は左程困難ではなからうと思ふ、

と述べ、大竹貫一氏も亦た年齡の問題に關して意見を開陳する所あり、最後に高田耘平氏は義務教育費國庫負擔額增加に關する案を可及的速かに議會に提出せられんことを要求し、本田院內總務之を應諾し午後四時散會した。

# 第十七節　第四十五議會

## 攝政宮の御臨場

第四十五回帝國議會は大正十年十二月二十四日を以て召集せられ、二十六日皇太子殿下貴族院に御臨場、開院式を行はせられた。皇太子裕仁親王殿下には是より先き十一月二十五日公布の大詔により、皇室典範第二十條に基かせられ、攝政の御大任に御就任あらせられたのであつた。其詔書は左の如し。

### 詔書

朕久シキニ亙ルノ疾患ニ由リ大政ヲ親ラスル能ハサルヲ以テ、皇族會議及ヒ樞密顧問ノ儀ヲ經テ、皇太子裕仁親王ヲ攝政ニ任ス、玆ニ之ヲ宣布ス

同時に天皇陛下の御容體書は左の如く發表せられた。

天皇陛下に於かせられては禁賦御孱弱に渉らせられ、御降誕後三週日を出でさるに腦膜炎樣の御疾患に罹らせられ御幼年時代に重症の百日咳、續いて腸チフス胸膜炎等の御大患を御經過あらせられ、其爲め御心身の發達に於て幾分遲れさせらるゝ所ありしが、御踐祚以來內外の政務御多端に渉らせられ、日夜宸襟を惱ませられ給ひし爲め、近年に至り遂に御腦力衰退の徵候を拜するに至れり、目下御身體の御模樣に於ては引續き御變りあらせられざるも、御記銘御判斷御思考等の御腦力漸次御衰へさせられ、御考慮の環境も隨つて狹隘とならせられる、殊に御記憶力に至つては御衰退の兆最も著しく、加之御發語の御障碍あらせらるゝ爲め御意志の御表現御困難に拜するは、洵に恐懼に堪へざる所なり。

斯くて攝政宮殿下には御就任後、同二十六日首相奉敭の下に一般國民に向ひ左の如く令旨を下された。

皇上ノ御不例久シキニ亙ラセラルヽハ予ノ國民ト共ニ憂慮措カサル所ナリ、今ヤ大政ヲ親ラシ給フコト能ハサルニ因リ、予ハ成典ニ遵ヒテ攝政トナレリ、是レ實ニ已ムヲ得サルニ出ツ、方今國事多端ノ際、予ノ弱齡寡德ヲ以テ此ノ重任ニ膺ル、夙夜戰々トシテ負荷ニ任ヘサランコトヲ恐ル

唯當ニ先皇維新ノ鴻謨ト皇上紹述ノ宏規トヲ遵奉シテ勵精治ヲ求メ、外ハ國交ヲ敦クシ內ハ國民ノ福祉ヲ增進セムコトヲ期シ、以テ皇上御平癒ノ日ヲ待ツヘキノミ、國民予カ斯ノ意ヲ體シ各々其ノ業ヲ勤メ、令ニ臨ヒテ公ニ表シ上下心ヲ一ニシテ、以テ國運ノ永昌ヲ圖ランコトヲ望ム。

帝國議會開設以來、攝政宮臨御の下に開會を見たのは實に今期四十五議會が最初であつたが、殿下には此日陸軍少佐の御正裝に大勳位の綬章を佩かせられ、新に玉座の右に設けられた御座に着かせ給ひ、諸員最敬禮の裡に開院の勅語は內閣書記官長より高橋首相に傳達せられ首相は恭しく之を捧げて殿下に捧呈して退下するや、殿下には玉音朗々左の勅語を捧讀あらせらる。

### 勅語

朕玆ニ第四十五回帝國議會開院ノ式ヲ行ヒ、貴族院竝ニ衆議院ノ各員ニ告ク。

帝國ト締盟各國トノ交際ハ益々親厚ヲ加ヘ、華盛頓會議モ亦將ニ其ノ成果ヲ見ムトス、朕深ク之ヲ欣フ。

今ヤ帝國ハ外列强ニ伍シテ負荷重キヲ加ヘ、內文運ノ伸暢ニ伴ヒ時務愈々滋カラントス、朕ハ忠良ナル臣民ノ協力ニ倚藉シ、以テ國勢隆昌ノ實ヲ擧ケ、世界平和ノ確立ト文化ノ進展トニ資センコトヲ期ス。

朕ハ國務大臣ニ命シテ大正十一年度豫算案及各般ノ法律案ヲ帝國議會ニ提出セシム、卿等克ク朕カ意ヲ體シ和衷審議以テ協贊ノ任ヲ竭サ

ンコトヲ望ム。

開院式後衆議院は委員を選定して勅語奉答文を確定し、翌二十八日全院委員長丈に常任委員の選定を了し、例により議末歳始の休會を宣し散會したが、憲政會より選任された常任委員は左の諸氏であつた。

豫算委員

永井柳太郎　齋藤宇一郎　野田文一郎　山道襄一
三浦得一郎　横山勝太郎　川崎克　高木正年
濱口雄幸　磯貝浩　菊地良一　加藤定吉
高田耕平　早速整爾　小池仁郎

決算委員

荒川五郎　黒金泰義　平出喜二郎　津原武
岡本幹輔　正木照蔵　古屋慶隆　古賀三千人
太田信次郎　川副綱隆　紫安新九郎

懲罰委員

吉田磯吉　鈴木富士彌　今澤安之助　齋藤巳三郎
森達三　森山儀文治　藤井啓一

請願委員

佐竹庄七　淺賀長兵衛　鈴木久次郎　神谷彌平

下田勘次郎　香川保忠　一柳仲次郎　村山喜一郎
淺野順平　佐藤啓　定行八郎

## 憲政會第六回大會

第四十五議會に對する態度を決すべき憲政會大會は、一月十九日本部に開かれたが是より先、評議員及び兩院議員の聯合會は同日午前十一時より開催され出席者約二百名、小泉幹事長の挨拶あり會長に箕浦氏を推して議事に入り、門屋尚志氏より昨日の政務調査會にて決定の宣言決議及び政策を朗讀して附議し、齋藤宇一郎一大竹貫一兩氏より政策に就き修正動議の提出あり、之に對し若槻氏原案に關して詳細なる說明をなし即時採決の結果、多數を以て原案を可決して正午散會、午後二時より大會に移つた。出席者は加藤總裁初め各幹部竝に黨員五百餘名、河野廣中氏推されて會長席に着き三木幹事より事務報告あつた後、役員選擧に移るや加藤定吉氏の發議により何れも總裁の指名に一任することに決定し、左の如く總裁より指名決定し次で宣言決議會策を滿場一致可決した。卽ち左の如し。

總務　濱口雄幸　岡和知
武富時敏　早速整爾
降旗元太郎
會計監督　橋本喜造
幹事長　賴母木桂吉
鵜澤宇八
政務調査會長　紫安新九郎
黨務委員長　田中善立
常任幹事　三木武吉　鈴木富士彌　八並武治
山邊常重

幹事　太田信次郎　出口直吉　金澤安之助
　　淺川浩　香川保忠　中馬興丸
　　藤井啓忠　古賀三千人

## 宣言

玆に第四十五回帝國議會に臨むに方り、我黨の態度を明かにし以て天下に宣す。

宇内の趨勢は平和の確立に在り、我國は五大強國の班に列し、世界平和に貢獻するの重任を負ふ。宜しく内人心を振作し庶政を釐革して國力の充實を圖り、外國交を敦うして威信を暢べ以て國運の進展を期すべし。

此時に方り外交不振を極め、折衝機宜を失し、漫りに列國の侮蔑を招く、内に在つては綱紀頽廢して人權枉屈し、生活不安にして思想動搖し産業萎靡し、財政紊れ教育振はず民心荒む、邦家の現狀洵に痛嘆に堪えざるなり。

此の如きは戰後重大の時期に於て政治の局に當るもの、經國の大策なく奉公の誠意を有せず、政權を挾んで黨勢の擴張に急なるの致す所その罪責極めて重し。

政友會内閣は首相の更迭を見たりと雖も、内外失政の責任に至つては斷じて免かるべきに非ず、我黨は既往三年に於ける之が責任を糺彈して其處決を促し、從來の主張並に別に定むる所の政策に依り、奮つて時局匡救の任に膺らむことを期す。

## 決議

第四十五回帝國議會に於ける我黨の行動は、之を議員總會の決議に一任す。

一、列國と協調して世界平和の確立に努むると共に、帝國の面目を完ふし。國運の進展を期すべし。

一、綱紀の肅正を期すべし。

一、速かに普通選擧を實行すべし。

一、物價を調節し國民生活の不安を除き、産業貿易の振興を圖るべし。

一、行政及び財政を整理し、特に世界の大勢と四圍の狀況に鑑み、陸軍々備に對して整理縮少を行ふべし。

一、生活必要品に對する課稅を減免すべし。

一、國民教育の充實を圖り小學校教員の俸給國庫負擔額を增加すべし。

一、勞働組合及び社會保險に關する制度を設け、其他各種の社會政策を實行すべし。

一、前各項の外、海軍々備縮少協約の結果生ずべき財源は、縮少に伴ひ必要なる經費に充つるものを除き、主として之を國民負擔の輕減に用ふべし。

次で加藤總裁は起つて左記の演說を試み、終つて下田幹事の祝詞祝電の朗讀あり、河野會長の發聲にて兩陛下の萬歲を唱へ閉會後、一同築地精養軒に於ける加藤總裁の招待會に向つた。

## 大隈侯爵薨去

早稻田の自邸に病氣療養中であつた大隈侯爵は大正十一年一月十日病勢俄かに革り遂焉として遂に白玉樓中の人となられた。薨去の報一たび傳はるや、世を擧げて皆な此の一大偉人の長逝を哀悼せざるなく、愛惜の聲全國に充ちた。憲政會は十一日本部に緊急幹部會を開き左の案件を決定した。

一、河野、若槻兩總務は正式に黨を代表して弔意を表する事。

一、靈前に紅白の餅を供する事。

一、根付眞榊一對を贈呈する事。

一、憲政會本部及び全國支部より弔詞を呈する事

一、憲政會本部及び全國支部より弔旗を贈呈すること。弔旗は紅白の絹を以て作製し、左の文字を表はす事。

「謹送大隈侯之靈柩……支部」

右の決定に基き本部事務局に於て夫れ〳〵處理決了したが、一月十七日日比谷公園に於て執行された同侯の國民葬には、加藤總裁は憲政會本部を代表して左の弔詞を朗讀した。

## 弔詞

大正十一年一月十七日憲政會總裁加藤高明、故大隈侯爵の告別式に臨み恭しく哀悼の意を表す。高明之を聞く其人存すれば其政擧り其人亡ぶれば則ち其政息むと、法治の世立憲の國と雖も運用宜しきを得て其精神を發揮し、其功效を突破するに至つては亦た其人に存す。侯は憲政の指道者、文明の木鐸にして其薨去は實に國家の一大損失たり。今日上下を擧げて痛惜措く能はざる所以なり。

侯は人格崇高にして雄魂毅魄、經世家を以て思想家を兼ね、天空海濶の氣象、鳳行雷動の言論、千古を睥睨し一世を籠蓋し、其事業は政治外交社會教育の各方面に渉り、朝野に於ける赫々たる功蹟は儼として人の耳目に在り、天下の輿に膾炙する所にして固より區々の追頌を待たず。高明等身を政界に置く者に在りては、侯が夙に立憲の先聲をなし、政黨の主唱となり、代議の氣運を開きたるを懐ふ毎に、感謝の念自ら禁ずる能はざるものあり、況んや我が憲政會は侯の主義に胚胎し、侯の嚆矢に化成せしものなるをや。而して今や侯即ち亡し、嗚呼哀哉。然れ共侯の憲政會に期するは、其遺緒を繼ぎて國家に盡すに在り。高明等誓つて輿論を指導し、黨基を固くし協心戮力、代議の實效を擧げ立憲の大義を濟し、國家の爲に報效の誠を致さんと欲す。

在天の靈幾くは冥助を賜はらんことを。

## 普選案討議

憲政會は今期議會に臨むに當り、その提唱にかゝる普通選擧案は既記の如く「獨立の生計」を削除し、國民黨は年齢二十歳以上を二十五歳と改め、其他の各派亦た其の主張を交讓して玆に單一明白なる普通選擧案を見るに至つた。斯くて十二月二十六日各派の院内院外の普選論者竝に新聞記者を網羅する全國普選斷行同盟會主催の下に築地精養軒に於て各派普選議員の懇親會は開かれ、各員交々起つて大に氣勢を揚げたのであつた。而して普選統一案の内容は左の如くであつた。

一、選擧、被選擧權を通じ年齢二十五歳以上の男子　二、神官、僧侶、小學校教員の被選擧權　三、定住期間六個月以上　四、候補者の戸別訪問禁止　五、選擧當日の運動の絶對禁止　六、投票所附近休憩所設置の禁止　七、治安警察法に依る演說會開催屆出規定の除外等。

右普選案は二月十一日の紀元節を以て衆議院に提出せられ、同二十三日より二十七日まで四日間の討議をなした。而して討議第一日の劈頭之が提案說明の任に當つたのは往年民權運動の驍將たりし憲政會の長老河野廣中氏であつた。その說明演說の要旨に曰く

私は玆に普選案提出の理由を極めて簡單に述べやうと思ふ、そも〳〵此の選擧法改正法案即ち普選案は去る四十二議會以來すでに三回本院に提出されて、その提出理由は憲政會の諸君より又は國民黨其他の諸君より幾度も論議し盡されて居るのみならず、全國各地に於ける演說會等に於ても十分論議し盡されて居る。普選斷行の必要なことは一般に承認されてゐるのである。然しながら今日、こゝに本案が上程さるゝに當つて、私は第一此の議院を通じて世間に普選實施が尚ほ危險であると信じてゐる一部の人々に告げたい。是等の人々は比較的上流階級、資產階級で保守々舊の思想を有して居る人々である。第二には普選實施の必要を承認してゐるに拘らず、普選の實施は未だその時機にあらずと云ふ意見即ち普選尚早論者である。

本日反對せらるゝ政友會の諸君も、矢張り尚早論者ではないかと思ふ、私は此の尚早論者に對して誠心誠意今一段の御奮發を願いたいと

希望する、而して第一の普選の實行を危險なりとする世間一部の人々は、大變な誤解であると考へる、何故我々が普選の即時斷行の必要を熱心に主張するかと申せば、それは一日も速かに我が立憲政治の基礎を確立したい、現在より一層鞏固にしたいと云ふ一念に過ぎないのである。（中略）今や華府會議終了して我か帝國の世界に於ける地位は洵に重大となつて來た。此の國家重大の時局に際し、國民の大奮發を促すには、卽ち國民總動員の準備を爲すためには、明治大帝の御遺志に則り普選を卽時斷行して全國民を政權に參與せしめ、以て國家に對する大責任を徹底的に自覺せしむるより急迫且切なることはなしと考へる。是れ本案を提出する所以であります。

之に對し政友會の川原茂輔氏先づ反對側の先陣をつとめ、次で國民黨の清瀨一郎氏の贊成演說に續き憲政會の永井柳太郎氏登壇、獨特の雄辯を揮つて贊成意見を述べ、「政友會の普選に對する態度は漸進主義にあらず、緣日商人主義なり」と喝破し「今日の日本は名は議會政治の行はるゝ狀態なりと雖も、事實に於ては政友會の一黨專制政治である」と云ひ更に「彼の東京驛頭に於ける不幸な事件の如きも、春秋の筆法を以て論ずれば政友會自ら招きたる所と謂はざるを得ない」と舌鋒頗る辛辣であつた。次で牧野良三、鳩山一郎の政友兩氏及び庚申派の南鼎三氏の反對論あつて第一日を終つた。

此日の院外の空氣は政府の極壓なる民衆運動强壓の手に亂され、民衆と警官隊の衝突は諸所にあり、夜に入りて警戒ます〳〵嚴重を極め、憲政會代議士田中善立氏の如きはそれが爲めに思はざる奇禍を買ひ、一夜の檢束者約二百名を算する有樣であつた。

かくて翌廿四日引續き開會したる普選討議第二日は、前日の院外に於ける官憲の態度の狼藉沙汰に加ふるに田中代議士の不法檢束等に對する憤懣の爲め、反政府の氣勢頗る物凄く開議後間もなく議場は、混亂喧囂の渦卷と化した。先づ國民黨の砂田重政氏は政友會の武藤金吉氏が議事進行に關する發言の終了を待ち兼ね、議場整理に關する先決動議を提出し、右動議は昨日議員淸瀨一郎氏の演說に對して、議長の執りたる措置は失當なり議長は宜しく反省すべしと云ふに在つた。而して此の提案理由の說明後、政友會の鵜澤聰明氏の反對論、憲政會の森田茂氏の贊成論に次で無所屬の佐々木安五郎氏意氣昂然として登壇、議長が自己一身に關する議を爲すに當つて退席せざるを詰り、「もし退席せざれば何時までも壇上に立つてゐる」と怒號するや、議場は忽ち一陣の狂風に襲はれた如く騷ぎ立ち、議長が佐々木氏に退席を迫る聲、佐々木の之に應酬して怒鳴する叫びは、場內の騷擾裡に斷續して聞こへ喧噪名狀すべからず、議長遂に持て餘して休憩を宣して退場し、二時間を經過したる午後四時漸く再開の振鈴鳴り、議長着席するや依然として此問議壇を占領しつゝあつた佐々木氏は、再び仁王立ちの姿勢となつて更に議長の不法を詰るや、野黨は一齊に起つて聲援を與へ議場は再び休憩前の喧擾にかへりて又如何ともすべからず、遂に議長は策の施すべきなく閉會を宣して退場した。

而して討議の三日目たる二十五日も、勞頭佐々木氏の前日に引續いた難詰竝に憲政會の早速、本田兩氏よりの議事進行に關する發言等の小波瀾を示した後、奧議長は漸く退席して議長の席を粕谷副議長に讓り、本問題の討議に入り松本君平、林毅陸、島田三郎、村上孝哉、紫安新九郎、吉原正隆諸氏の贊否兩論あり夜に入つて散會した。

第四日目の二十七日は珍らしく開會勞頭直ちに本會議に入り鮎川盛貞（國民黨）瀧正雄（政友會）森下龜太郎（庚申）岩崎幸治郎（政友會）田淵豐吉（無所屬）松田俊三（政友會）樋口秀雄（憲政會）土屋興（政友）湯淺凡平（國民黨）島田俊雄（政友會）尾崎行雄（無所屬）等諸氏の贊否兩論入り亂れ最後に床次內相發言を求めて登壇し政府反對の趣旨を辯じ終るや、政友會より討論終結の動議出で起立多數のため討論を終り、議長は濱田國松氏より提出の二十七名の委員付托の動議を上程し濱田氏の提案理由の說明に次で憲政會の野村嘉六氏の贊成演說あつた後、採決に入つたが該動議は政友會の多數によつて否決となり、次でいよ〳〵本問題の採決となつた結果、九十六票の差を以て否決せられ、野黨必死の努力も空しく普選案は又しても玆に葬り去られた。

## 內閣不信任案

內閣不信任案は在野各派の共同提出により、三月十六日の議事に上程せられたが案文左の如し。

決議案

衆議院は現內閣を信任せず。

理由

現內閣成立以來失政百出擧げて算ふべからず、華府會議に於ては屢々折衝の機宜を失し、財政經濟の紊亂は延いて國民生活の不安と人心の荒廢を招致す、殊に黨同結托私利を恣にし、公益を賊して憚らず、綱紀の廢頽政界墮落今日より甚だしきはなし、政府は宜しく其の責に任じ速に處決すべし、是れ本案を提出する所以なり。

先づ國民黨の關直彥氏登壇、提案理由を說明し次で憲政會の關和知氏の贊成演說あり、次で政友會の山本悌次郎、宮古啓三郎兩氏の反對、無所屬の押川方義氏、憲政會の本田恒之氏の贊成演說あつて討議終結し採決に入つたが、是れ亦た開票の結果少數を以て否決の運命となつた

## 重要法案及び建議案

鐵道敷設法案　この案は第四十三議會に於て從來の所謂鐵道十年計畫に新線五線路、二百二十哩を追加し公債及び益金による約十四億圓の豫算を以て、既定線三千哩を完成せんとするものに對し、更に全國四十九線六千三百哩の鐵道敷設の計畫を立つるものである。然かも本案は工事費豫算を伴はず、實行期限を定めず、唯だ將來敷設すべき線路を漠然列記したる無意味の紙上鐵道案であつて、從來政友會は鐵道問題を黨勢擴張に供した結果、名目だけの責塞ぎ策として案出した法案であつた。されば憲政會は前議會に於て種々本案に對する缺點を指摘し、且つ黨略利用に對する警告を附して一旦贊成を表したが、政府の財政は行詰り鐵道會計の不安は最早一點の期待も措くに足らざるのみか、政友會が鐵道を以て黨略の犧牲とし、各地の選擧に於て人心を蠱惑せる事實擧げて數ふべかざる次第なるを以て、今期議會に於ては斷乎反對の態度に出でた。されど政友會の多數は結局遂に衆議院を通過せしめたのであつた。

陸軍の整理縮少に關する建議案　陸軍々備の整理縮少に關しては、憲政會は行政、財政及び稅制の三大整理と共に、昨年來各黨派に率先して之が實行の急を唱へ、現に本年一月開催の黨大會に於てもその決議にかゝる政策中最に關する一項を加へて、黨としての意見を天下に發表したのであつた。而して今期議會に臨むや本問題に關しては十一年度總豫算審議の際、適當の機會に於て成案を表示せんことを期した故に、必ずしも特別建議案提出の形式に出づることを必要としなかつた。然るに國民黨より陸軍々縮決議案を提出し、憲政會は同案理由書中に說明せる一年兵役說及び、師團半減の意見には贊成し能はなかつたが、其本文に「陸軍を減縮して政費の按排を圖るは我國目下の急務なり、政府は速かに案を具して議會に提出すべし」とある點に對しては固より異論なきを以て之に贊同の意を表した。而して政友會も亦た遽かに軍縮建議案を提出するに及び、兩者は一括して委員會の審議に附せられ、數回の論難討究を重ねた後、遂に各派一致して

政府は陸軍步兵の在營期を一年四箇月に短縮し、且つ各種機關の整理統一を實行し以て經費四千萬圓を減少せられむことを望む。

との具體案を作成して、之を政府に建議することゝなつた。

地租營業稅改廢決議案　憲政會は華府會議の結果にもとづく海軍縮少により、當然生ずべき剩餘金を以て國民負擔の輕減に供すべく、地租營業稅の改廢を爲すべしとの見地から本決議案を提出した。蓋し今期議會に於ける首相の施政方針演說中にも、政府はその剩餘金を以て小學校教育費の補給及び治水費に流用する考へであると明言してゐるが、勿論之も國家の爲めに必要なるには相違なきも、而かも之等は政府自らの行政整理及び其他の手段によつて其財源を捻出すべき性質に屬し、軍縮の剩餘金は從來の增稅が專ら國防の充實、殊に海軍擴張に原因せる歷史に見ても、之を以て減稅に充つべきが國民に對する政府としての當然の義務でなければならぬ。卽ち憲政會が本案の建議を敢てせる所以失業勞働者普後に關する建議案　軍備の縮少によつて直接生活上の打擊を蒙る者は、云ふまでもなく從來國防充實の作業に從事した多數の勞働者である。されば憲政會は失業に伴ふ生活の不安を保障することの緊急且つ重大なるを認め、黨大會に於ても之を政策の一項目としたのであつた。隨つて今議會に決議案を提出して政府にその實行を迫らんとしたのであつたが、國民黨政友會及びその他各派間の意向一致して建

議案提出の協定を見た爲め、擧黨直ちに之に贊成したのである。案に曰く

政府は軍備縮少に基因して生ずべき失業勞働者に對する善後の處置につき適當の方法を講ぜられんことを望む。

而して右は全院一致を以て可決せられた。

勞働立法　勞働問題の解決は政治、經濟社會を通ずる中心問題となり、一日も等閑に附すべからざるに拘らず現內閣は殆んど之を閑却し爲めに勞働爭議罷業同盟等延いては思想界の危險また我が經濟社會の一大暗礁となりつゝあるを以て、憲政會は前議會に諸種の勞働立法に關する提案をなしたのであつたが、今議會には國民黨と共同して失業保險、疾病保險、同特別會計及び職業紹介法、工場法、鑛業法各改正案並に勞働組合法案を提出したが、衆議院の審議を盡すに至らずして會期を終つたのは遺憾であつた。

以上の外、衆議院を通過した重なる法案は六大都市行政監督に關する法律案、北海道會法中改正案、少年法及び矯正院法案、破產法案、和議法案、治安警察法中改正法案、刑事訴訟法案、未成年飲酒禁止法案、借地借家調停法案等であつた。

## 議場混亂裡に閉會

最終日の衆議院は三月二十五日午前十時三十分を以て開會、日程第一過激社會運動取締法案の第一讀會を初めとし、法律案一件各種建議案八十九件、請願報告約三百件、合計三百九十に及ぶ多數の案件を同日中に始末しなければならなかつた。而かも政府の不誠意と政友會の橫暴とに憤慨した野黨各派は、之等の事に頓着なく氣勢甚だ當るべからざるものがあつた。一方政府に於ても豫定通りの進行を見なかつたのみならず、高橋首相が曩に貴族院豫算委員秘密會に於ける脫線的辯明以來、一蓮托生問題の波瀾容易に收まらざるより昇格案及び陪審法案の死活如何を案じ、その全力を貴族院に集中して衆議院を顧みるの餘裕がなかつたので、政府としては今議會に於ける最重要案たる過激社會運動取締法案も未だ衆議院に上程するの運びに至らなかつた。

されば野黨は此虛に乘じて着々策戰を進め、その爲め政府の計畫は悉く齟齬して、過激法案は遂に最後まで一步も衆議院の議場に入る能はず、僅に岩崎進行係の努力によつて上議中の建議案を一括して採決に附し、委員會の決定通り議了した外、幾多重要の案件は空しく未議了のまゝとし、叫聲と拍手と相混交せる一種名狀しがたき喧噪裡に、第四十五議會の幕は下されたのであつた。

因みに過激社會運動取締法案の如きに對しては、野黨は先づ第一に現下の國情として、本法を必要とする迄に人心を惡化せしめた責任の所在を問はんとし、思想上に全然無理解にして政權固持には手段を擇ばぬ現內閣に、此種法律の運用を委すに至つては其危險むしろ忖るべからざるものあるべしと爲し、苦闘を續けて遂に審議未了に終らしめたのであつた。

# 立憲民政黨史 前篇終



昭和拾年貳月貳拾五日納本
昭和拾年參月壹日發行

東京市麹町區麹町壹丁目參番地
發行所 立憲民政黨史編纂局

定價金五拾圓（上卷）

不許複製

監修 加藤政之助
編纂部長 斯波貞吉
編纂者 塚田昌夫
發行者 淺井長太郎

印刷所及印刷者 東京市芝區田村町五丁目五番地
佐脇印刷所
佐脇亮三郎

628
142